

資料編

目次

1)	児童・生徒指導上の諸問題緊急対策 「12のアクション」概要版	138
2)	「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の概要	139
3)	児童生徒の器物損壊にかかる費用弁済会計処理システム実施要領	144
4)	児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書	147
5)	学校と警察の行動連携にかかる情報提供事務執行基準（ガイドライン）	149
6)	児童生徒の健全育成を推進する連絡票	151
7)	横浜市立小中学校の出席停止を命ずる際の手続に関する規則	153
8)	出席停止に関する意見報告書、命令書、解除通知	155
7)	児童通告書	158
8)	児童虐待及び不適切養育の共有ランク表	159
9)	捜査関係事項照会書	160
10)	触法調査関係事項照会書	161
11)	事件・事故報告書	162
12)	体罰に関する報告書	163
13)	「ケータイ・ネット」から子どもを守る提言	166
14)	健康のアンケート	169
15)	不登校の早期発見チェックリスト	170
16)	登校支援アプローチプラン	171
18)	不登校児童生徒が通う民間教育施設についてのガイドライン	173
19)	いじめ教職員研修資料	174
20)	体罰根絶に向けた研修資料	210
21)	少年事件の手続きの流れ（概略）	234
22)	各種照会への回答、通告及び連絡票等への取り扱いについて	235
23)	教育総合相談センターで実施している教育相談事業の概要	236
24)	横浜市内の主な公的相談機関等	237

教育委員会のアクション

学校のアクション

児童・生徒指導体制の組織強化

アクション1：小学校での児童指導の体制確立・強化

小学校の児童指導のキーパーソンとなる児童指導担当教諭の専門性を確立し、機能が発揮しやすい組織体制整備のため、児童指導体制強化モデル校の設置、児童指導推進協力員事業の実施等、必要な対策を講じる。既存の不登校対応及び特別支援教育コーディネーターと暴力・いじめ等の諸課題克服のための児童指導コーディネーターの業務について、学校の業務実情に応じた効率の組織の再構成と協議会設置等必要な対策を講じる。

暴力やいわゆる「学級崩壊」等諸課題克服に向けて小学校に児童指導担当教諭を中核とする校内組織を確立・整備し、校内の組織機能の強化を図る。児童指導担当教諭を、関係機関や地域連携、幼・保・小連携、小・中連携、不登校や問題行動等の課題克服の実践リーダー（コーディネーター）として校内体制の中で機能させ、支援チームによる組織対応を強化する。

幼・保・小及び小・中学校の協働による教育活動と連動した成長支援

アクション2：12年間の長期スパンで捉えた児童・生徒指導の実践

児童指導担当教諭と幼稚園教諭・保育士との対策協議や研修を促進する。共同の研修会や協議会の開催を通して担当者間の連携を促進する。幼・保・小及び小・中学校の協働した教育活動を促進するため、先進的な実践例を紹介し啓発する。

青年期の諸問題等を見据え、幼・保・小及び小・中学校間で協働した児童・生徒指導推進体制を確立する。授業交流や授業交換会、児童会と生徒会の交流、交流行事の推進など、協働した教育活動を実践する。

アクション3：相互理解と人間関係調整能力の育成を目指す児童・生徒指導の実践

コミュニケーション能力(聴く力、伝え合う力)の育成のために、教材・教具及び指導法の開発を支援する。

コミュニケーション能力(聴く力、伝え合う力)や問題解決能力育てる教育活動の実践と指導法の開発を推進する。

暴力・いじめ等諸課題克服のための指導プログラム策定と実践

アクション4：暴力行為防止プログラムの策定・実践

アクション5：いじめ根絶プログラムの策定・実践

アクション6：いわゆる「学級崩壊」克服プログラムの策定・実践

いじめ根絶・暴力行為防止・いわゆる「学級崩壊」克服プログラムのモデルプランを提示し、各学校の実情に即した指導プログラムが策定できるよう支援・指導する。

学校は教育課題を的確に把握し、指導プログラムを策定、実践する。個別課題の把握は、校内委員会(チーム)によるカンファレンスに基づき、個別の指導計画を作成する。

アクション7：器物損壊にかかる指導プログラムと弁済システムの確立

社会規範意識を育成する指導プログラムを提示し、指導の徹底を図る。行為者弁済の会計処理システムを整備する。

公共物の破壊について自己の社会的責任の自覚を促す指導を行う。自己責任の涵養をめざす弁済システムを全校導入する。

アクション8：十分な指導・支援の上に成立する出席停止措置への対応手順の明確化

行うべき指導と適正な出席停止措置の実施手順を明示。

児童・生徒指導の充実と出席停止措置の適正活用を図る。

小・中学校におけるキーパーソン育成を目指す教員研修

アクション9：児童・生徒指導等コーディネーター業務にかかる研修の実施

コーディネーター人材の育成に必要な児童・生徒指導担当教諭の研修・協議及び校内研修充実に向けた学校支援を強化する。

校内研修の実施により指導の質の向上を図り、コーディネーターを中心に据えたチーム支援の組織対応の強化を実現する。

「豊かな心」育成は学校・家庭・地域・関係機関の行動連携から

アクション10：支援チーム派遣と関係機関とのケースカンファレンスの促進

学校の必要に応じて支援チーム(指導主事、心理職、少年警察OB、福祉関係者等)を編成し、学校に派遣する。

学校は、課題克服をめざし、支援チームの活用や児童相談所等必要な関係機関とのケースカンファレンスを積極的に行う。

アクション11：特定児童生徒の課題克服を支援する「サポートチーム」の編成と研究

家庭・地域・関係機関を含む特定児童生徒の「サポートチーム」にかかる研究を推進し、全市的な展開を目指す。

学校・家庭・地域連携事業の活性化など地域や関係機関との協働体制を促進し「サポートチーム」の基盤づくりを推進する。

アクション12：「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携にかかる協定」の積極的活用

協定を積極的に活用し、児童生徒の健全育成、非行や犯罪の防止、被害の防止に向けて取り組む。

学校・警察連絡協議会での連携や協定書の積極的活用を通して児童生徒の健全育成、非行防止、被害防止に取り組む。

* 「サポートチーム」 平成15年文科省「学校と関係機関との行動連携に関する研究会」により報告。本市では鶴見区で地域支援システム推進事業として試行している。一人ひとりの子どもの課題に対応した学校と地域、関係機関の行動連携のためのネットワークのこと。
* 校内コーディネーター 軽度発達障害のある子どもや不登校など個別の課題のある子どもへの対応として学校内外の支援ソースをコーディネートし、その子に最も適したチーム支援を組織する役割を担う。

子どもの社会的スキル横浜プログラム

1 意義

「子どもの社会的スキル横浜プログラム」は、いじめ等の問題を自ら解決する心豊かでたくましく生きる子どもを育成するための横浜独自の指導プログラムです。

「横浜版学習指導要領」には、子どもたちに社会的スキルを身につけさせることが重点課題としてとりあげられ、意思決定や問題解決能力、コミュニケーション能力や自己開示、質問する力、聴く力など、豊かな心の基盤となる子どもたちの社会的スキルの育成が、横浜の教育の大きな柱のひとつとされました。

横浜プログラムが育成する社会的スキルとは

自分自身や仲間との良好な関係や集団への積極的な関わりを創り出すために必要な資質や能力

2 背景

子どもたちに年齢相応の社会的スキルが十分に育っていない背景や要因として、乳幼児期の＜被受容体験＞＜がまん体験＞＜群れ合い体験＞の3つの基本体験の不足があると言われています。

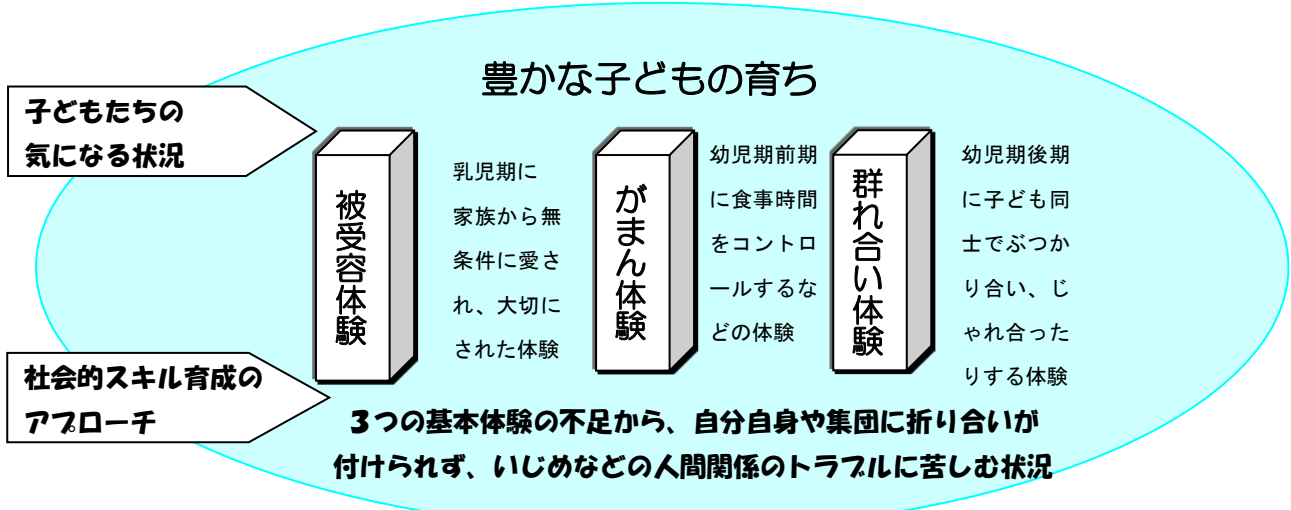
＜被受容体験＞は、自分自身や他者など人との基本的な信頼関係の基盤を作ります。

＜がまん体験＞は、親とは違う“自分”という認識をもち自律した生活の基盤を作ります。

＜群れ合い体験＞は、他者の痛みや思いを感じるなど、相互理解の基盤を作ります。

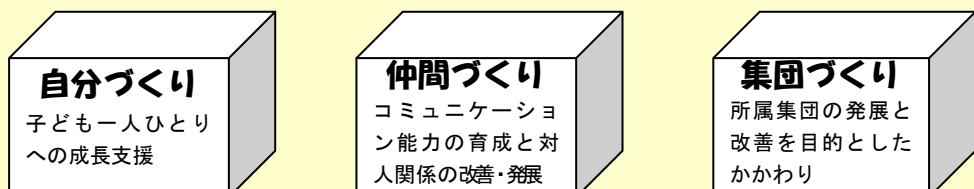
かつて、子どもが地域社会の中で自然に身に付けてきた社会的スキルは、地域コミュニティの崩壊や、少子化、核家族化といった社会の変化の中で、伝承されることが難しくなりました。

横浜プログラムは、学校教育の場にふれあい体験の場を創り出し、子どもたちに年齢相応の社会的スキルを身に付けられるようにした指導プログラムです。



「横浜プログラムの実践により、成長上の発達課題の積み残しを補充・育成

＜横浜プログラムの3つのアプローチ＞



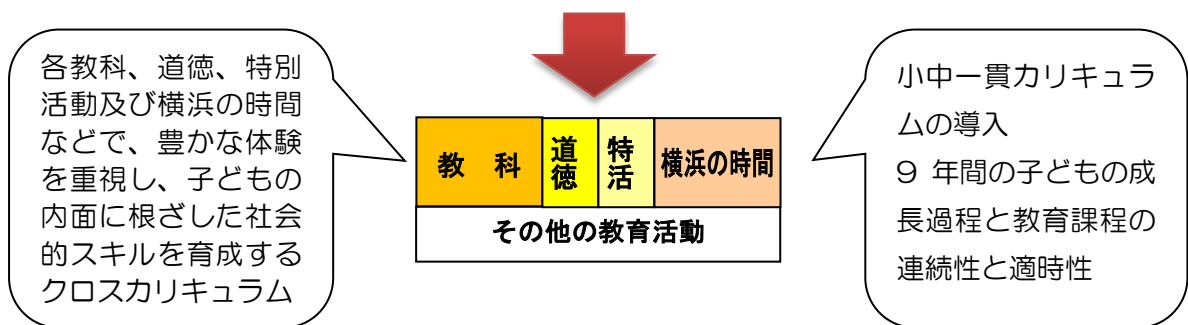
横浜プログラムの3つの特色

横浜プログラムには、①教育課程への位置づけること ②発達課題からとらえたプログラム構成であること ③学級や子どものアセスメントに基づいた適切な指導プログラムの選択が可能 という大きな3つの特色があります。

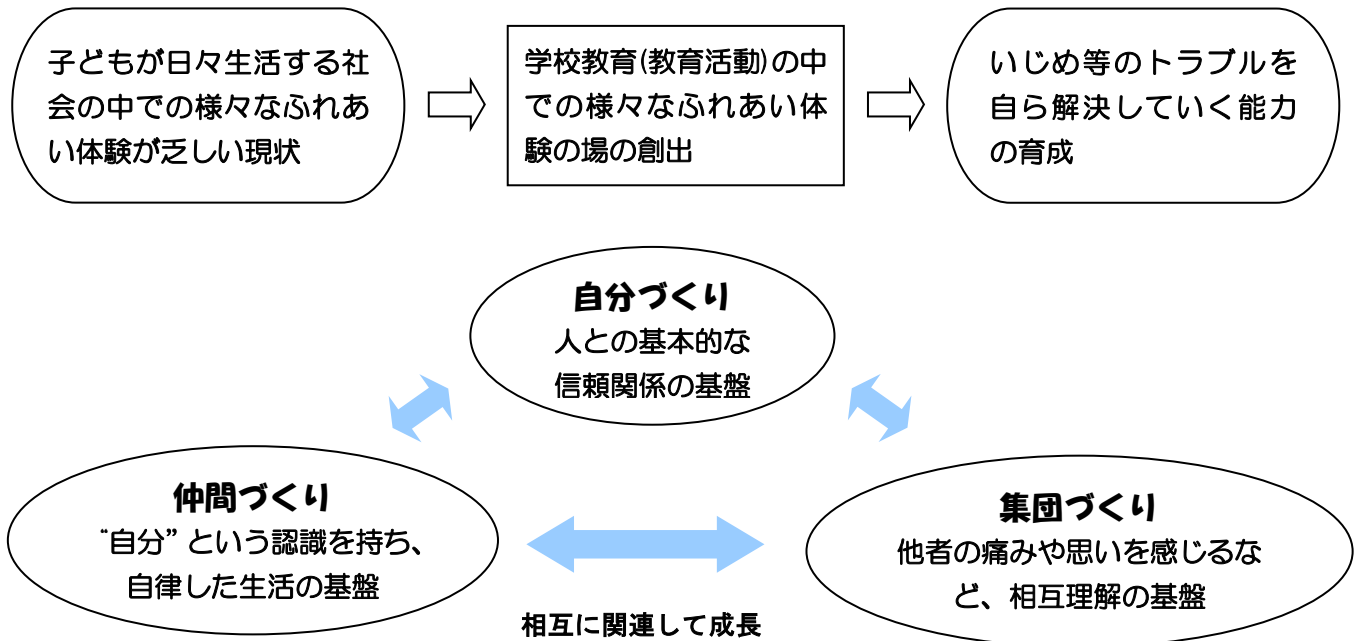
1 教育課程への位置づけ

横浜プログラムは、子どもたちに豊かな体験を基盤とし、気づきや分かち合い等の内面に根ざした社会的スキルを育成します。全ての教育活動の中で、各教科や道徳等のねらいと関連づけたクロスカリキュラムとして活用できる具体的なプログラムとして開発されていますので、年間計画を作成し、教育課程に位置づけることが可能です。

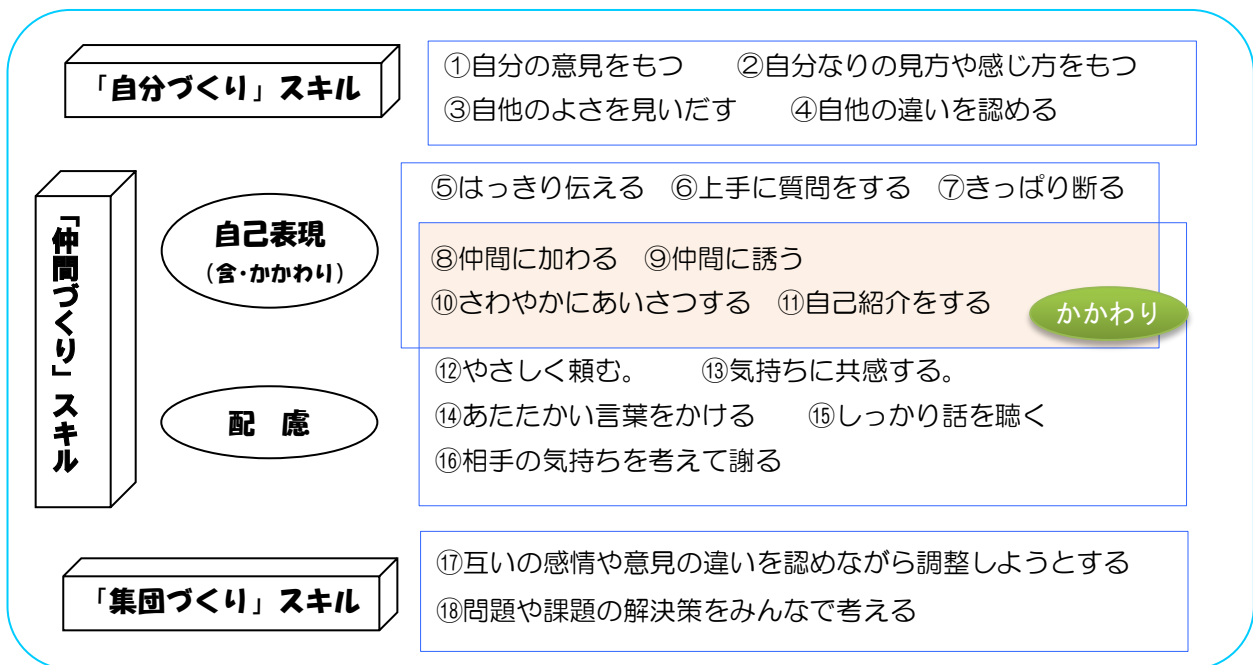
横浜プログラムはすべての教育活動の中で活用されます



2 発達課題から捉えたプログラム構成

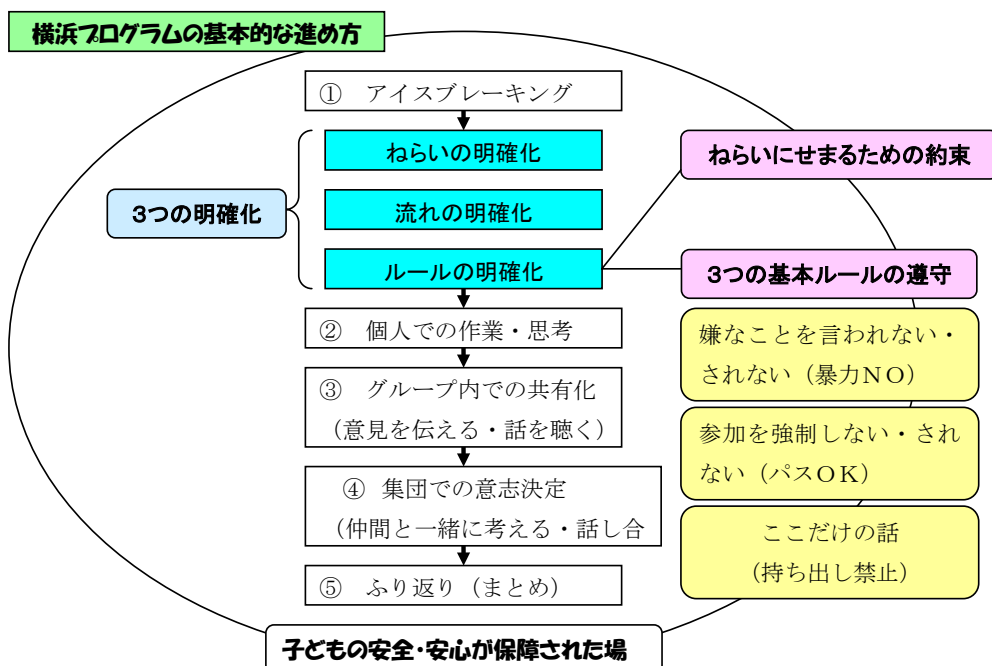
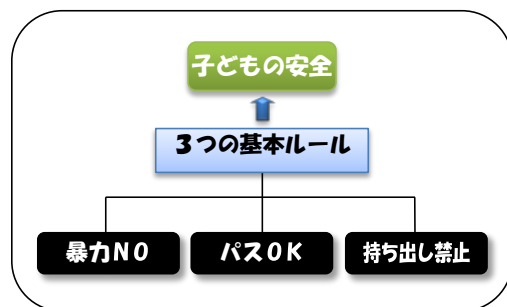


横浜プログラムでは、「3基本体験の不足」を補うため、グループ・アプローチの中で様々な体験を準備しました。〈自分づくり〉〈仲間づくり〉〈集団づくり〉の「3つのアプローチの視点」からの体験を通した子ども自身の「気づき」や「分かち合い」によって、基本スキルを身に付けられるような構成としています。次の図のように、子どもに年齢相応に身につけさせたい具体的な18のスキルを想定し、スキルの育成を図ります。



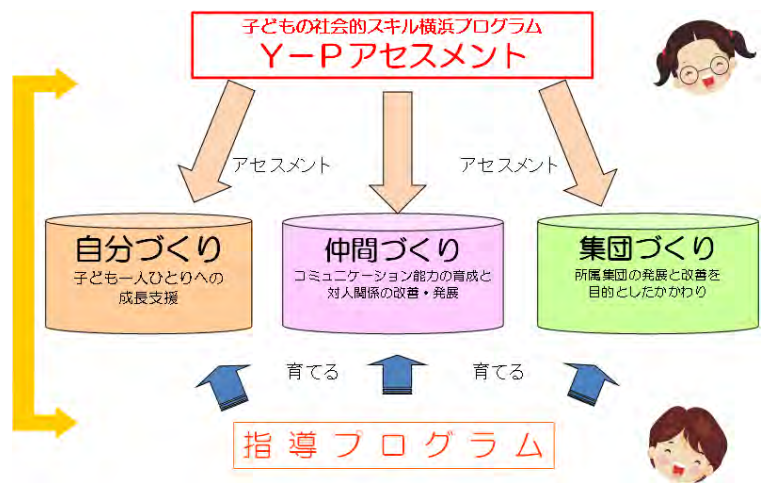
スキルの育成のためのプログラムの実施は、子どもたちの自己有用感、自尊感情等を高めることをねらいとしています。安心して自分らしさが発揮できるあたたかい雰囲気の中でこれらのプログラムが実施されることによって、子どもは他者や新たな自分と向き合い、様々な人とのかかわりをもとに、気づきを得て成長していきます。

プログラムの実施にあたっては、教師は、「3つの明確化」を確実にを行い、活動の〈ねらい〉〈ルール〉〈手続き〉をあらかじめ明確にし、子どもが活動を十分理解し見通しをもち安心して活動できるようにします。また「3つの基本ルール」①「暴力NO」②「パスOK」③「持ち出し禁止」を徹底し、子どもの安全を確保します。



3 学級アセスメントの分析によるプログラム実践

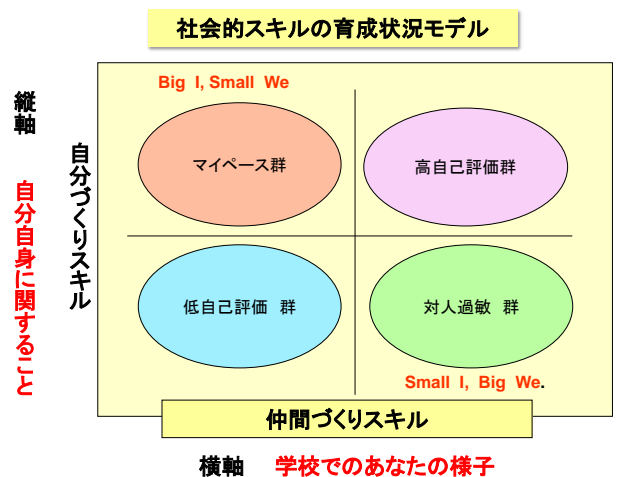
横浜プログラムでは、子どもたちの社会的スキルの育成状況を測定する心理尺度「子どもの社会的スキル横浜プログラム Y-P アセスメントシート」を開発しました。「Y-P アセスメントシート」によって、子どもや学級の社会的スキルの育成状況を把握し、必要なスキルを育成する適切な指導プログラムを見いだすことができるようにしています。指導プログラムと Y-P アセスメントシートを併せて活用することで、より一層効果的な社会的スキルの育成を図ることができる構成になっています。



Y-P アセスメントシートの活用

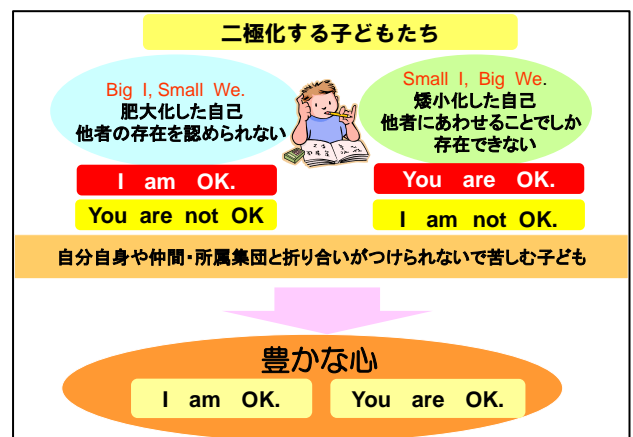
「Y-P アセスメントシート」は、子どもが自分自身の学校生活に関する自己評価を行う「学校生活に関するアンケート」と、教師が学級集団の風土を評価する「学級風土チェックシート」の2つによって構成されています。

「学校生活に関するアンケート」によって、子どもが自分自身にどれくらい社会的スキルが身に付いていると感じているかを測定します。横浜プログラムでは、個人の社会的スキルの育成状況について右のような「社会的スキルの育成モデル」を想定します。



本来、「自分づくりスキル」と「仲間づくりスキル」は相互に影響しあって、バランス良く育成されるものです。しかし、このバランスが崩れた、自己中心性の強い「マイペース群」の子ども、周囲に流されやすい「対人過敏群」の子どもたちに問題が生じると考えられます。横浜プログラムでは、この2側面のバランスを考慮してアセスメントし、子どもたちに身に付けるべき必要なスキルを見いだしていきます。

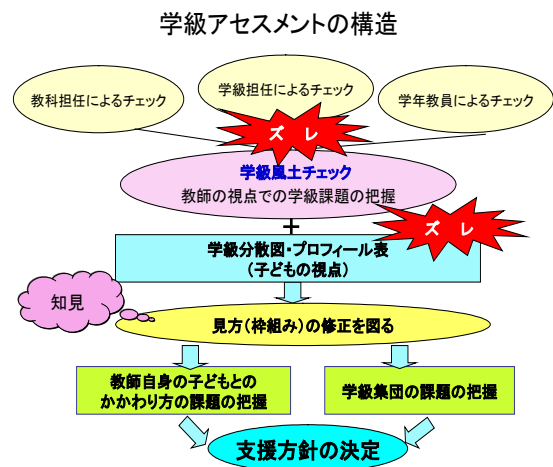
「学級風土チェックシート」は、学級担任と学年職員など複数の観察者が、集団や個人が抱える課題を把握するために、①寛容、②公正、③自己表現、④配慮、⑤課題遂行、⑥合意形成の観点から見て評価します。「学級風土チェックシート」をもとにした学級のアセスメントからは、複数の教師の間の評価のずれや、学級全体への評価子ども一人ひとりへの評価のずれ等から、教師のもっている学級や子どもへの枠組みを検討することによ



て、学級の集団としての育成上の課題を把握できます。

○ 支援検討会による支援策の検討

Y-P アセスメントシートでは、複数の教師が学級や一人ひとりの子どもへの支援策を話し合う「支援検討会」を大事にします。「学校生活についてのアンケート」と「学級風土チェックシート」という全く異なる視点の2つのデータをつきあわせ、複数の教師が互いの見え方を出し合い検討することによって、今まで見えてこなかった子どもの姿や学級の課題が浮き彫りにされてきます。見えてきた課題に対して、教師集団がどうかかわり、支援を展開していくかを検討することは、教師としての学びを促進し、教師としての成長をもたらします。また、教師間の話し合いによる気づきや知見の共有は、教師間の協働意識を高め、教師集団の問題解決能力を向上させることでしょう。



横浜プログラムの新しいアセスメントツール「Y-P Zuzie(ワイピースージー)」について

○ 「Y-P Zuzie」は、従来、紙に書いて行っていた子どもの社会的スキル育成状況を診断する「学級風土チェック」を、パソコン上で視覚化（見える化）するソフトです。社会的スキルの座標軸を配置した画面上で一人ひとりの子どもの顔写真を、自由に動かすことができます。プロジェクターや大画面のテレビモニターにつなぐことにより、複数の教師で、一人ひとりの子どものことを話し合いながら子どもの理解を深め、支援方法について検討できます。

- 子ども一人ひとりについての理解が深まります。
- 学級集団への理解が深まります。
- まとめシートに気づきや支援策を書きながら支援検討会を進めます。
- Y-Pアセスメントシートと併用するとさらに深まります。
- 支援検討会のまとめを様々な実践に活用します。
 - 「指導プログラム」を選び実践します。
 - 「教科等の授業」に活用します。
 - 授業後の研究協議会で活用します。

3つのシートに一人ひとりの写真を置きながら対話を進めます



子どもたちの健全な社会性を育てるために

～器物損壊にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力をお願い～

I ねらい

子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成するために、教育指導の一環として積極的に適用します。

※ 児童生徒の故意による器物損壊の発生件数（市立小・中学校）
平成24年度も、器物損壊の発生件数が減少しています！

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
発生件数	1,028件	1,241件	1,126件	753件	734件	701件

II 内容

子どもたちが学校の窓ガラスやドアなどの公共物を故意（わざと）に、または、故意に近い状況で破損した場合に、その子どもの健全な育成を図る指導の一環として、修繕費用の弁済負担を保護者をお願いすることになります。

III 運用について

- 学校は、子どもが心のつまずきを乗り越えて、自己責任を自覚し、健やかな社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長に役立つよう充分なお話し合いをお願いします。
- 弁済額決定は子どもの成長の様子や発達段階などに配慮して変動させることもありますが、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近いものは50%とします。

IV お願い

- 器物損壊の弁済は、子どもたちの心豊かな成長をともに願う立場から行うものであり、以上の趣旨をご理解の上、積極的なご協力をお願いします。
- 子どもたちに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、地域社会が協力しあうことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子どもたちの心情を理解しながら毅然とした姿勢で接していただくようご協力をお願いします。

平成26年4月 横浜市教育委員会

制 定 平成 17 年 9 月 30 日
最近改正 平成 21 年 6 月 1 日

1 ねらい

- (1) 器物損壊に係る教育指導の一環として、弁済措置の導入を推進する。
- (2) 弁済費用の適切、透明な執行ができるよう会計処理の手続きを定める。

2 組織

- (1) 公正な校内手続きをふまえて執行できるよう弁済処置の概要に係る校内委員会を開催する。
- (2) 校内委員会の構成については、学校長、副校長、学年主任、児童(生徒)指導担当、学級担任、その他、学校長が必要と認めた者とし、教育的な配慮をふまえて公正な基準審査が行えるよう配慮する。

3 基準の原則

- (1) 行為区分の決定にあたっては、客観的で正確な事実把握に基づき、損壊行為を「故意によるもの」「重い過失のあるもの」「不可抗力によるもの」に区分し、区分に応じた弁済を求める。
- (2) 行為区分ごとの弁済請求率の目安は次のとおりとし、これを基準に各学校で定めるものとする。
基準の決定にあたっては、当該行為の背景や児童生徒の成長の様子等の教育的な配慮をふまえて弁済請求率を変動することができる。

区分	行為の態様	弁済請求率
1	「故意によるもの」	100%
2	「重大な過失（故意に近いもの）」	50%
3	「不可抗力によるもの」	0%

4 指導上の配慮事項

- (1) 弁済措置の概要については、事前に児童生徒及び保護者等に周知し理解を求めるとともに、発生事実に基づき児童生徒の発達段階や教育効果などをふまえ総合的に判断する。
- (2) 当該保護者との連携を図り、児童生徒が自己責任を自覚し、社会的な意味合いを実感できるよう指導場面を工夫して適切な教育活動を行う。
- (3) 小学校低学年の児童や特別な課題のある児童(生徒)など、判断能力が未成熟な場合には、当該行為の社会的な意味合いを理解できるよう保護者と協働して適切に指導する。

5 会計処理の手順（当初配当で修繕する場合）

- (1) 「学校配当予算執行要領」の事務の流れに基づき契約事務を行い、支出命令書を作成する（財務会計システムにより作成）。
- (2) 児童生徒や保護者に弁済を求める額を決定する。
- (3) 配当予算主管課に「児童生徒の器物損壊にかかる費用弁済の納付書の発行依頼書」を送付する（財務会計システムで入力した支出命令書番号を必ず記入する）。
- (4) 配当予算主管課より歳入用納付書が発行される。
- (5) 歳入用納付書を児童生徒、保護者に渡し、弁済額を納付してもらう。
- (6) 児童生徒、保護者から領収書のコピーをもらう。
- (7) 配当予算主管課で納付を確認後、弁済額相当分が支出した年度の学校予算に再配当される。（ただし、再配当後の支出が見込まれない場合には、再配当を行わない。）

6 附則

平成 17 年 11 月 1 日から実施する。

附則

平成 18 年 7 月 20 日から実施する。

附則

平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則

平成 21 年 6 月 1 日から実施する。

器物損壊にかかる費用弁済の摘要（参考例）

事 例	行為の様態（区分）	弁済率
教師に注意された腹いせで遊び仲間と共謀し、モップの柄でトイレのドアに穴を空け、便器や配水管を破損させた。	「故意によるもの」 *故意による器物破損であるが、補修費用が高額になることが予想される場合は当該保護者の意向を考慮して、弁済方法等について保護者と協議する。	100%
休み時間に児童（生徒）間のトラブルで、感情が治まらず、衝動的に教室においてあったCDデッキを投げつけ破損させた。	「故意によるもの」 *故意による器物破損であるが、行為にいたる背景を考慮し、弁済額を減額する。	80%
教室内でボールを蹴って、窓ガラスを破損させた。何度も教室内ではボール遊びをしないよう注意されていたが、指導に従わなかった。	「重大な過失」	50%
休み時間に児童（生徒）間でけんかとなり、一方に強く押し倒される際に、頭部を窓ガラスに強く打ち付け、ガラスを破損させた。	「重大な過失」 *けんかで押し倒した側に重大な過失があり、行為者責任を明確にする必要がある。その上で弁済額の負担割合を当事者間で調整する。	50%
友人と追いかけてっこをしていて、教室のドアに激しくあたった際、ドアのガラスが割れた。一緒に遊んでいた児童（生徒）も含め、十分な反省が見られた。	「過失」 *不注意による器物破損であり、重大な過失とは言えないが、損害発生の予見性の判断能力が十分あり、関係保護者と相談の上弁済率を減額して請求。	20% *関係者の数で均等に折半して弁済した。
昼休みに中庭でキャッチボールをしていた際、ボールがそれて校庭に設置していた時計のガラスを破損させた。	「過失」 *不注意による器物破損であり、重大な過失とは言えないが、損害発生の予見性の判断能力が十分あり、関係保護者と相談の上弁済率を減額して請求。	20%
教室の天井にチョークで書かれた落書き（自分の悪口）をモップで消そうとした際、蛍光灯を割った。	「過失」 *不注意による器物破損であり、重大な過失とは言えない。行為の背景には合理的な理由もあり、弁済請求の対象外。	0%
理科の授業中に、棚から顕微鏡を取り出す際に不注意で落とし、顕微鏡の他ビーカー、試験管などを破損させた。	「過失」 *教育活動中の不注意による器物破損であり、弁済請求の対象外。	0%
教室の戸締まりをしていた際に、窓が窓枠から外れ、ガラスを破損させた。	「不可抗力」	0%

児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書

(目的)

第1条 この協定は、未来を担う心豊かでたくましい児童生徒を育成するため、神奈川県警察本部（以下「甲」という。）と横浜市教育委員会（以下「乙」という。）が児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成に関し、緊密な連携を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非行集団 継続的に非行を繰り返す集団をいう。
- (2) 犯罪行為等 違法行為及び不良行為（飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をいう。）をいう。

(連携機関)

第3条 この協定において連携を行う関係機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲
- (2) 乙
- (3) 神奈川県に所属する警察署（以下「警察署」という。）
- (4) 横浜市立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「学校」という。）

(相互連携の内容)

第4条 連携機関は、一般的な連携はもとより、個々の児童生徒に対する非行防止、犯罪被害防止及び健全育成について、相互に情報の提供を行うなど緊密な連携を図るものとする。

2 甲及び乙は、それぞれの所管事務において、相互連携が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(情報提供事案)

第5条 この協定により提供する情報は、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成に関し、相互連携を必要と認める次の事案に係るものとする。

- (1) 警察署から学校へ提供する情報
 - ア 児童生徒を逮捕及び身柄通告した事案
 - イ 非行集団による犯罪行為等で児童生徒による事案
 - ウ 児童生徒の犯罪行為等のうち他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
 - エ 犯罪行為等を繰り返している事案
 - オ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
- (2) 学校から警察署へ提供する情報
 - ア 犯罪行為等に関する事案

イ いじめ、体罰、児童虐待等に関する事案

ウ 暴走族等非行集団に関する事案

エ 薬物等に関する事案

オ 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

2 前項の情報について必要な事項は、次のとおりとする。ただし、第3号にあっては、学校から警察署に提供する情報に限る。

(1) 当該事案に係る児童生徒の氏名、学年組等の学籍

(2) 当該事案の概要

(3) 学校が行った指導

(相互連携の範囲)

第6条 この協定に基づく相互連携は、情報提供事案に関する児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成に関する範囲に限るものとする。

(情報提供の方法)

第7条 情報提供の方法は、情報提供事案を取り扱った警察署長又は警察署長が指定する者及び校長又は校長が命ずる者が口頭又は文書により行う。

(秘密の保持)

第8条 相互連携に当たっては、秘密の保持を徹底するとともに、この協定の目的を逸脱した取扱は厳につつしむものとする。

(相互連携に関する配慮事項)

第9条 この協定に係る相互連携に当たり、理解と信頼を保持するため、次の事項に配慮するものとする。

(1) 相互に提供する情報は、正確を期するものとする。

(2) 児童生徒の対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を行うよう努めること。

(協議)

第10条 この協定を円滑に実施するため、第3条に規定する連携機関は、必要に応じて、必要な単位で協議を行うことができる。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、双方に署名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年11月1日

甲 神奈川県警察
警察本部長 伊藤茂男 印
乙 横浜市教育委員会
教育長 伯井美德 印

学校と警察の行動連携にかかる情報提供事務執行基準（情報提供ガイドライン）

標記の機関において

- 1 市立学校に在籍する児童生徒の非行・問題行動の防止と健全育成
- 2 市立学校に在籍する児童生徒の非行・問題行動にかかる被害の未然防止
- 3 市立学校に在籍する児童生徒の安全確保と犯罪被害の防止

等にかかる行動連携を推進し、それぞれの機関における関係児童生徒の指導・育成等に資することを目的とした相互間の情報提供を円滑に行うため、次のとおり情報提供事務執行基準を定めるものとする。

1 情報提供を行う場合とその内容に関すること

学校における児童生徒の非行等の諸問題は、学校が全力をあげて必要な支援や指導を行うとともに、家庭や地域等と連携して解決を図り、関係児童生徒の自立をめざすことを基本としている。本協定は、こうした基本をふまえた学校の指導や支援に加えて、警察との行動連携によって当該事案の未然防止や被害の軽減、児童生徒の健全な成長を図れるなど、本協定の目的に該当すると判断される場合について情報提供を行うものとする。

- (1) 市立学校の児童生徒が刑法等に触れる行為を行うなど、他者の生命・身体・財産・名誉等を害する事案を認知した場合、もしくはその可能性が顕著で未然防止のため行動連携が必要と判断される場合。

関係事例 殺人・強盗・放火・強姦などの凶悪な犯罪行為、暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合などの粗暴な犯罪行為、侵入盗・乗り物盗・ひったくりなどの窃盗犯罪、強制わいせつ、建造物及び器物の損壊など犯罪行為

関係法規

- ・刑法
- ・軽犯罪法
- ・銃砲刀剣類所持等取締法
- ・火薬類取締法
- ・爆発物取締法
- ・刑事訴訟法（239条関連）
- ・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 など

- (2) 市立学校の児童生徒が、次の法規にかかる状況にあつて児童生徒が自らの尊厳を傷つけ、その身体や生命を損なう行為を行った事案を認知した場合、もしくはその可能性が顕著で未然防止のため行動連携が必要と判断される場合。

関係法規

- ・毒物及び劇物取締法
- ・覚醒剤取締法
- ・大麻取締法
- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・売春防止法
- ・児童福祉法
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律
- ・児童買春、児童ポルノにかかる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
- ・刑事訴訟法（239条関連）
- ・県青少年保護育成条例 など

- (3) 市立学校の児童生徒が、暴走族等に関与して共同危険行為や暴走行為を行うなど事案を認知した場合、もしくはその可能性が顕著で未然防止のため行動連携が必要と判断される場合。

関係法規

- ・道路交通法
- ・刑事訴訟法（239条関連）
- ・神奈川県暴走族等の追放促進に関する条例 など

- (4) 市立学校の児童生徒が、自傷行為や自殺を意図した行為を行うなど、児童生徒が自らの身体や生命を損なう行為を行った事案を認知した場合、もしくはその可能性が顕著で未然防止のため行動連携が必要と判断される場合。

- (5) 市立学校の児童生徒が、その性格または環境に照らして犯罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為を行う虞の顕著な場合であつて、その未然防止のため行動連携が必要と判断される場合。

関係法規 ・少年法（第3条関連 虞犯）

- (6) 市立学校の児童生徒が、いじめや暴力行為など他の児童生徒や職員に傷害や心身の苦痛を与えたり、施設または設備を破損する行為、授業など教育活動の実施を妨げる行為などを繰り返す場合

合、または、そのことに関して学校長及び教育委員会が関係児童生徒の出席停止の措置を行う場合、もしくは行う予定でいる場合。

- 関係法規**
- ・学校教育法（26第条及び40条）
 - ・横浜市立小中学校の出席停止を命ずる際の手続きに関する規則

- (7) 市立学校の児童生徒が、保護者等からの虐待や教員による体罰を受けた場合、あるいは特定ないしは不特定の個人や集団等から、その安全を脅かされ、保護や安全確保が必要な状況におかれた場合、もしくはその可能性が顕著で事態回避のために行動連携が必要と判断される場合。

- 関係法規**
- ・児童福祉法
 - ・児童虐待の防止に関する法律
 - ・ストーカー行為等の規制等に関する法律
 - ・学校教育法（第11条）
 - ・刑事訴訟法（239条関連）

2 情報提供する内容

○市教育委員会及び市立学校から県警本部及び各警察署に情報提供する際の提供内容は、次のとおりとする。

- (1) 当該児童生徒の氏名、学年組等学籍に関する情報
- (2) 学校が行った指導に関する情報
- (3) 当該事案に関する情報

であって、学校における関係児童生徒の健全育成に役立つなど、行動連携協定書の目的に適合する内容であること。

○県警本部及び警察署から市教育委員会及び学校に情報提供する際の提供項目は、次のとおりとする。

- (1) 当該児童生徒の氏名、学年組等学籍に関する情報
- (2) 当該事案に関する情報

であって、学校における関係児童生徒の健全育成に役立つなど、行動連携協定書の目的に適合する内容であること。

3 情報提供の方法

市教育委員会及び学校と県警本部及び警察署間で行うの情報提供の方法については、口頭又は文書によるものとする。

4 相互連携責任者

- (1) 警察署との相互連携の責任者として校長を指定する。
- (2) 情報提供事案を認知した場合は、校長又は校長が命ずる者が校長の指示を受け、所管する警察署の署長又は相互連携責任者あて、口頭又は文書により情報提供するものとする。

5 警察署から情報提供を受けた場合の対応

- (1) 情報の保護及び秘密の保持の徹底
相互連携により提供された情報は、個人情報であることから、情報の保有者を必要最小限にするなど、情報漏えい等が起こらないよう情報の保護及び秘密保持の徹底を期すこと。
- (2) 情報の活用
提供された情報については、協定の目的に沿うよう効果的に活用すること。

6 文書の作成及び保管

- (1) 文書の作成
相互連携責任者は、協定に基づき情報の提供を行う場合又は情報の提供を受けた場合は、別紙様式「児童生徒の健全育成を推進する連絡票（以下「連絡票」という。）」を作成するものとする。
なお、連絡票の「事案の概要」及び「学校が行った指導」の記載については、協定の目的に適合する内容に限るものとし、客観的な事実を簡潔に記載する。
- (2) 文書の保管
協定に基づく連絡票の保管期間は、1年間（作成日の年度の翌年度末）とする。

7 留意事項

- (1) 相互間の情報提供にあたって、両者は情報の流出などがないよう情報の管理を徹底する。
- (2) 行動連携にかかる協定書の目的に適合する場合において情報提供を行うものであって、目的を逸脱した取り扱いを行うことを禁じる。
- (3) 情報提供を行ったことについては、事前又は事後に関係当事者に連絡することを原則とする。ただし、関係当事者への連絡によって、行動連携協定書にある目的の達成が損なわれると判断される場合はこの限りでない。また、警察の捜査活動等に支障を与える連絡は行わないものとする。

8 運用開始期日

この事務執行基準（ガイドライン）は、平成16年11月1日より運用を開始する。

児童生徒の健全育成を推進する連絡票

発信・受信の別	<input checked="" type="radio"/> 発信 ・ <input type="radio"/> 受信 ※いずれかを○で囲む			
発信・受信 年月日	平成 ○○ 年 ○月 ○日 () ○○ 時 ○○ 分 <p style="text-align: right;">情報提供を行った日時</p>			
発 信 者	氏 名	○○中	<input checked="" type="radio"/> 学校 ・ <input type="radio"/> 警察署	
	校 長	○○ ○○	電 話	
受 信 者	氏 名	○○○	学校 <input checked="" type="radio"/> 警察署	
	署 長	○○ ○○	電 話	
児 童 生 徒	氏 名	○ ○ ○ ○		
	生年月日			
	住 所			
	学 年		組	
事 案 の 概 要	関係児童生徒の健全育成に役立つなど、 学校と警察の相互連携にかかる協定の目的 に適合する（根拠となる）内容であること。			【学校から警察への情報提供】 次の事案のうち学校が相互連携を必要と認めたもの 1 犯罪行為等に関する事案 2 いじめ、体罰、児童虐待等に関する事案 3 暴走族等非行集団に関する事案 4 薬物等に関する事案 5 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
	※ 「協定」に基づいて連絡票を作成する場合及び警察署から連絡票を受信した場合は教育委員会に連絡する。 なお、「連絡票」には、事案の概要について簡潔に記入する。 【事務執行基準（情報提供ガイドライン）】を参照			
学校が行った指導	(例) 保護者に事案の概要を連絡し 家庭と連携した相談指導を行っている。			当該事案に関して、学校が行った指導を簡潔に記入する
関係当事者への連絡状況	連絡年月日	連絡した相手		
	平成○○年○月○日	保護者 ○○ ○○		

連絡票作成における留意点

児童生徒の健全育成を推進する連絡票

発信・受信の別	発信 ・ 受信	
発信・受信 年月日	平成26年5月9日(金) 15時30分	
発信者	横浜市立関内中学校 校長 横浜 太郎 電話045(000)0000	
受信者	神奈川県警察関内警察署 署長 神奈川 次郎 電話045(000)0000	
児童生	氏名	横浜 三郎
	生年月日	平成11年6月4日
	住所	横浜市中区〇〇町1-6
	学年	第3学年 組 1組
事案の概要	<p>当該生徒は、7月〇日、〇日×日にかけて、桜木三郎(3年2組)宅に深夜入り浸っていて、生活も乱れている。また、窃盗した自転車に乗り、コンビニ等でも万引きを繰り返し行い、学校でも教師に反抗的な態度をとり、気分によって授業離脱もある。学校内外において喫煙や生徒間暴力も見られ、今後も犯罪行為を繰り返す恐れがある。</p> <p>母親は放任的で、父親においては気に入らないことがあると、当該生徒に暴力を振ることが度々ある。2つ上の姉とも仲が非常に悪く、「出て行け!」と当該生徒に言っている。</p> <p>学校だけの指導には限界があるので、警察との連携が必要なため、本連絡票を提出します。</p>	
学校が行った指導	<p>複数の生徒から横浜は万引きしているのではという話があり、学校生活でも心配なことがあるため、本人を呼んで指導を行った。保護者に学校へ来校を願い、指導経過を説明すると、「学校の指導も悪い」と興奮する場面もあった。</p>	
関係当事者への連絡状況	<p>平成24年7月2日5時間目終了後、本人に警察と連携することを伝えた。その後、家庭連絡をして実母にも警察と連携することを伝えた。</p>	

学校は犯罪があったかどうかを判断する機関ではない。

事実として確認されていない事柄を記載している。

当該児童生徒以外の個人情報に記載されている。

学校は犯罪があったかどうかを判断する機関ではない。

主観的な評価を記載している。

協定の目的に適合する(根拠となる)内容を簡潔に記入する。

事実として確認されていない事柄を記載している。

日にちまでの記載でよい。

主観的で客観性がない表現になっている。

当該生徒は、学校や地域において、暴力行為を繰り返しおこなっている。健全育成の観点から、学校での指導に加えて、警察と連携した指導が必要である。

※ 学校と警察の相互連携にかかる協定の目的に適合する(根拠となる)内容であること。事実の概要について簡潔に記入する。

- 【1 犯罪行為等 2 いじめ、児童虐待等 3 暴走族等非行集団 4 薬物等 5 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれ】

当該生徒の指導後、保護者に事案の概要を連絡し、継続して学校と協力して指導していくよう依頼した。

※ 当該事案に関して、学校が行った指導を簡潔に記入する。

連絡年月日	連絡した相手
平成26年7月2日	保護者 横浜 太郎

※ 連絡年月日と連絡した相手を記載する。

連絡票発信・受信までの流れ

I 学校からの発信する場合

- ① 学校教育事務所へ連絡する。
- ② 人権教育・児童生徒課と記載内容を確認する。
- ③ 所轄警察署へ提出する。
- ④ 写しを人権教育・児童生徒課まで親展で送付する。
- ⑤ 1年間保管する。

II 警察署から受信した場合

- ① 学校教育事務所へ連絡する。
- ② 写しを人権教育・児童生徒課まで親展で送付する。
- ③ 1年間保管する。

横浜市立小中学校の出席停止を命ずる際の手続に関する規則

平成 15 年 3 月 25 日

教委規則第 8 号

横浜市立小中学校の出席停止を命ずる際の手続に関する規則をここに公布する。

横浜市立小中学校の出席停止を命ずる際の手続に関する規則

(趣旨)

第 1 条 横浜市立小中学校の出席停止を命ずる際の手続については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(出席停止の要件)

第 2 条 校長は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 35 条第 1 項に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒(以下「当該児童又は生徒」という。)の保護者に対して、当該児童又は生徒の出席停止を命ずる必要があると認めたときは、出席停止に関する意見報告書(第 1 号様式)により速やかにその旨を教育長に報告しなければならない。

(当該児童又は生徒の保護者等からの意見聴取)

第 3 条 教育長は、前条の報告に基づき出席停止を命じようとする場合は、正当な理由なく意見聴取に応じないときを除き、あらかじめ、当該児童又は生徒の保護者から意見を聴取するとともに、当該児童又は生徒から意見を聴取する機会の確保に配慮するものとする。

(被害者等からの事情聴取)

第 4 条 教育長は、出席停止を命ずる場合において必要と認めるときは、当該児童又は生徒の行為により被害を受けた児童、生徒又はその保護者から事情を聴取することができる。

(意見聴取又は事情聴取)

第 5 条 第 3 条 及び前条に関する意見聴取又は事情聴取は、緊急の場合等を除き、教育委員会事務局の職員が行うものとする。

(出席停止の期間)

第 6 条 出席停止を命ずる期間は、できる限り、短い期間としなければならない。

(出席停止の命令の方式)

第 7 条 出席停止の命令は、出席停止命令書(第 2 号様式)を当該児童又は生徒の保護者に交付して行う。

(出席停止期間中の指導)

第 8 条 教育長は、学校と連携し、当該児童又は生徒に関する個別指導計画を策定し、出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(出席停止の解除)

第 9 条 教育長は、出席停止を命じた期間中に、当該児童又は生徒の状況により出席停止を命ずる理由がなくなつたと認めるときは、出席停止の命令を解除することができる。

(出席停止の解除の方式)

第 10 条 出席停止の命令の解除は、出席停止命令解除通知書(第 3 号様式)を当該児童又は生徒の保護者に交付して行う。

(学校復帰後の指導)

第 11 条 校長は、出席停止の期間が終了した後においても、当該児童又は生徒の保護者及び関係機関との連携により、適切な指導を継続していかなければならない。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月教委規則第 18 号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成 19 年 12 月 26 日)

第1号様式(第2条)

出席停止に関する意見報告書

年 月 日

教 育 長

横浜市立 学校
校長 印

横浜市立小中学校の出席停止を命ずる際の手続に関する規則第2条の規定により、次のとおり措置することが適切と思われますので報告いたします。

(フリガナ) 児童生徒の氏名		性別	男・女
在籍する学年及び学級	第	学年	組
児童生徒の保護者の 住所及び氏名	住所		
	氏名		
児童生徒との関係			
出席停止の理由			
出席停止の期間に関する意見			
出席停止中の指導方針			
そ の 他			

(A4)

第2号様式(第7条)

出席停止命令書

年 月 日

様

横浜市教育委員会教育長 印

学校教育法第35条第1項(第49条の規定により準用する場合を含む。)により、次のとおり出席停止を命じます。

出席停止となる児童生徒	横浜市立 学校第 学年 組 氏名
出席停止の期間	年 月 日()から 年 月 日()まで (日間)
出席停止の理由	
その他	

(A4)

第3号様式(第10条)

出席停止命令解除通知書

年 月 日

様

横浜市教育委員会教育長 印

学校教育法第35条第1項(第49条の規定により準用する場合を含む。)の出席停止命令については、次のとおり解除します。

出席停止命令解除 となる児童生徒	横浜市立 学校第 学年 組 氏名
出席停止命令解除 の 年 月 日	年 月 日()
出席停止命令解除 の 理 由	
そ の 他	

(A4)

児童虐待(防止)連絡票

持参または郵送

※連絡票を送付する時は、必ず送付する旨を事前に電話で連絡してください。
 通告年月日 平成 年 月 日 第 号
 作成日 平成 年 月 日 第 号

連絡 意 図	<input type="checkbox"/> 児童通告（児童福祉法第25条による通告） <input type="checkbox"/> 進行管理台帳に基づく定期的な情報連携による経過報告 【学校の対応、現在までの経過】に記入してください												
	通告先 (連絡先)	<input type="checkbox"/> 児童相談所長 <input type="checkbox"/> 区福祉保健センター長		受付担当者 () 受付担当者 ()									
通告者 (連絡者)	学校名			校長名	<input style="width: 20px; height: 15px;" type="text" value="印"/>								
	電話番号	TEL ()		担当者名									
児童・生徒	フリガナ 氏名	男・女		生年月日	平成 年 月 日 (歳)								
	学年・組	学年 組 (担任名)											
	住所	区		TEL ()									
家族構成	続柄	氏名 (年齢、きょうだいの場合は学校・学年)	続柄	氏名 (年齢、きょうだいの場合は学校・学年)									
		()		()									
		()		()									
		()		()									
【虐待の具体的内容】 (いつから、だれに、どのように、頻度、子どもの状態、現在の様子)													
【学校の対応、現在までの経過】													
出欠状況等													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">月</th> <th style="width: 15%;">出席日数</th> <th style="width: 15%;">欠席日数</th> <th style="width: 60%;">・家庭からの連絡の有無 ・欠席の理由等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						月	出席日数	欠席日数	・家庭からの連絡の有無 ・欠席の理由等				
月	出席日数	欠席日数	・家庭からの連絡の有無 ・欠席の理由等										

児童虐待及び不適切養育の共有ランク表

児童相談所での対応	A(重度)	○「身体的虐待」等による、生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために病死・衰弱死の危険性があるもの
	B(中度)	○今すぐには生命への影響はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長・発達に重大な影響が生じているか、生じる「可能性」があるもので、児童相談所による一時保護の検討が必要なもの
	C(軽度)	○継続的な治療を要する外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの心身の成長に影響を及ぼすことが危惧されるもので、一時保護等児童相談所による継続した関与が必要なもの
	D(危惧有り)	○保護者に一定の抑制はあるが、実際に子どもへの暴力がみられたり、養育に対する拒否感があるものまたは、保護者の家事・養育力が不足しているもので、区や児童相談所、地域による関与が必要なもの ○現在明らかな虐待は認められないが、保護者や家族状況の変化により、虐待に発展する可能性が高い ○現時点では、家族や福祉サービスの利用によって虐待が未然に防がれているが、そのいずれかが欠けると虐待が発生すること可能性が高い ○当該の子どもへの明確な虐待の事実が確認されないが、きょうだいへの虐待歴が確認される等から虐待が行われている可能性や今後起きる可能性が高い ○保護者や子どもとの面談では、虐待の事実が確認できないが、通告の内容やその頻度から、虐待が行われている可能性が高い ○乳幼児健康診査や、予防接種(定期接種)を合理的な理由なく受けさせていない。 ○居住実態が把握できない児童(住民票に記載された住所地に居住しておらず、関係機関による目視現認ができない)
区福祉保健センターでの対応	E(育児支援)	○虐待は見られないが、適切に養育が行えていない面(不適切な養育状況)が見られる ○保護者からの育児不安の強い訴えがある ○支援により「不適切な養育状況」の改善が期待される ○継続的な支援を必要としている

捜査関係事項照会書

年 月 日

殿

神奈川県

警察署

司法警察員

印

捜査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、刑事訴訟法第197条第2項によって照会します。

記
照 会 事 項

【照会警察署の所在地】〒

【担当者氏名】

(電話

)

触法調査関係事項照会書

年 月 日

殿

警 察 署

官職

印

触法少年に係る事件の調査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、少年法第6条の4第3項によって照会します。

記

照 会 事 項

禁複製

【照会警察署の所在地】〒

【担当者氏名】

（電話

）

教 育 長

文書番号 ○ ○ ○ 号

平成○○年 ○月 ○日

横浜市立○○○中学校

校 長 ○ ○ ○ ○ 印

電 話 * * * * * * * *

事 件 ・ 事 故 報 告 書

本校において、○○○○○が発生しましたので報告します。 (学校管理 内)

1 発生日時

平成○○年○月○日 (○) ○○時○○分ころ

2 発生場所

本校 ○年○組 教室内

3 関係生徒

○年○組 男子 氏 名 ○ ○ ○ ○ (ふ り が な)

4 関係教職員

教 諭 ○ ○ ○ ○ 性別 男

5 状況と対応

文書番号

文書番号は記号と番号で記入すること 年 月 日

教 育 長

(例) 横中 第〇〇号 など

学 校 名

校 長 氏 名



電 話

体 罰 に 関 す る 報 告 書

発生日時	年 月 日 () 時 分	発生場所	
------	---------------	------	--

概 要 (発 生 の 状 況)	
-----------------	--

被害児童生徒	ふりがな	-----	在籍 学年/組	年 組	性別	
	氏 名		生年月日	年 月 日	生 歳	
	保 護 者 氏 名					

加害教職員	ふりがな	-----	職 種	担 当 学年/組	性別	
	氏 名		生年月日	年 月 日	生 歳	

※関係児童生徒や教職員が複数の場合は、全員についてその欄を追加して記入する。

- 1 発生の経過及び状況
 - (1) 発生に至るまでの経過

 - (2) 発生の状況

 - (3) 発生後の状況

- 2 関係者からの事情聴取
 - (1) 被害児童生徒

 - (2) 加害教職員

 - (3) 被害児童生徒の保護者

 - (4) 発生場所に居合わせた児童生徒

 - (5) 発生場所に居合わせた教職員等

- 3 体罰をした教職員に関する事
 - (1) 事後の対応（治療・報告等）

 - (2) 反省の状況

- 4 学校長に関する事項
 - (1) 今回の体罰に関する校長の見解

 - (2) 当該教職員に対する指導

 - (3) 体罰防止に対する日常の指導内容

 - (4) 今後の体罰の再発防止に向けた対応

参考
資料

「ケータイ・ネット」から子どもを守る提言



携帯電話やインターネットが急速に普及する中、子ども達が犯罪被害や加害に巻き込まれたり、さまざまなトラブルが発生するなど、子ども達の安全と安心が脅かされています。このような状況の中、私たち『「ケータイ・ネット」から子どもを守る連絡会議』は子どもがネット社会を健全に生きていくための能力を育成すると共に、社会全体が子どもを守るために積極的に行動していくことが必要との認識を共有しました。

そこで、家庭、学校、地域、行政、事業者などが連携しながら、緊急的に取り組むべき内容について次のとおり提言します。

1 横浜の『家庭』は、子どもの「ケータイ・ネット」の所持・利用に責任を持ちます。

- (1) 子どもの携帯電話所持については、その是非を十分に検討し、携帯電話を持たせる場合には、保護者はトラブル防止などについての第一義的な責任があることを認識すること。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、利用料金の制限に限らず家庭内での利用ルールをつくり、徹底させること。
- (3) 子どもが利用する携帯電話やパソコンには、必ずフィルタリングを設定すること。
- (4) 子どもの携帯電話やインターネットの利用について、保護者は機能に関する知識の習得に努めるとともにトラブルが発生したときに相談できる機関を確認しておくこと。
- (5) 子どもの携帯電話やインターネットの利用について、犯罪被害・加害、依存などの問題があることを認識したうえで、その利用方法や、利便性、危険性など様々なことについて日頃から、親子のコミュニケーションを深めること。

2 横浜の『学校』は、「ケータイ・ネット」のルールを明確にします。

- (1) 学校への携帯電話の持ち込みなどについては、PTAなどと協働して、各学校の実態に応じた「携帯電話取り扱いルール」を策定し、指導や対応を徹底させること。
- (2) 各学校での「携帯電話取り扱いルール」の策定にあたっては、携帯電話は学校教育には必ずしも必要ではないものであることを踏まえ、携帯電話を持たない児童生徒が、学校生活で不利益を被ることのないようにすること。
- (3) 小学校低学年の段階からの情報モラル教育を引き続き推進し、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」などによるコミュニケーション能力の育成に努めること。
- (4) いわゆる「学校裏サイト」などによるトラブルを防ぐために、学校は組織として犯罪被害、加害、依存などの実態把握に努めるとともに、「ネットパトロール」の実施など家庭や地域と連携した取組を推進すること。また、不適切な書き込みが発見された場合の「削除依頼」などの対応方法を学校組織として共有すること。
- (5) 掲示板への書き込みやEメールの発信は、最終的に発信者が特定でき得る仕組みであることを個人情報保護の重要性と併せて子どもに認識させること。

3 横浜の『地域』は、『家庭』や『学校』と共に「ケータイ・ネット」からもたらされる悪影響から子どもを守ります。

- (1) 携帯電話やインターネットのトラブルを防止する視点から、子どもの豊かなコミュニケーション能力を育む取組を推進すること。
- (2) 地域社会全体で子どもを守り育てる視点から、いわゆる「学校裏サイト」などの「ネットパトロール」や「携帯電話・インターネット安全教室」への講師派遣等について、ボランティアなどとして様々な取組みに協力すること。

4 横浜の『行政』は、「ケータイ・ネット」に関する『家庭』、『学校』、『地域』の取組を積極的に支援します。

- (1) 子どもを携帯電話やインターネットを巡るトラブルから守る取組みについて、家庭と学校と地域の役割分担を明確化し、それぞれの取組みを支援すること。
- (2) 各学校が行う「携帯電話取り扱いルール」の策定や、情報モラル教育の推進、携帯電話やインターネットを巡るトラブルの予防及びトラブル発生時の対応方法の充実などについて、学校の取組みが促進されるよう十分な指導、研修、支援などを行うこと。
- (3) 各種団体などがおこなう携帯電話やインターネットを巡るトラブル防止のための啓発活動がより活発に行われるよう支援すること。

5 横浜の「ケータイ・ネット」に関わる『事業者』は、その社会的責任を認識し、行動します。

- (1) 携帯電話事業者等においては、昨今の子どもの携帯電話やインターネット利用に関する社会的責任を認識して、子どもが利用する携帯電話やインターネットにフィルタリングの機能が正しく利用されるよう、窓口等での案内及び広報啓発を行うこと。
- (2) プロバイダは悪質な書き込みの削除依頼があった場合は、被害拡大を防止するため迅速に対応すること。
- (3) 関連企業等においては、悪影響から子ども達を守るための「ネットパトロール」を行う体制を整備すること。

平成20年10月5日
「ケータイ・ネット」から子どもを守る連絡会議



『ケータイ・ネット』から子どもを守る提言」シンボルマーク

今回の『『ケータイ・ネット』から子どもを守る提言』による広報・啓発の効果を高めるために、シンボルマークを制定しました。提言の趣旨に沿った各種活動や啓発資料等に使用していきます。

このマークを見ましたら、ケータイの悪影響から子どもを守る取組みについて、是非、ご協力をお願いいたします。



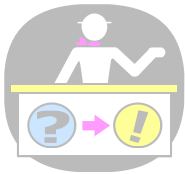
ケータイ・ネットから
子どもを守ろう!

※シンボルマークのデータは「横浜市教育委員会」のホームページからダウンロードできます。

横浜「ケータイ・ネット」五か条

- 一、横浜の『家庭』は、子どもの「ケータイ・ネット」の所持・利用に責任を持ちます。
- 二、横浜の『学校』は、「ケータイ・ネット」のルールを明確にします。
- 三、横浜の『地域』は、『家庭』や『学校』と共に「ケータイ・ネット」からもたらされる悪影響から子どもを守ります。
- 四、横浜の『行政』は、「ケータイ・ネット」に関する『家庭』、『学校』、『地域』の取組を積極的に支援します。
- 五、横浜の「ケータイ・ネット」に関わる『事業者』は、その社会的責任を認識し、行動します。

※「横浜『ケータイ・ネット』五か条」は今回の『『ケータイ・ネット』から子どもを守る提言』の五つの柱を抜粋したもの(要約版)です。



ゴールデンウィーク明け「健康度チェック！」

5月も中旬を迎えましたが、学校での子どもたちの様子に変化は、ありませんか？

肉体的にも精神的にも疲れが出るころです。何事にも意欲がなくなり、学習や人間関係にも影響を与えるかもしれません。精神的な不安やストレスは、本人にも他人にも気づきにくいものです。

まずは、下にある「健康のアンケート」などを使って身体・健康度チェックを試みたらどうでしょうか。思わぬ気づきがあるかもしれません！

教育相談のきっかけや話題にすることもできると思います。

《参考資料：健康のアンケート》

健康のアンケート

なまえ：_____（男・女）がくねん：（ 年 組）

*このごろの体のじょうたいについて、しつもんします。あてはまるところに○印をつけてください。

すべてのしつもんに、答えてください。

- | | | | | |
|-------------------|-------|----|---------|-----|
| 1. 頭がいたいことがある | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 2. カゼをひきやすい | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 3. おなかがいたいことがある | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 4. 元気がなく、つかれを感じる | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 5. 気分や健康じょうたいがわるい | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 6. 病気になって病いんで | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 7. 体があつくなったり、 | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 8. 心配なことがあって、 | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 9. 夜中に起きてしまう | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 10. こわい夢をみる | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 11. イライラすることが | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 12. 何かこわくなったり | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 13. いろいろなことが、 | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 14. ドキドキしたり、 | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 15. 生き生きと元気に | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 16. 何かするのに、 | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 17. すべてがうまく | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 18. もくひょうをもって、 | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 19. 勉強が、うまく | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 20. 自分のことを、 | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 21. 毎日の生活が、 | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 22. 友だちとケンカ | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 23. 外で遊ぶことが | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 24. 家ではテレビ | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 25. 家の人に | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 26. 食よく | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 27. 朝、気分が | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 28. ひとりぼっち | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 29. かなしくて | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 30. 自分は家の | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 31. 大きくなったら | | はい | どちらでもない | いいえ |
| 32. 心が暗くて、 | | はい | どちらでもない | いいえ |

資料提供：藤森和美先生（スクールスーパーバイザー、臨床心理士、武蔵野大学人間関係学部教授）

*月3日以上欠席した生徒を対象に記入してください。

不登校の早期発見チェックリスト		4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3	合計
年 組		遅刻日数											
生徒氏名		欠席日数											
表 情 や 様 子	1	学級活動や授業に意欲がなくなり、 ボーッとしている時間が増えた。											×モ
	2	授業中の姿勢が悪くなったり、 表情の変化がとぼしくなった。											
	3	感情の起伏が激しくなった。 (例:やけに明るい、泣いたりする)											
	4	服装に変化が見られる。 (例:派手・汚れが目立つ等)											
	5	落ち着きがなくなった。 (例:そわそわする、周囲を気にする)											
	備考												
行 動 面	1	クラスにいない時間が増えた。 (例:授業、昼食、休み時間等)											×モ
	2	保健室に行くことが増えた。											
	3	遅刻や欠席が増えた。 (例:特定の授業や曜日)											
	4	忘れ物が増えたり、 授業に集中しないことが増えた。											
	5	直ぐに1人で下校する。											
	6	部活をやめたり、休みが増えた。											
備考													
対 人 関 係	1	友人関係に変化がみられた。 (例:グループが変わる、一人でのいる)											×モ
	2	自分の気持ちを表現しなくなった。 (例:返事が適当、集団に参加しない)											
	3	仲間はずれにされたり、 嫌がらせを受けるようになった。											
	4	言葉遣いが乱暴になったり、 人の悪口を言うことが増えた。											
	5	職員室によく来るようになったり、 職員の間近にいるようになった。											
備考													

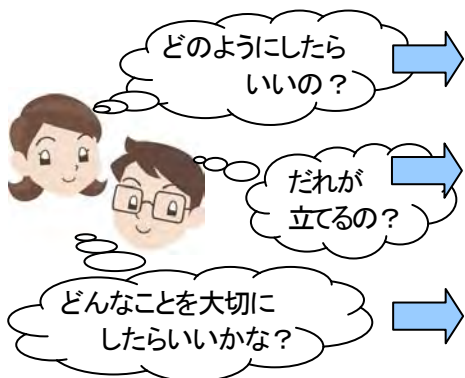
不登校予防ハンドブック action7

一人ひとりがクラスの主役になるための手だて



子ども一人ひとりへの具体的なかかわり方が明確になる
登校支援アプローチプランを！

～今の子どもの状況に寄り添い、保護者とともに支えていくために～



登校支援アプローチプランの作成例を参考に、まずは支援プランを立ててみましょう。
担任を中心に学年や専任、養護教諭と相談しながら立てましょう。
支援プランを作成する過程で、本人や保護者の気持ちを聴いて、できそうなことを一緒に考えたり、話し合ったりしていくことが大切です。

- メリット**
- その子とのかかわりのヒントが見えてきます
 - 情報の共有化が進みます
 - 目標が明確になります

登校支援アプローチプラン（例）

学年	4	氏名	〇〇 〇〇	性別	男	記入者	〇〇 〇〇
作成日（ 〇 月 〇 日）							
今まで及び現在の状況							
3年生までは欠席数が15日であったが、昨年度の後期から週に1回休みがちになっている。歳の離れた弟がおり、母親はそちらに手がかかっている。							
学習面				生活 行動面			
アセスメント	よいところ	虫の名前に詳しく、理科の実験には興味をもっている。		几帳面なところがあり、忘れ物をしないよう自分で持ち物をしっかりと準備できる。			
	気になるところ	漢字に苦手意識をもっており、練習をしたがらない。		完璧を求めるところがあり、うまくいかないと落ち込んで、何もやろうとしないことがある。			
	人とかかわり・つながり	同じクラスの〇〇さんに声をかけてもらうと一緒に行動できる時がある。					
保護者・家庭など							
母親は毎朝がんばって本人を昇降口まで送ってくる。							
願い 目標	本人	教室にすぐに行くのはいや。別な部屋で落ち着きたい。			保護者		
	・まずは、別室に行くことができるようにする。 ・別室で一日の計画を立てることができる			教室に行ってみんなと活動する時間を少しずつ増やしてほしい。			
具体的な支援（だれが・いつ・どこ・どのように）	プラン 1	（ 登校時 ）			プラン 2		
	○登校時に校舎内にスムーズに入っていけるように、児童支援専任が毎朝昇降口で声をかけをし、別室まで付き添う。 ○その間養護教諭が家での様子を聴いたり、登校への付き添いをねぎらったりするなど、保護者と言葉をかわすことで母親の安定を図る。			○今日一日の見通しを自分でもてるように、一日の時間割を専任と確認する。 ○担任は朝の会の前か後に顔を見せ、今日の気分を聞いたり、クラスでの取り組みの情報を話したりする。 ○特別支援担当教諭は、一週間の中で対応可能な時間割を組み、担任と相談しながら学習の支援をする。			
他機関との連携							
今のところはなし							

子どものよいところ・気になるところを整理してみます。

かかわりの欄には、具体的な場面を思い浮かべて、だれとのつながりを生かせるかを確かめます。

アセスメントや願いを受けて一人ひとりに合った、具体的に取り組むことができる目標を立てます。

（だれが・いつ・どこ・どのように）を、明確にすることで共有化が進みます。

変化があったときや新しい情報が入ったときに更新します。

不登校になりかけた時期や、その頃の様子、子ども、保護者の今の状況を書きます。

（ ）には具体的な場面を入れ、明日からできるプランを立てます。

プランは一人ひとり違います。どのように支援すると、その子の目標に近づけるかを考えます。

●様式を学校便利帳（参考資料）に載せています。学校で使いやすいように加工してください。学校ですでに作成している場合は新たにつくるのではなく参考にご覧ください。

◆ **action 版** 21年度から、必要な情報をわかりやすくタイムリーに届けています。

登校支援アプローチプラン（例）

作成日（ 月 日）

学年	氏名	性別 男	記入者	
アセスメント	今まで及び現在の状況			
		学習面	生活 行動面	
	よいところ			
	気になるところ			
	人とのかかわり・つながり			
	保護者・家庭など			
願い	本人		保護者	
目標				
具体的な支援（だれが・いつ・どこで・どのような）	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> プラン 1 () </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> プラン 2 () </div>		
社会的資源	他機関との連携		子どもの居場所として	

横浜市における不登校児童生徒が通う民間教育施設についてのガイドライン

このガイドラインは、不登校児童生徒に対する相談・指導等を行う民間の施設（以下「民間教育施設」という）について、不登校児童生徒が相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識及び経験を有し、社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒の再登校に向けた相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 営利本位でなく、入会金、授業料（月額、年額等）、入寮費（月額、年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 義務教育制度を前提としたものであること。
- ② 児童生徒の人命や人格を尊重した相談・指導が行われていること。
- ③ 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受け入れに当たっては面接を行うなどして、都当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ④ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な相談や指導が行われていること。
- ⑤ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑥ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿泊をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や対処の自由が確保されていること。

7 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーに配慮した上で、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

8 出席の取扱について

民間教育施設におけるその相談・指導が児童生徒の再登校に向けた支援である場合には、その施設への通所を指導要録上出席として扱うことができるものとする。

いじめとは

いじめは人間として絶対に許されないことであり、重大な人権侵害です。いじめられている子どもを必ず守り通すことやいじめている子どもには毅然とした姿勢で向き合うことが必要です。いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるものであり、特定のいじめっ子やいじめられっ子だけの問題ではなく、どの児童生徒も被害者はもちろん、加害者になり得るという『事実』を正しく理解することが大切です。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

文部科学省の調査では、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うとあります。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

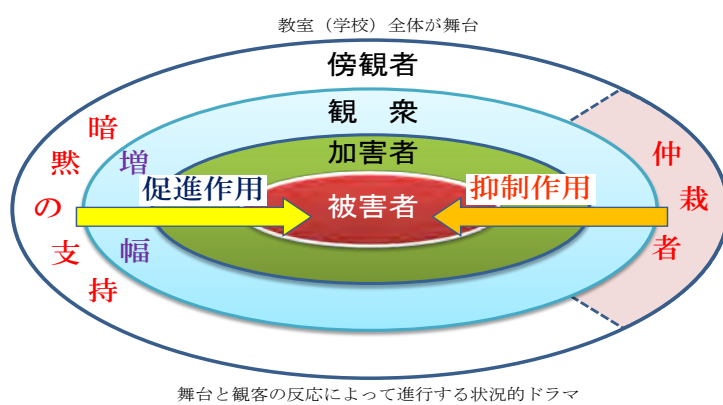
- ◆ 「いじめられた児童・生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行ってください。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにしてください。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。
- ◆ 「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。
- ◆ 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- ◆ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。
- ◆ けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

(文部科学省平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

いじめの4層構造

○ いじめは意識的かつ集行的に行われるものです。【モデル (森田. 1985)】

「いじめる側」・「いじめられる側」の他に、まわりではやし立てたり、おもしろがったりする「観衆」、見て見ぬふりをしたり、暗黙の了解をしたりしている「傍観者」の4層構造となっています。



- 「観衆」や「傍観者」の立場にいる子どもも、いじめを結果として助長していることもあります。
- 「いじめる側」(加害者)と「いじめられる側」(被害者)は立場が逆転することもあります。
- 「傍観者」が「仲裁者」となれるような指導が大切です。

いじめの原因と背景

いじめはなぜ起こるのでしょうか。原因や背景をしっかりとらえることは、対応や未然防止に取り組む際に大変重要です。

○ 原因：いじめの原因は様々で、複雑に絡み合っている場合があります。

いじめの衝動を発生させる原因（動機）としては、次のようなものがあげられます。

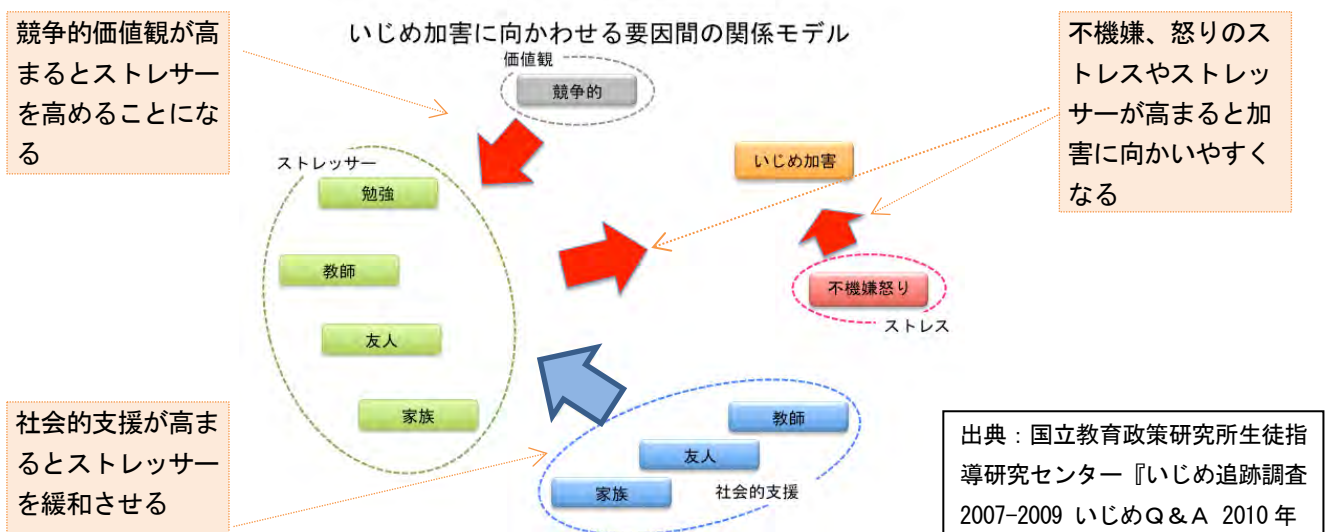
- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）の存在
 - うつぶんはらし、怒りや憎しみ
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
 - 違和感、排除するための行為の正当化
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情
- ⑥ その他
 - 関心を引くため
 - 仲間に引き入れるため

○ 背景：国立教育政策研究所は、いじめの背景にストレスやストレッサー（ストレスの要因）の関連を指摘しています。

いじめの背景にある要因（いじめ加害に影響する要因）

- ① ストレス（不機嫌、怒りストレス）の存在がある
- ② ストレスに影響を及ぼすストレッサー（ストレスをもたらす要因：勉強・教師・友人・家族に関するいやなできごと）がある
- ③ ストレッサーを緩和させる社会的支援（教師・友人・家族との関係）がない
- ④ ストレッサーを高める競争的価値観がある

ストレスの原因となるストレッサーを減らすことやストレスがあっても行為に及ばないようにハードルを高くする（規範意識を高める）ことが大切です。また、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つが大きな要因とも言われており、この改善に努めることも重要です。



※ この図は、いじめの背景にあるストレス等の要因をモデル化したものです。

いじめの態様

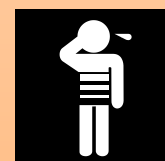
次のような「いじめ」が実際に起こっています。また、文部科学省による平成25年度問題行動調査の本市の状況では「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」や「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」、「仲間はずれ、集団による無視」など、大人が気がつきにくい悪口や嫌がらせが「いじめ」全体の79.8%を占めています。

- ◆ 言葉によるいじめ：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 暴力：軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 金品隠し：金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆ 強要：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ ネット上のいじめ：パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる
- ◆ その他

いじめのサイン

教員は、一人ひとりの子どもが発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切です。次のような様子が見られたら、すぐに学校全体で共有し迅速に対応しましょう。

学校で	家庭で
<p>身体</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 顔や身体に傷やあざができている <input type="checkbox"/> 身体の不調を訴える <p>表情や態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 表情が沈んで暗くなる <input type="checkbox"/> 口をききたがらない <input type="checkbox"/> わざとはしゃぐ <input type="checkbox"/> ぼんやりした状態にいる <input type="checkbox"/> 視線を合わさない <p>行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 教室に入りたがらない <input type="checkbox"/> 学習への意欲を急に失う <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 当番活動や休み時間にぼつんと一人にいる場面が多い <input type="checkbox"/> 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる <input type="checkbox"/> 特定のグループと行動するようになる <input type="checkbox"/> 使い走りをさせられる <input type="checkbox"/> 給食や弁当を食べ残すことが多くなる <input type="checkbox"/> からかわれることが多くなる <input type="checkbox"/> 無視されたり、遊びの仲間に入れてもらえない <input type="checkbox"/> 技をしかけられることがある <input type="checkbox"/> 発言に爆笑される <input type="checkbox"/> 仕事を押しつけられる <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 紛失物が多くなる <input type="checkbox"/> 持ち物が隠される <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている <p>服装</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 服が汚れたり破れたりしている <input type="checkbox"/> ボタンが取れている <input type="checkbox"/> 服に靴の踏み跡がついている 	<p>身体</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> けがや傷を負って帰ってくる <input type="checkbox"/> 登校時に身体の不調を訴える <input type="checkbox"/> 寝付きが悪く、寝不足が続く <input type="checkbox"/> 急に食欲がなくなる <p>表情や態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学校の話をしなくなる <input type="checkbox"/> 友だちのことを話さなくなる <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しくなる <input type="checkbox"/> 家族や物にあたるが多くなる <p>行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電話を受けた後落ち着かない <input type="checkbox"/> 突然友だちに呼び出される <input type="checkbox"/> 人に物を貸すが多くなる <input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出す <input type="checkbox"/> そわそわして落ち着かない <p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 持ち物にいたずら書きをされている <input type="checkbox"/> お金の使い方が激しくなる <p>服装</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 下校後の服が汚れたり破れたりしている

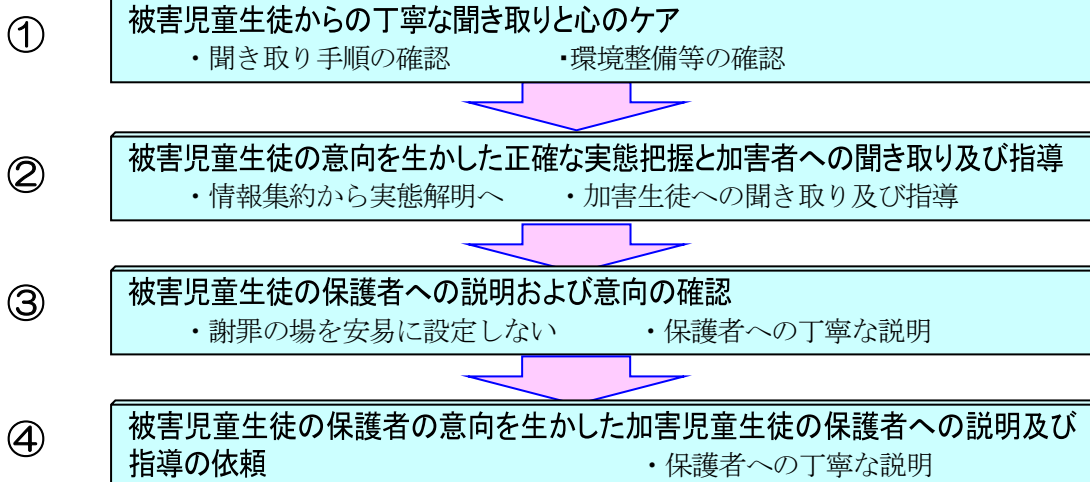


いじめへの対応

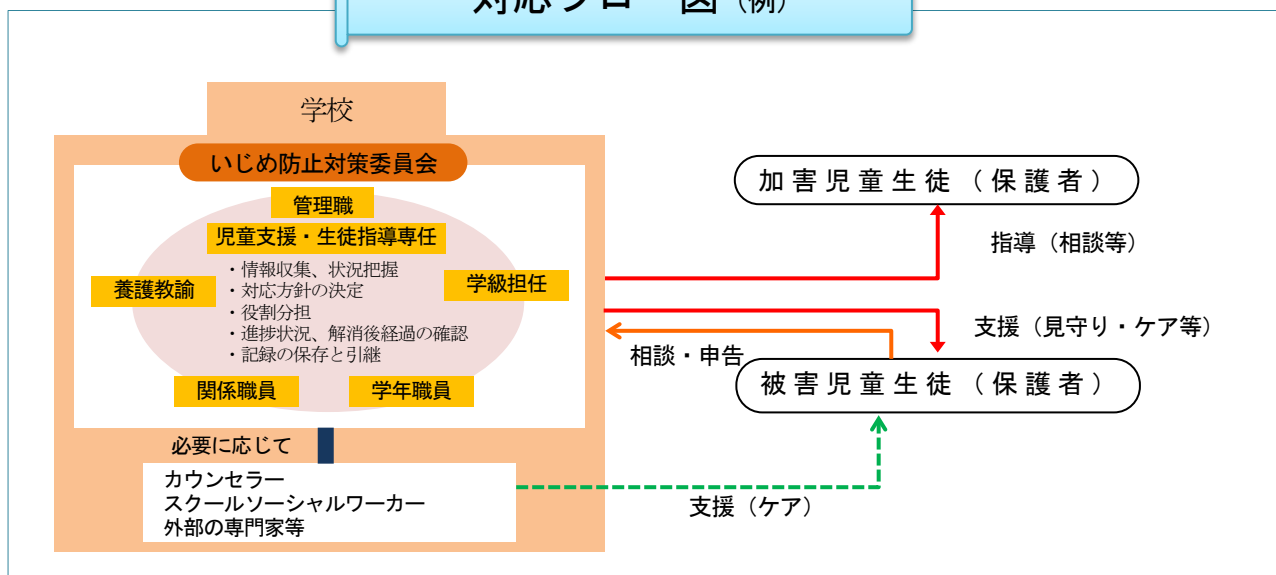
学校（教職員）がいじめを認知したときの組織体制・対応の流れ

初期対応

- いじめ防止対策委員会で直ちに、事実把握と指導の方針等を検討する。
- 役割分担（情報集約、児童生徒対応、記録、保護者対応）を明確にする。
- 二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する。



対応フロー図（例）



中・長期的な対応

- 複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用も）、報告及び情報交換の実施
 - ・誰が、いつ、どのように
 - ・情報の更新
- 児童生徒が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり
 - ・休み時間を有効に
 - ・カウンセラー等の活用
- いじめを否定する児童生徒間の世論づくり
 - ・生徒会活動の活性化
 - ・学級活動の工夫



より具体的な指導に向けて

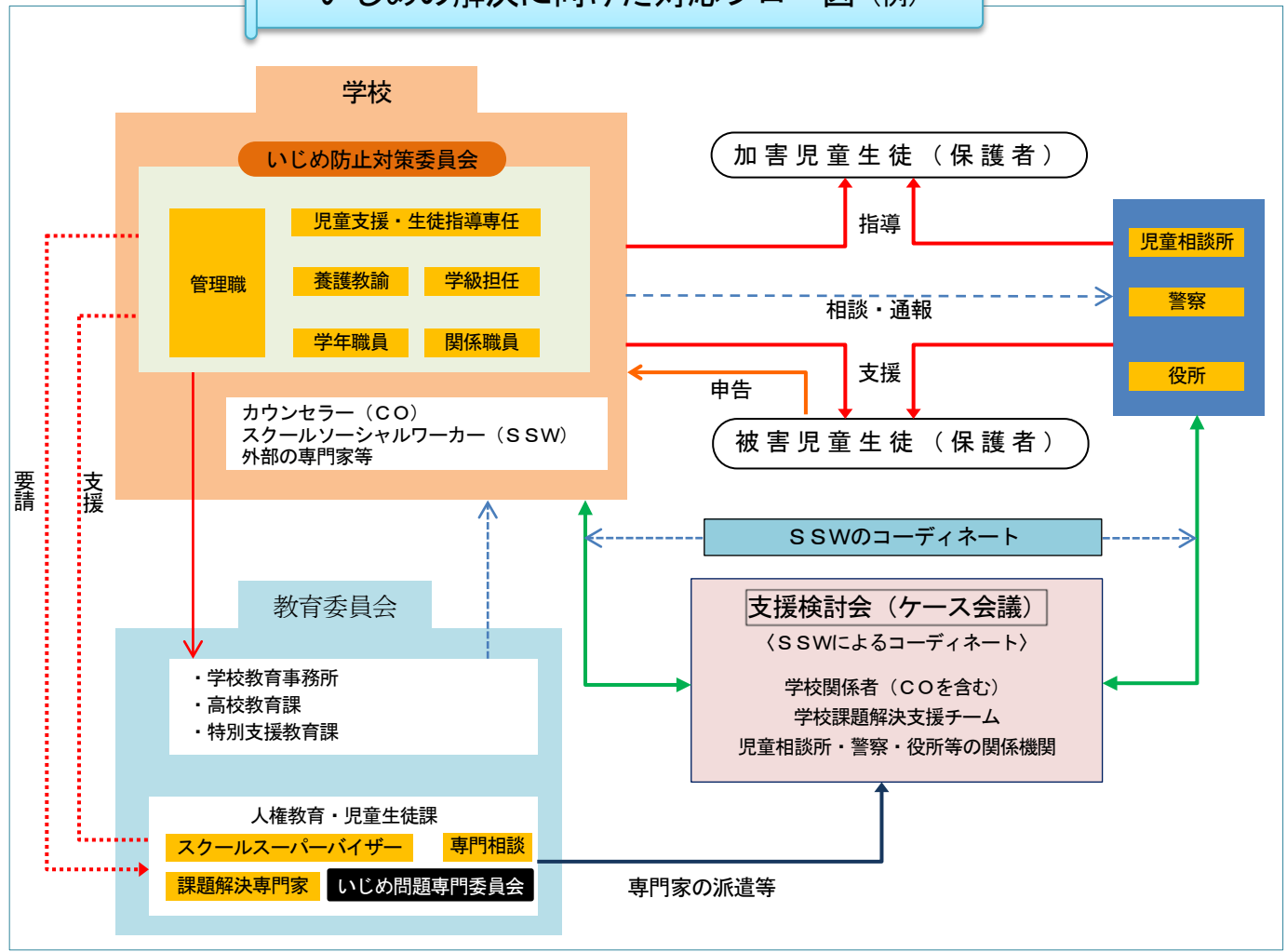
児童生徒

- ◆ 個々のトラブルの解決だけでなく、被害児童生徒と相手側の児童生徒との間の交友関係の修復に配慮しつつ聞き取りを丁寧に行う。(二次被害の防止に留意する)
- ◆ 今回起きた事案に関与していない児童生徒からも十分に事情を聞くなどして、トラブルの実態の全体像を把握する。
- ◆ いたずらやちょっかい等が時として重大な結果をもたらすことを継続的に指導し、少しでもそのような行為が見えたら、直ちにやめるように厳重に注意する。

保護者との連携

- ◆ 被害児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の学校における様子等を伝え、家庭での観察や継続的な支援を依頼する。
- ◆ トラブルが継続している時は、加害児童生徒の保護者と面談をするなどして、問題点を指摘し、学校側が厳重に指導する方針であることを伝えるとともに、家庭でも指導するように申し入れる。
- ◆ 学校の指導の効果について、児童生徒の様子を観察などから定期的に評価し、その結果を加害児童生徒、被害指導生徒の保護者に伝える。

いじめの解決に向けた対応フロー図 (例)



被害児童生徒への聞き取りの際の留意点

目的

被害者の心情を理解したうえで、事実を正確に把握するとともに、被害児童生徒の安全・安心の確保に全力を傾けることを伝える。

★被害児童生徒の心情の理解①

「いじめ」は客観的な事実やその程度も把握しにくい（特にからかいや言葉の暴力、無視などは証拠も残らず巧妙に行われる）。被害児童生徒が「イヤ」「辛い」と感じたことを、いじめであるという視点で、聞き取りを行う。そのことを子どもにも分かりやすい言葉で伝える。

こんなセリフで伝えましょう

「あなたがイヤな思いをしたことについてお話してほしい。」
「誰も見ていないところで起きたこともあるから、あなたが覚えていることを大切に聞きたい。」
「イヤ、辛いと感じたなら、それはいじめだと先生は思うよ」など。

★被害児童生徒の心情の理解②

子どもにとって「いじめられた」ことを認めること、まして教職員や保護者に「いじめられた」と話すことは、無力感を感じたり、恥ずかしく思ったり、プライドが傷つくこともある。こうした被害児童生徒の心情に配慮し、心理的に支えながら聞く（聴く）。話すことを躊躇したり、「自分も悪い」と不必要に自責的になることが多いことを念頭において、配慮しながら聞く。

こんなセリフで伝えましょう

「そういうことが起きたら、イヤだと感じる人は多いと思うよ」
「イヤでもその場ではイヤだと言えなくなることもあるよ」
「弱い人がいじめられるというのは間違い。いじめたり、いじめていることに気づかなかつたりしていることが間違っている」
「あなたは自分も悪かったと思うかもしれない。でも相手が～したことは確実に相手が悪いことだよ」
* 殴る、物を盗むなど、明らかに不適切なことを例にして説明する。

★被害児童生徒の心情の理解③

子どもにとって、いじめが明らかになることで更に陰湿化し手口が巧妙になることを一番心配するので、話すことをためらう。学校の中、クラスの中で、被害を受けた児童生徒が安心して過ごせるように「守っていく」「これからも相談に乗る」とさりげなく、繰り返し伝えながら、話を聞く。

★被害児童生徒の心情の理解④

いじめは、一見、親密な関係の中で生じることもあるため、被害と加害が入り混じっていることが多く、状況が複雑でわかりにくい。「自分もやり返したから」「自分もひどいことをやったから」という後ろめたさがあって、言い出せなかったり、事実を過小化したり、歪曲することもある。一連の出来事は流れの中で起きているものなので、一つずつの事象で「いじめの範囲か否か」を判断しないようにする。子ども同士の関係は、日々、変わるものであると認識しておく。

※ からかいも1回なら流せても、日々繰り返されたり、複数から受けたりすれば、よりダメージは大きい。同じことをされても、子どもによって受けとめ方は異なるのが当然。

被害児童生徒への聞き取りの手順

重要

- ★ 具体的に事実が確認できるように、いつ、どこで、誰から、どんなことを、項目を挙げれば参考になる。
- ★ エピソードは複数あるものなので、一つずつ聞く。

○「～であなたに起きたことについて教えてほしい。」

※これはとても重要！

- ① 「思い出すといやなことかもしれないけど、ゆっくり聞くからゆっくり思い出してくれる？」
- ② 「それはいつあったのかな？」
- ③ 「どこであったのかな？」
- ④ 「それから何が起きたのかな？」「他に、その場にいた人はいる？」「その人はどうしていた？何をした？」

※「わからない」と答えた場合は「お昼を食べたあとかな？前かな？」「ずっと後？ちょっと後？」と聞いていき、ある程度の時間を特定する。

※子どもは状況を思い出してくると、説明が断片的になったり、急に黙り込んだりすることもある。「大丈夫、ゆっくり思い出して」「少し、お話を休もうか」など、せかさないようにする。

※起きたことを教職員が聞くと、教職員自身が苦しくなってしまうこと（これは自然な反応ではあるが）もあるが、その気持ちを露骨に出さない。子どもの苦しさを共有しつつ、冷静で穏やかに対応する。

- ⑤ 「他にはどんなことがあるかな」と聞き、③～④の手順で聞く。

※ただし、複数のエピソードが複雑に絡み合っている場合は、一つずつ整理して聞くことができないこともあるので柔軟に対応する。

- ⑥ 起きたことについて子どもが表現した言葉で繰り返して確認する

「～で、～頃、～さんが、あなたに、～をしたんだね（されたんだね？）それでいいかな？」

- ⑦ 「まだ話していないこと、他にもある？」
- ⑧ 「今思い出せなければ、後からでもいいから思い出したら話してくれる？」
- ⑨ 「よく話してくれたね」「二度といやなことがないように、先生や大人たちがあなたを守っていくからね」「あなたは決して悪くないよ」
- ⑩ 「もしかして自分も誰かを傷つけたり、誰かにイヤなことをしてしまったりすることはある？一人で後悔したり、自分を責めたりするのは辛いから、よかったら話をきくよ」

※具体的なエピソードが出てきたら、まずは正直に話したことを受け止める。一方、加害者の正当化に巻き込まれて、『自分が悪い。自分がこうされるのは仕方がない』と理解がゆがんでいることも多い。子どもがどんな後悔や罪悪感をもっているのかを聞くことで、いじめによって、どの程度、自己理解や状況の認知がゆがんでしまい、ダメージを受けているのかが把握できます。

- ⑪ 「最後に何か心配なことある？」「今後思い出したり、心配なことがでたりしたら、どうする？」
「そのときは～先生にお話の時間をちょうだいと言ってね」

※「これはチクリではなく、相談である」と言い切ることが大事。また、教職員の介入後にいじめが悪化することもあるので、「子ども間で解決するのが難しいこともある。それは大人が手を貸して解決する責任が、大人にはある」と伝えることがエンパワメント(力づけ、自立の促し)になる。

加害児童生徒への聞き取り・指導上の留意点

☆ あくまでも被害児童生徒の意思を生かしての加害者対応です。教職員との合意形成がなされない状況での加害生徒への聞き取りや指導は2次的な被害を招くなど危険があることを十分に考慮に入れた対応が必要となります。

目的

加害児童生徒に事実を正確に認めさせ、二度と同じことをしないという気持ちを醸成する。

留意点

- ◆ 加害児童生徒が事実を認めやすくするため、いつ、どこで、どのように、ということをしてできるだけ正確に伝える。
- ◆ 同じことを繰り返さないために、何があったかきちんと思い出してほしいなどと伝える。
 - ※ 取調べのように圧力をかけるというよりも淡々と「自分の行動が相手を傷つけた時は説明する責任や、謝罪する必要がある」という姿勢で臨む。
- ◆ 加害児童生徒側の言い分（気持ち、行為の理由など）を聞くことも必要ではあるが、事実確認の途中で聞いていくと、自己正当化や責任転嫁、事実の矮小化がおきやすいため、「あなたの言い分も後から必ず聞くから、まずは何が起きたのか、何をしたのかを教えて」と伝え、事実確認を先にする。
 - ※ 説明責任を求めると同時に、加害児童生徒の感情や自己認知も尊重する姿勢で。聞き取り担当者は共感できる感情には共感してよいが、あくまでも「気持ちはわかるが行為は間違っている」という姿勢はくずさない。行為は許さず人を憎まず。
- ◆ 「大切なことだからきちんと記録にとるね」と、さらっと確認して複数で対応する。
- ◆ 聞き取り担当者は、日常的によく関わっている人がよい場合と、少し距離がある立場の人がよい場合があり、ケースに合わせて判断する。

基本的な姿勢

「事実確認」のみが目的ではなく、加害児童生徒が加害行為に至った背景を理解することが、教育的な配慮のある再発防止に不可欠です。

- ① 日常的にイライラを抱えていたとしたらその要因を探る
- ② 児童生徒の学級内での立場からいじめの実態を捉える
- ③ これまでの〈いじめられ体験〉の把握を丁寧に行う
- ④ 対人関係のとり方パターンとそれを身に付けてきた環境との関係を理解する

関係機関との連携

加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果上げることが困難であり、その児童生徒の行為が犯罪行為と認められる等警察との連携が必要である場合には、早期に連絡票の活用等により警察と連携することが重要です。

特に、被害児童生徒の生命または身体の安全が脅かされるような場合には直ちに警察に通報する必要があります。また、いじめられている児童生徒を守るため、適切な対応をとる必要があると判断される場合には出席停止措置を講ずる必要があります。

加害児童生徒への聞き取りの手順

☆ 複数の行為がある場合、「一つずつ確認させて」と分けて聞く。

① 「～といった（した）ことはある?」「何回?」「よく思い出して」

※ 加害者は過少に伝えることがあるが、行為を行ったかどうかをまず確認する必要がある。

② 「そのとき、〇〇さんにどう言ったかな」

③ 「〇月に〇〇（場所）で、〇時間目と〇時間目の休み時間にあなたが〇〇さんにどうしたの?」

④ 「〇〇さんはそのとき～と言ったそうだけど覚えているかな?」

⑤ 「あなたは〇〇さんに～したのは、どうして?あなたの気持ちも教えて。きつと言にくい気持ちもあるのかな?」

※ 人間がもっている攻撃性を、上手に統制するようになることが大切であるという前提で聞き取る。また、加害児童生徒もどこかで傷ついたり、閉塞感や不達成感など満たされなさを抱えていたりすると想像しながら聞く。

⑥ 「ところで、これらのことで、〇〇さんはどんな気持ちになったと思う?」

※ 加害児童生徒が想像した被害児童生徒の気持ちを表した言葉を繰り返しつつ、「とてもイヤだった」「イヤだけどイヤと言えない気持ち」「友だちだと思っていた子から裏切られた気持ち」「これ以上イヤなことをされたくないから平気な振りをするしかなかった」などが出てこなければ付け加えながら解説する。

※ 「イヤな気持ち」だけで済ませないように。具体的にもしも自分が同じようなことをされたらどう思うか、と問いかける。答えない時には「もしも自分だったらと考え続けてみて欲しい」と、子ども自身に「自他の感情理解があなたの大事な課題である」というメッセージを暗に伝える。

※ また、1対複数の関係（「よってたかって」の構造）で起きた行為の場合、被害児童生徒を一層傷つけ、追い詰めるということを、想像させ解説する。

⑦ 「あなたも相手も誰一人として、傷つけられてもいい人、傷つけられて当然な人はいない。一人ひとりみな大切な人。でも、一緒に生きている中で、うっかり人を傷つけてしまったり、カッとなって酷いことをしてしまったりするかもしれない。これから、もし今回のように人を傷つけてしまったり、傷つけそうになったりするとき、どうしたらいいと思う?」（→子どもに考えさせる）

「同じ間違いをしないように、先生たちやお家の人とお話ししたり、時々、一緒に今回のことを思い出して考えたりしていこうね。」

⑧ 「最後に何か心配なことはある?」「今後思い出したり、心配なことがでたりしたら、どうする?」

「そのときは～先生にお話してね」

傍観者への指導～いじめを生まない土壌づくり～

目的

多くの児童生徒がいじめ加害を行った可能性があると仮定し、児童生徒一人ひとりがいじめを許さない気持ちを強くもち、「絆づくり」を進めることでいじめを減らす。

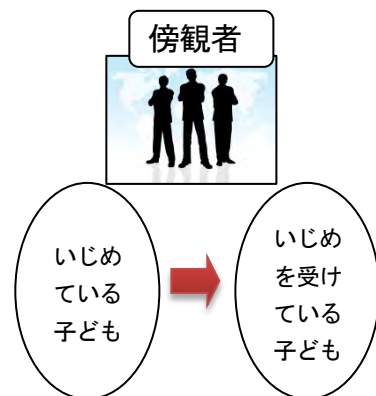
★ポイント1 「いじめの構造の理解と傍観者にならないための具体的な行動」

クラスでいじめが起きていたときに、見ていて何もしない（感じない）人もいじめに加担していることになることを丁寧に説明し、具体的な行動の方法を伝える。

傍観者にならないために

「いじめの構造の理解と具体的な行動」

- まわりで見ていて何もしないことが、いじめを助長していることについて図などを用いて説明する。
- いじめを注意することで自分が次にいじめられるのではないかという恐怖感が傍観者を生み出している構造を理解させる。
- いじめを許さない世論をつくるために、同じ考え方の人に協力を依頼することをすすめる。
- 身近な大人に相談することは間違っていないことを伝える。
- 相談することで具体的にどのようないじめが解決していくかということをあらかじめ伝えておく。



★ポイント2 「居場所づくり」

過度な「競争的価値観」を減らすとともに、授業についていけない児童生徒や行事に参加できない児童生徒に対して積極的に関わり、どの児童生徒も落ち着いて生活できる場所をつくり出す。

居場所づくり

「どの児童生徒も落ち着いて過ごすことができる場所を提供する」

- 競争的価値観の軽減…価値観は家庭や社会の影響も受けるものであるが、「遅いこと」や「できない」ことは「悪いこと」であるかのように、否定的な価値観が、いじめの口実になりかねない。
- 教室での活動や行事において、一人ひとりに役割があることで、落ち着いた生活につながり、自己有用感が醸成される。

★ポイント3 「自己有用感の醸成」

授業や行事の中ですべての児童生徒が活躍できる場面をつくり出し、他者とのかかわりの中で絆づくりを進める。

自己有用感の醸成

「他者とのかかわりの中で絆づくり」

- 子どもの社会的スキル横浜プログラムの考え方を授業に取り入れるなど、教員が意図的に他者とのかかわり合いのある授業づくりを進め、絆づくりの土台をつくる。
- 授業や行事の中で、児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動ができるよう、教員が活動の環境づくりに努める。
- 児童生徒自ら「絆」を意識し、他者とのよりよい関係づくりを進めていくことができるようにする。



いじめを受けた子どもの保護者への対応・支援

いじめを受けた子どもの保護者は「わが子はいじめから助けたい」という切羽詰まった気持ちでいっぱいです。この保護者の気持ちをしっかり受け止め、共感的で謙虚な態度で接することが基本です。保護者が安定することは、子どもの安定につながります。また、保護者との信頼関係があれば、いじめの克服に向けた連携が可能になります。教員が「保護者は子どもが豊かに成長していくための重要なパートナー」という認識をもって取り組むことが大切です。

- 家庭訪問等により、直接保護者に正確な事実を伝える。(電話等で一方的な連絡ですませない)
- 保護者からの訴えや相談の場合は、話してもらったことに対する感謝の気持ちや気づかなかったことへの謝罪を伝え、不安や動揺の気持ちを共感的に受け止め、謙虚な態度で接する。
- いじめられている子どもを守ることを第一に考えて対応することを伝える。
- 問題解決に向けた学校の方針や具体的な取組などについて相談し、学校全体で組織的に対応することを伝える。
- 子どもの様子や学校での解決に向けた取組とその状況、見通し等について丁寧に伝える。あわせて家庭での様子や変化、心配ごとなどを聞き情報を共有する。
- 保護者はもちろん教員も解決を急ぐあまり、いじめられた子どもの苦悩や傷つきのケア、いじめた子どもの内省等が十分でない状態で終結させようとして、謝罪の場を設定するなどの傾向がある。要因や背景を考えた対応に時間が必要であることへの理解を得ておく。

いじめている子どもの保護者への対応・支援



いじめは許されない行為であると毅然とした姿勢で対応し、いじめられた子どもの辛さや苦しさを理解してもらうことが大切です。しかし、いじめた子どもの背景には不安や悩み、不満、不適應などストレスやストレスがあることを認識して、いじめた子どもの保護者とともに今後について一緒に考えていく姿勢が重要です。

また、状況によっては連絡票の活用等による警察との連携も進めることも大切です。

- いじめの状況や被害などについて正確に報告する。
- いじめられた子どもと保護者の傷つきや辛さを説明し理解を求める。
- 指導の状況やいじめに至った要因や背景、いじめた子どもの心情、学校の指導方針と見通しなどを丁寧に伝える。
- 子ども、保護者の心情に寄り添って、解決に向けてともに考えていく姿勢を示す。
- 保護者が責められている気持ちになったり、孤立感をもったりしないよう十分配慮する。
- 子どもの様子や学校での解決に向けた取組とその状況、見通し等について伝える。あわせて家庭での様子や変化、心配などを聞き情報を共有する。
- 保護者はもちろん教員も解決を急ぐあまり、いじめられた子どもの苦悩や傷つきのケア、いじめた子どもの内省等が十分でない状態で終結させようとする傾向がある。要因や背景を考えた対応に時間が必要であることへの理解を得ておく。
- 連絡票を活用するなどして警察との連携を進めた場合、本人への指導、支援だけでなく、保護者の相談や支援等を行うことも大切である。
- 出席停止措置を講ずる場合には、その趣旨を説明し理解を得るとともに出席停止期間中や終了後の対応についての方針を示し、協力を求める。
- 子どもの心的な傷つきや保護者の心配等の状況によっては、カウンセラーや関係機関を紹介する。
※ 担当するカウンセラーは、被害児童生徒と加害児童生徒で変える必要がある。

謝罪・保護者会について



- 安易で性急な謝罪は、問題の解決にならないことは言うまでもありません。被害児童生徒・保護者の心情や加害児童生徒の内省状況、保護者の心情等を十分考慮して、被害者の意思を尊重した上で、謝罪の会や保護者会などの開催を行うことは意義のあることです。
- 保護者会については、学級等の全保護者の意識を高め、家庭での指導に働きかける機会となり、子どもの指導効果につながり、その後の集団づくりにも大きな役割を果たすことも考えられます。
いじめられた子ども・保護者やいじめた子ども・保護者等関係者の了解の基、個人情報等に十分配慮し、周囲の子どもの保護者に正確な情報を提供するとともに誤解や動揺が広がらないように協力をお願いすることが大切です。「これから子どもたちのだれもが安心して学校生活を送るためにはどうすればいいか」という話し合いになることが大切です。そのためにも、それまでに至る丁寧で十分な指導が必要であることは言うまでもありません。

再発防止・継続支援

「謝罪ができた」、「解決のための話し合いができた」、「指導後、子どもが『大丈夫です』と言っている」と教職員や保護者が安心していても、子どもの心の傷がまだ癒えていないことや大人の見えないところでいじめが続いていることも少なくありません。また、被害者だけが替わる、加害者だけが替わる、加害者と被害者が入れ替わる場合なども考えられます。



子どものケア

いじめられた子ども

- 定期的な面談を通して「あなたを守る」というメッセージを送り続けることで安心感を与える。
- 子どもを受け入れる学級・学年の集団づくり・雰囲気づくりを進める。
- 全教職員が情報を共有し、見守り（観察）を行い、毎日の情報を集約する。（保護者への連絡も）
- 複数の教職員で継続的な声掛けを行う。（他の児童生徒の受け止めに十分配慮する）
- 自信の回復に向けて、様々なバリエーションのグループワーク等を意図的に取り入れ、人間関係づくりを進める。（横浜プログラムの活用）
- 必要に応じてカウンセラーとの継続した面談を行う。 など

いじめた子ども

- 全教職員が情報共有し、見守り（観察）を行い、毎日の情報を集約する。（保護者への連絡も）
- 子どもを受け入れる学級・学年の集団づくり・雰囲気づくりを進める。
- 複数の教職員で継続的な声掛けを行う。（他の児童生徒の受け止めに十分配慮する）
- 子どもの活躍する場を意図的につくるなど、自己有用感を実感できるように配慮する。
- 保護者にも家庭で会話を多くもってもらい、心の安定に繋げる。
- 専任教諭や養護教諭が必要に応じて継続して面談を行う。また、状況に応じてカウンセラーが面接することもある。 など



家庭や関係機関との連携

- 定期的に学校の取組状況や子どもの様子などを伝えるとともに、家庭での様子や変化を把握するなど情報共有に努める。
- 学校や家庭における子どもへの関わり方について継続して相談していく。
- 保護者の希望によってはカウンセラーとの面談を進める。
- 状況に応じて関係機関（警察・児童相談所等）との連携を図る。 など

学校体制の見直し

- 「いじめ」発生を受け再発防止に向けて、学校体制の点検見直しの実施
- 実態把握の強化（アンケート調査、個別面接、行動観察、教職員間の情報共有等）
- 相談体制の強化（子どもが相談しやすい関係・環境づくり、教育相談体制の充実、専任教諭・養護教諭・カウンセラーとの連携強化等）
- 未然防止の取組の強化（児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくり、「自己有用感」を児童生徒全員が感じとれる 絆づくり等）
- 職員研修の充実 など

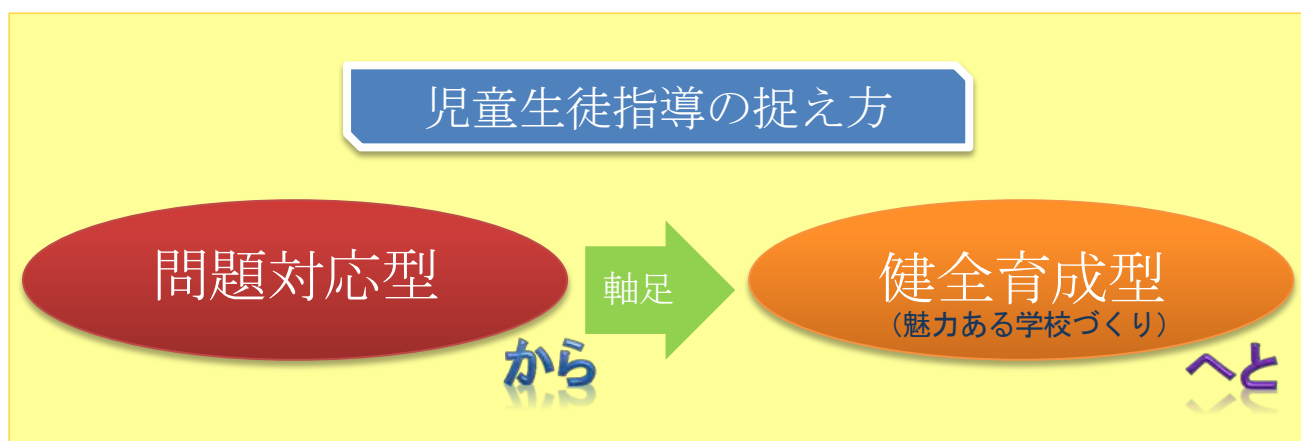
いじめの未然防止

「児童生徒指導」というと問題行動等が起きた後の対応に目が向きがちです。しかし、本来、児童生徒指導の目的は、児童生徒の健全な発達を促すことですから、児童生徒指導の取組の中心は児童生徒に対する日々の働きかけにあります。事後対応ではなく未然防止のための取組、問題対応型の取組ではなく健全育成型の取組が重要です。

もちろん、実際に児童生徒指導上の問題が起きた場合に、速やかに適切な対応が行われること（早期対応）が重要であることは言うまでもありませんが、今、学校では、問題が起きにくい学校風土をつくる、問題を回避できる児童生徒に育てる等の予防的な考え方へと軸足を移すことが求められています。

いじめのように「目に見えにくい」問題事象の場合には未然防止の取組は、とりわけ大切です。学校生活の中では、子ども同士の些細なトラブルは日常茶飯事とも言えます。しかし、それがいじめへと発展していくことのないように取組を図ることが、何よりも重要です。

未然防止を目指した学校体制



「魅力ある学校づくり」をめざす ～いじめが起きにくい学校風土・学級風土～

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるものです。このような誰もが巻き込まれるいじめについては、一部の児童生徒を想定した取組よりも全員を対象とした取組が必要です。児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりが未然防止になります。

すべての児童生徒が加害者にならなければ被害者もいなくなると考えると、人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけられる児童生徒に育つことが大切であるとともに、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童生徒全員が感じとれることができれば、いじめに向かう児童生徒は減ります。

そのためにもすべての児童生徒を対象に、日々の授業や学校生活の中で、児童生徒が「学校に来ると楽しい」と感じられるような「魅力的な学校づくり」を進めていきましょう。

「居場所づくり」と「絆づくり」の実践

居場所づくり

～ささいな行為が深刻ないじめへと広がらない潤いに満ちた風土をつくりだす～

児童生徒をいじめ加害に向かわせる要因として大きいのは、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つで、それらの要因が高まると、加害に向かいやすくなるという調査結果があります。

そこで、このいじめの背景にあるストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等を改善することで、いじめのきっかけとなるトラブルの軽減やいじめのエスカレートの防止を図ります。

そのために、児童生徒のだれもが安心できる、自己存在感や充実感を感じられるような場所や機会を意図的に提供する授業づくりや集団づくりを進めることが大切になります。

つまり、いじめの要因を緩和するうえで授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくりだす“居場所づくり”に取り組むことが効果的なのです。

「授業中に嘲笑される」「行事の際にからかわれる」といったことが放置されていたり、「授業についていけない」「行事に参加しないで別なことをしている」という児童生徒がいる状態では、いじめの要因が高まることは言うまでもありません。そこから見直すことが求められています。

行事等はもちろん、日々の授業においても、すべての児童生徒が活躍できる場を意図的につくるような授業の組み立てや進め方を工夫し実践していきましょう。



絆づくり

～他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を育む～

いじめの背景にあるストレスやストレッサーに対して「そんなものには負けない」「そのはけ口として他者を攻撃するようなことはしない」と言える児童生徒に育てることも重要であり、「人と関わることを喜びとを感じる体験」が不可欠です。

面倒なことやイヤなこともあるけれど、「他の人と関わることは楽しい」「役に立てたらうれしい」と感じる場や機会を意図的につくることで、加害者になるのを防ぎます。

トラブルが起きることも含めて「集団というものを受け入れること」「トラブルを回避するために自分はどうすべきかに気づくこと」「集団内の他者から認められる喜びに気づくこと」「最終的には自ら進んで他者や集団に貢献することが誇りになること」などを児童生徒が感じ取れる集団体験を意図的に確実に提供していくことが、いじめに向かわない児童生徒に育つことにつながります。

そのためには、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫していくことが必要になってきます。

児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童生徒全員が感じとれる場や機会をつくるのが大切です。



子どもたちの「居場所づくり」「絆づくり」に横浜プログラムを活用してください。

「横浜プログラム活用リーフ『授業こそ児童・生徒指導～横浜プログラムの考え方を取り入れた授業のススメ』」

「Y-Pアセスメント活用リーフレット」、「指導プログラム（三訂版）」「Y-Pアセスメント（Ver4.1）」等

※横浜教育委員会HP《児童生徒指導・いじめ根絶に向けた取組》
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/bunya16000.html>

学級づくりの大切さ



学級担任として

親和的な集団づくり

すべての子どもの個性が輝き、相互に学び合い、認め合う関係があり、誰もが安心して自己を表現し、暖かく受け入れられる、そんな親和的な学級では「いじめ」は起こりにくいはずで、そうした人と人の在り方の素晴らしさを知った子どもたちは、自ら学級づくりに努力するようになります。子どもたちは学級担任との出会いのなかにその可能性を見ます。「先生が私のことを分かってくれている」という安心感や充実感、他者を思いやる心のゆとりを生みます。子どもたち相互の関係があたたかなものになっていく基盤には担任との深い信頼関係がなくてはなりません。

個性を尊重する姿勢

学級の児童生徒との人間関係の中心に立つ担任は個性豊かな児童生徒全員と相互関係を築き、一人ひとりについての「子ども理解」をもつ必要があります。子ども一人ひとりとの時間を確保し、自己や他者への理解、集団づくり等をテーマに本音で話し合いをもつことが、学級づくりの柱となります。

日々の生活の中で感じたことや浮かんだ考えを伝え合う機会をつくることも有効な手段です。こうした実践のなかで、教員自身が学ぶべき多くのことを発見することになります。独善的で一方的な子どもへの理解、権威や立場にこだわったかたくなな指導では子どもの「心の居場所」となる学級づくりはできません。担任が感性豊かであることは学級づくりに欠かせません。そのためには一人ひとりを大切にする授業が重要です。

学校行事への主体的な取組

学級の子ども一人ひとりの気持ちを大切にする担任の姿勢が理解されている親和的なクラスでは行事の取組で芽生えるリーダーの不満やいらだちを受け止めようとする動きが、子どもたちのなかに生まれます。なかなか協力できない子どもが出てきても、その子どもの気持ちを分かろうとする子どもたちの姿勢が集団を良い方向に引っ張っていきます。子どもが主体的に危機を乗り越えようとする意欲が育ちます。

権威や罰をちらつかせる威圧的な指導をベースに行事の取組を進める場合、子どもは裏と表を使い分け、強者の前では取り繕い、弱者には威圧的になる心性を学ぶことになります。

また、一方、担任自身が明確な指導目標をもたずに、意欲に欠け、自主という言葉の下に子どもを放任した場合、子どもの利己的欲求が肥大化し勝手気ままな集団が形成されてしまいます。

いずれの場合も「いじめ」を生み出す土壌となってしまいます。



失敗を受け止め合える学級

すべての人はそれぞれ課題を抱え、時に失敗を重ねて成長していきます。ともに暮らす仲間の失敗を受け止め合える学級づくりは、「いじめ」を克服します。

授業は子どもとともに学ぶ姿勢で

毎日の授業に取り組む私たち自身、子どもの豊かな発想や感覚に感銘を受けたり、子どもに教えられたりした経験が多々あります。子どもたちにとっても教員にとっても、授業の楽しさとは新鮮な感覚や発想、また心のやり取りのなかに見出すことができます。

しかし、いつの間にか余裕をなくし「分からせよう」と肩に力の入った教員主導型の授業に落ち込み、ストレスを高めている現実もあります。教員自身「子どもとともに学ぼう」「子どもの反応から学ぼう」という姿勢に立ち戻ることが子どもの主体的な学習を進める出発点です。

授業が「いじめ」をあおる場合

授業が「いじめ」を増幅させる場合があります。例えば学習班の競争はともすると能率主義、効率主義に陥り、お互いを認め合うどころか、立場の弱い者への批判を定着させてしまう危険性をもっています。これは、教員の余裕をなくした教え込み型の授業の産物ともいえます。まして教員の「まだできないの」「いつもおまえだな」「ダメな班だな」など不用意な言動が加わると一層です。露骨に「こんな態度は減点だ」などという発言は子ども同士の競争をあおり、相互不信を定着させてしまうもので、授業をしているとはいえません。

一人ひとりが大切にされる魅力ある授業

魅力ある授業の展開には「個性の尊重」「相互理解」という視点が重要です。

子どもの発想や感覚を新鮮なものに感じる教員の感性は、生き生きと自らの感覚や発想を表現する子どもの活動を導き出します。個性的な感覚や発想が教員によって受け止められて初めて子どもは落ち着いて自らの学習課題を見つけ出していきます。適切な教員の支援によって課題解決に取り組み、学習成果を発表できるようになります。

こうした個性を生かした学習活動は、学習集団における相互理解という作業を通じて一層の成果を生みます。「あの子は何であんな発想ができるのか」「あの子は何に気づいてこの課題を見つけたのか」「あの発表の仕方は面白い」「あの言い方をしてくれたからよくわかった」「イラストでの表現がうまいね」など、学習の過程において子どもが相手を知り、そしてそのことを相手に伝えるという相互理解の場面を工夫することが大切です。教員だけでなく多くの仲間から自分の取組が受け止めてもらえたと、子どもが実感したとき授業は魅力あるものになります。



いじめ根絶に取り組む教員として

「いじめ」を見抜く豊かな人間性と高い人権感覚

「いじめ」は、潜在化します。「いじめ」を見抜く感性を磨いていますか？

「いじめ」は潜在化していることが多いため、うわべだけの行為や表面的な感情だけでは見抜けません。以前の「いじめ」は、集団の中で弱い立場にあるものだけが標的とされる傾向がありました。しかし、現代では、集団に埋没することに安堵感を覚える意識が、異質を排除する風潮に転化し、集団からちょっとはみ出ただけで、どんな子でも「いじめ」の対象になり得るのです。「いじめ」を受けている子は、「親によくない心配をかけたくない」「せめて家の中では忘れていたい」「自分はいじめられっ子じゃない」などと考える傾向があったり、仕返しや「いじめ」行動の激化を恐れて親や教員に相談できなかつたりして、問題を悪化させてしまうことも多くあります。加害側は、多くの場合「いじめ」の発覚を恐れて、単なる「悪ふざけ」や「けんか」を装ったり、被害者への口封じをしたりします。偽装を見抜き、「いじめ」の早期発見に努めてください。

「集団の質」を見極めることができますか？

「集団の質」を決定するのは教員自身です。

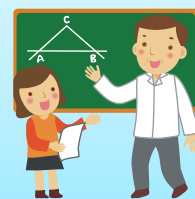
「いじめ」の問題を根本的に解決するためには、集団の正義が確立するような「集団の質」に視点をおいた集団づくりが行われなければなりません。子どもたちの素直な感情が受け容れられなかったり、正しいことが正しいと言えない雰囲気や学級にあったら、早期に適切な対応をとることが必要です。「正しいことは正しい」「それはルール違反だ」と善悪の判断や集団のルールに視点をおいた教員の言動が「集団の質」を決定する大きな基盤になるということを認識する必要があります。「いじめ」は集団の病理現象です。本人の意志とは無関係に、結果として、集団の一人ひとりに「いじめ」を構成する役割が生じます。加害・被害の子どもたちの周囲には、それをとり囲むように、はやし立てる子どもたちが観衆として、見て見ぬふりをする子どもたちが傍観者として存在し、教室全体が舞台となって進行します。正しいことが正しいと言えない雰囲気が学級全体を覆っているようでしたら、教員の出番です。しっかりした集団の秩序が形成されるよう、教員としての役割を演じる必要があります。

教員自身の豊かな感性と人権感覚が「いじめ」の抑止力に！

教員が『「いじめ」は重大な人権侵害行為』ととらえ、一人ひとりの人格を気遣うことが「いじめ」根絶の前提となります。教員自身の毅然とした態度による取組が、「いじめ」解消の基盤となります。校内研修等を通じて、教員自身が「いじめ」に苦しみ心情を共感的に受け止められる豊かな感性と人権感覚を養うことが、「いじめ」の抑止力となります。

「いじめられる側にも問題がある」・・・それでいいの？

「いじめ」の行為をした子どもは、「気分がスカッとする」「ふざけただけ」等のおもしろ半分の自己中心的言動をしたり、被害児童生徒のことを「みんなの迷惑になるから」「わがままだから」「やられてもしかたない」などとして、自分の行為を正当化したりします。これらの言い訳は、加害意識を薄れさせ、子どもたちの行動をエスカレートさせます。さらに、教員がこうした態度で指導に当たれば、問題は一層深刻化するだけです。教員が、常に一人ひとりの子どもの尊厳を念頭においたかわりをすることによって、子どもたちの中に、しっかりとした人権意識を育みます。教員の使う言葉は、子どもが「人と集団を知る道しるべ」となります。



「いじめ」を助長する教員の言葉 ～使っていませんかこんな言葉～

人は誰でも成長上の「課題」をもっています。これらの課題を口実として「いじめ」の正当化をすることは許されない行為です。特に、教員がこれらの「課題」がある子どもたちに不用意にかけた一言が、その子に対する評価となり、子どもたちの「いじめ」のきっかけとなったり、「いじめ」を助長することにつながったりします。



他の子どもたちの前で、頻繁にこのような声掛けをされた子どもは・・・・・・・・自分の言葉を問い直してみましょう。

あなたの見方と子どもの心を変えるスキル ～ リフレーミング ～

教員が温かな気持ちで子どもたちを見つめ、その気持ちを表現することは、子ども個人に対するだけでなく集団に対しても大きな意味をもっています。子どもたちに対し、どのような見方や表現をしたらよいでしょうか。否定的な気持ちを肯定的な気持ちへと変えて表現する「リフレーミング」という方法をご紹介します。言葉は、相手だけでなく、あなた自身の気持ちも動かします。肯定的な言葉を使えば、あなたも子どもたちも、温かい気持ちになって、相手を受け容れられるようになります。下の例を参考に、あなたらしい表現を工夫してみてください。

否定的な表現 肯定的な表現例	
いつも散らかしてるじゃないか	細かいことにこだわらないでおおらかだね
はっきりしないから	慎重に考えるタイプなんだね
すぐにあきらめてばかりで	いろいろなことに興味があるんだね
やることがおそいなだよ	こつこつといねいにやっているね
暗い顔してて陰気だよ	真剣に考えてるね
相手に配慮しない発言が多い	自分の意見が率直に言えるんだ
いつまでもこだわりすぎ	根気があるんだね、ねばり強いことはすごい
みんなと同じようにできないの	ユニークな方法だね

だれもが安心して参加でき自尊感情を高める 授業づくり・集団づくり

わかりやすく

○見通しを持てる授業

「何のために、いま何をして次に何をやり、最後はどうなるのか」どの子も見通しが持てるよう、「ねらい」と「流れ（手順）」を明確にし、視覚化する。

安心できる

○ルールが明確な授業

授業中いつも決まったルールや、その時間に必要な約束を明文化して必要に応じて掲示する。（例）・人の話は最後まで聞く。 ・どんな意見もOK！

だれもが参加できる

○だれもが（全員が）参加できる場面のある授業

1人で考える場面、2人組や数人のグループで意見を聞きあう場面、全員で共有する場面の3つを授業の中にできるだけ組み込む。

「子どもが活動の見通しをもてること」「ルールが明確であること」「一人の活動や少人数の活動が保障されていること」この3つは、だれもが安心して参加でき、自尊感情を高めることができる授業の必要条件です。

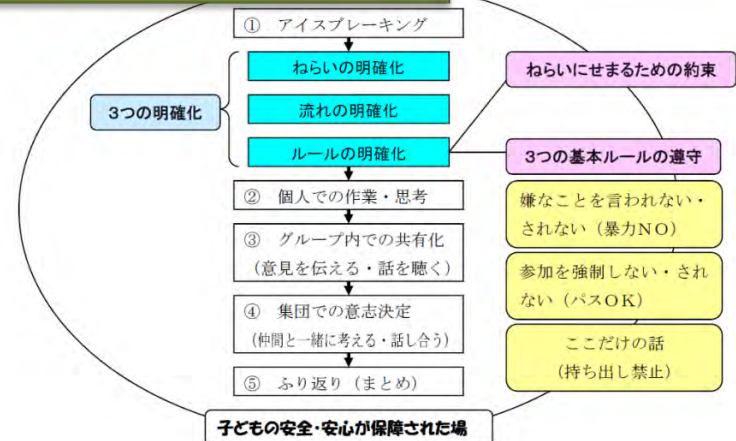
だれもが、安心して参加でき、自尊感情を高める授業

横浜プログラムの活用

右の「横浜プログラムの基本的な進め方」の図には、上記3つの必要条件が、全て含まれています。「横浜プログラム」の手法を教科等の授業に活用することは、「だれもが、安心して参加でき、自尊感情を高める授業づくり」につながります。平成24年5月「子どもの社会的スキル横浜プログラム三訂版」理論編P23には、社会科の指導案例が掲載されています。また、市教委HPからのダウンロードも可能です。

学校生活の大半を占める授業を「だれもが、安心して参加でき、自尊感情を高める場」にすることは、児童生徒が、安心して自己存在感や充実感を感じることができる「居場所づくり」になります。その上で、児童生徒が主体的な学びを進め、共同の活動に取り組む授業や行事等へと発展させることにより、児童生徒が自ら、「絆づくり」を行う機会をつくるようになります。

横浜プログラムの基本的な進め方



授業を通して、子どもの「居場所づくり」「絆づくり」を

実態把握

いじめに対する指導やいじめの実態把握を定期的に行っていくことが必要であるという理由の一つは、いじめが一部の特定の子どもだけがかかわって生じる問題ではなく、状況次第で誰もが加害者・被害者になりうる問題だからです。



「未然防止」とは、「いじめが起きないようにすること」です。従って、すでに起きている「いじめ」の「早期発見」とは区別する必要があります。実態把握についても、「未然防止のための実態把握」と「早期発見のための実態把握」を明確に区別してとらえることが重要です。

「早期発見」「未然防止」のための「実態把握」

何気ないしぐさや表情、発言等には児童生徒理解につながるものがたくさんあります。いじめを早期に発見するためにも、いじめが起こりにくい風土づくりのためにも、児童生徒個々の小さな変化や学級の状況を捉えるために、教員の高い意識は重要です。様々な場面、視点で日常観察を行うとともに他の教職員や保護者、地域等からの情報を収集し分析する必要があります。

また、定期的実施する児童生徒を対象にしたアンケートも大変重要です。「早期発見」という視点で記名式アンケートが行われることがありましたが、無記名アンケートから把握した学級や学年・学校全体の状況をもとに未然防止の取組をすすめることも重要です。

実態把握の中心は教職員による日頃の観察

場面：授業、休み時間、清掃時間、昼食時間、部活動（クラブ活動）

視点：子どもの顔色、姿勢、学習態度、言葉遣い、行動、表情、視線、
声をかけたときの反応

教科書、ノート等の学用品、身の回りの物、机の上の落書き etc. …

早期発見の資料となる児童生徒への「無記名式アンケート」

※ 次ページ参照

その他の情報収集

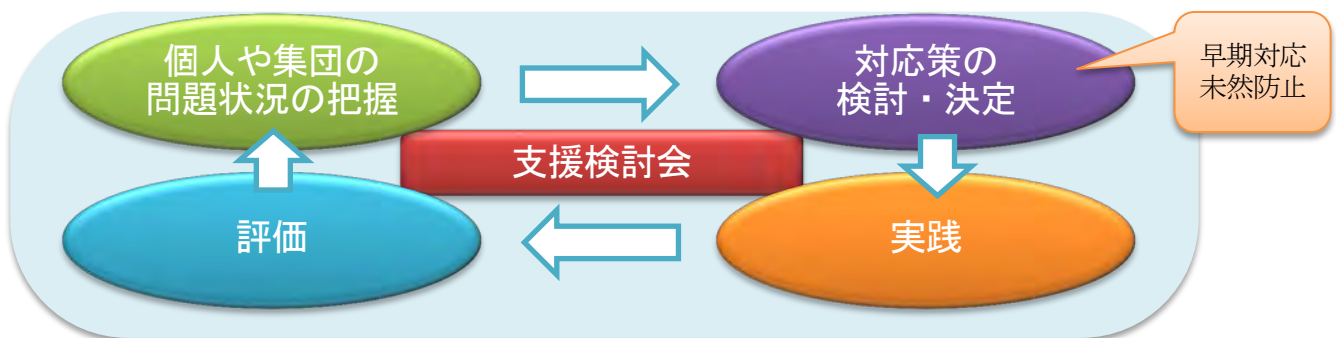
- ◆ 定期面談の記録
- ◆ 欠席、遅刻の状況
- ◆ 他の教職員との情報共有
- ◆ 専任、養護教諭との連携
- ◆ 保護者からの情報
- ◆ 地域からの情報
- ◆ カウンセラーとの連携

無記名アンケート ～「実態把握」を活かす～

早期発見・未然防止のために、実態把握に努めることは大切です。しかし、せっかく子どもの変化や実態に気づいても、教員が問題や課題と捉えなければ支援に結びつくことはなく、状況を悪化させることにつながりかねません。また、対応が必要だと捉えても適切な指導や支援を行わなければ、いじめをはじめ子どもの問題が深刻な状況に陥ることが心配されます。

日常の観察から得られるエピソード等から児童生徒の変化を捉えるよう高い意識をもつとともに、把握した情報を複数の教員で共有し多面的な視点で児童生徒理解を進める必要があります。そして、その上で適切な指導や支援をチームで考え、組織的に実践することが重要です。

そのためにも、複数の教員による支援検討会は効果的で、「個人や集団の問題状況の把握」から「対応策の検討と決定」、「実践」、「評価」という流れを通して状況の改善を図ることができるとともに、教員一人ひとりの資質の向上にもつながります。結果的に学校としての組織力が高まることとなります。



早期発見の資料となる児童生徒への「無記名式アンケート」

現在進行中で、深刻な事例であるほど、「記名式アンケート」には回答づらい

早期発見には「無記名式アンケート」が有効

「無記名式アンケート」を、いじめがどの程度起きているのか、いじめを受けている子どもがどの程度存在するのかなど、潜在化したいじめを把握する資料にします。

(参考資料「生徒指導リーフ4」生徒指導・進路指導研究センターH24.6.)

教職員・スタッフによる「見守りシート」をもとに、早期発見へ

無記名式アンケートの結果を教職員・スタッフで共有

「教職員・スタッフ見守りシート」への記入

いじめ被害者の早期発見・早期対応を目指し、検討会実施

- ※ 無記名アンケートは被害者や加害者が誰なのかを知るためではなく、結果を踏まえつつ、すべての児童生徒を対象に、予断を待たずに観察したり、対策を講じたりするためであることを教職員全員で認識することが大切です。
- ※ アンケートは、速やかに実施・集計でき、簡単なものを、定期的に繰り返し実施することが大切です。(学年・組・性別の他には、5～10項目程度の質問)
- ※ アンケートの内容以上に注意してほしいのは、実施時の雰囲気です。簡単なアンケートではあっても、ふざけないで素直に答えることを伝えます。また、回収後も児童生徒の目の前で封筒に入れるなど無記名でも匿名性を守る姿勢を見せることが大切です。

様式1 (全市統一)

いじめ解決のための生活アンケート

〇〇〇学校は、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指しています。もし、困っていたり苦しんでいたりしている人がいれば、全力で解決し、みなさんを守りたいと思っています。しかし、みなさんの心の奥にしまわれている思いが、なかなか伝わらないこともあります。ぜひ、皆さんの気持ちをありのままに教えてください。また、答えにくいときは、だれか相談しやすい先生に相談してください。

今の学年になってからのあなたに、もっともあてはまると思うものに○を一つずつつけてください。

問 A	あなたは、学校が楽しいですか？						
0	楽しい	1	まあまあ楽しい	2	あまり楽しくない	3	楽しくない
問 B	みんなで何かをするのは楽しいですか？						
0	楽しい	1	まあまあ楽しい	2	あまり楽しくない	3	楽しくない
問 C	授業が楽しいですか？						
0	楽しい	1	まあまあ楽しい	2	あまり楽しくない	3	楽しくない

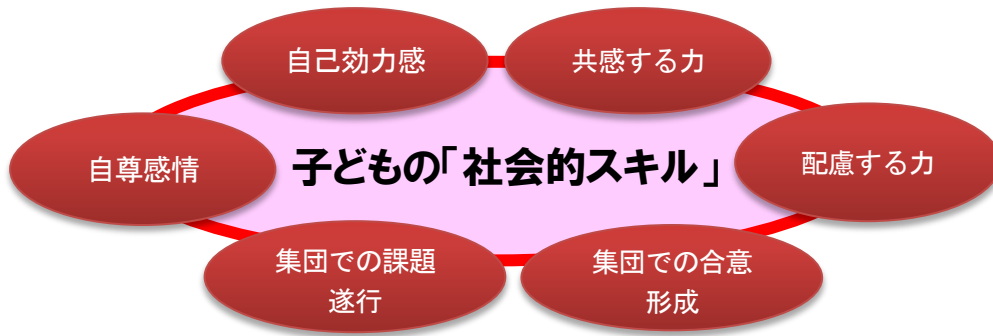
問 D	からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりすることがありましたか？								
0	なかった	1	今までに1~2回 くらい	2	1か月に1~2回 くらい	3	1週間に1回 くらい	4	1週間に何度も
問 E	仲間はずれにされたり、無視されたりすることがありましたか？								
0	なかった	1	今までに1~2回 くらい	2	1か月に1~2回 くらい	3	1週間に1回 くらい	4	1週間に何度も
問 F	遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりすることがありましたか？								
0	なかった	1	今までに1~2回 くらい	2	1か月に1~2回 くらい	3	1週間に1回 くらい	4	1週間に何度も
問 G	友だちにお金をあげたり、食べ物をおごったりすることがありましたか？								
0	なかった	1	今までに1~2回 くらい	2	1か月に1~2回 くらい	3	1週間に1回 くらい	4	1週間に何度も
問 H	持ち物やお金がなくなったり、こわされたりすることがありましたか？								
0	なかった	1	今までに1~2回 くらい	2	1か月に1~2回 くらい	3	1週間に1回 くらい	4	1週間に何度も
問 I	いやなことや恥ずかしいことをさせられたり、されたりすることがありましたか？								
0	なかった	1	今までに1~2回 くらい	2	1か月に1~2回 くらい	3	1週間に1回 くらい	4	1週間に何度も
問 J	メールやネット上のサイトに悪口を書かれたりすることがありましたか？								
0	なかった	1	今までに1~2回 くらい	2	1か月に1~2回 くらい	3	1週間に1回 くらい	4	1週間に何度も

問 K	あなたのクラスに、困ったり悩んだりしている人やいじめられて苦しんでいる人はいませんか？		
0	いない	1	いる

「無記名式アンケート」は、被害者や加害者の発見が第一の目的ではなく、誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するために実施します。

Y-Pアセスメントによる実態把握

子どもの「社会的スキル」を育てることが、いじめの未然防止につながります。



Y-Pアセスメント (子どもの「社会的スキル」の育成状況の把握)

「教員による学級風土チェック」と「子どもへのアンケートによるY-Pアセスメントシート」のデータをもとに、学年会などで複数の教員による支援検討会を行い、子どもの社会的スキルの育成状況を把握します。把握した実態に応じて、必要な支援策を検討し、実行していくことにより、いじめが起きにくい学級・学校風土づくりを行い、未然防止を目指します。

教師による学級風土チェック

学級風土チェックシート簡易版

① 学級（集団）について、6つの観点の中から最も優れている点に十、最も向上させたい点に一本つけます
② 一本つけた観点をスキルの中から、最も向上させたいスキルに一本つけます
※③も必要欄記入等（3分）

年 月 日実施 学年 級 作成者:

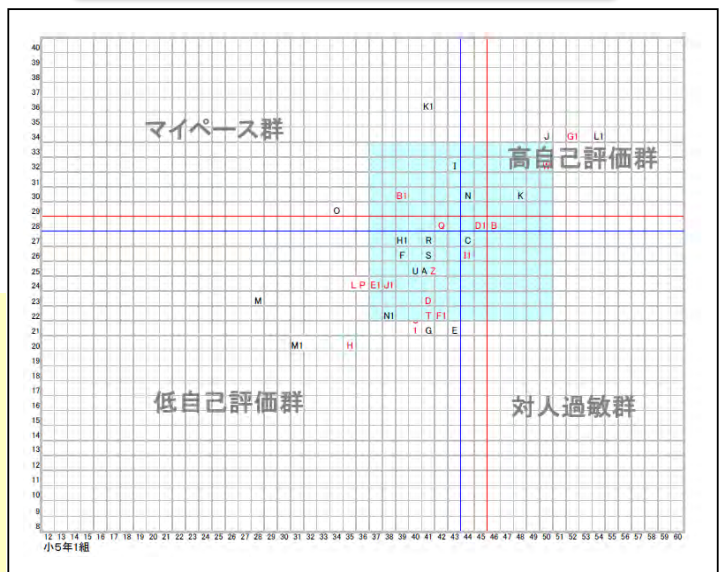
	6つの観点とその具体	+	15のスキル	++
自分づくり	<p>公正 おこがましい、悪いことは悪いと伝える雰囲気がある 場の雰囲気や人の意見に流されず、自分の意見や感じ方を表明できる</p> <p>寛容 失敗や意見の違いを優しく認め、包み込んでいこうとする雰囲気がある 互いのよさや違いを認め、尊重していこうとする</p>		<p>①自分の意見をもつ ②自分なりの見方や考え方をもち</p> <p>③自他の上さを見いだす ④自他のちがいを認める</p>	
仲間づくり	<p>自己表現 平直かつ適切な意志の伝達や感情交流がある 友達との積極的なコミュニケーションがとれる</p>		<p>⑤はっきり伝える ⑥上手に質問をする ⑦きっぱり断る ⑧仲間に加わる ⑨仲間に誘う ⑩さわやかにあいさつする ⑪自己紹介をする</p>	
配座	<p>思いやりのある言動・行動が自然に現れる 友達の間柄を押しはかかって行動ができる</p>		<p>⑫やさしく頼む ⑬気持ちに共感する ⑭あたたかみ言葉を用いる ⑮しつこく話を聴く ⑯さみしく謝る</p>	
集団づくり	<p>課題達成 グループの目的や課題解決に意欲をもつ 集団の課題・目標を達成するために話し合いを進めている</p> <p>合意形成 意見や感情の違いを認めながら、集団の意見をまとめようとする みんなの意見を上手に取り入れて話し合いの調整をしている</p>		<p>⑰問題や課題の解決策をみんなで考える ⑱互いの感情や意見の違いを認めながら調整しようとする</p>	

<Y-Pアセスメントシート (Ver. 5)>の特徴

- ◆アンケート項目を増やし、自尊感情、自己効力感、学級居心地感、それぞれの意味をより明確に位置づけました。
- ◆学年別男女別で、平均値と標準偏差値を算出し分布図等に反映させました。
- ◆個人プロフィール票の表示にレーダーチャートを取り入れ、支援検討の際に参考にしやすいよう工夫しました。
- ◆低学年版も新たに加え、小学校3～6年生版、中学生版の3種類にしました。

Y-Pアセスメント操作画面

アンケートによるYPアセスメントシート



横浜市教育委員会ホームページのトップページ > 各種プラン・方針 > 子どもの社会的スキル横浜プログラム (<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/plan-hoshin/skill.html>) からダウンロードできます。

教育相談体制

教育相談は、特定の教員だけが行うものでも、相談室だけで行われるものでもなく、**すべての教員が、全児童生徒を対象に、あらゆる教育活動を通して適時、適切に行うもの**です。ですから教員にとっての必須な業務であり、学校における大切な機能の一つといえます。

教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を構築し、かつ、整備していくことが必要であり、何よりも、教育相談に対する教員一人ひとりの意識を高めていくことが重要です。

いじめをはじめ、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られます。実に様々な悩みを抱えて、児童生徒は学校生活を過ごしているのです。こうした悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言や声かけを組織的に行う体制を学校全体でつくるのが大切なのです。

学校における教育相談の利点

学校における教育相談には、学校ならではの良い点があります。

① 早期発見・早期対応が可能

- 教員は日ごろから児童生徒を観察し、情報を得ることができることから、問題が大きくなる前にいち早く気付くことができます。
- 専門機関のように本人や親から自発的に相談に来るのを待つのではなく、小さな兆候（サイン）をとらえて事案に応じて適切に対応し、深刻な状態になる前に早期に対応することが可能です。

② 援助資源が豊富

- 様々な立場の教職員がいます（学級担任、学年職員、養護教諭、専任教諭、カウンセラー等）。
- 校長や副校長は管理職ならではの指導・支援ができます。
- 専科教員や授業担当者、部活動の顧問は、日常の観察やきめ細かいかわりが可能です。
- 学校では一人の児童生徒をめぐる様々な教員が多様なかわりをもつことができます。
- 児童生徒の良いところを認め励ますことによって児童生徒を支えていくことができます。

※ 専任教諭・養護教諭（場合によってはカウンセラー）のコーディネートの役割が成果につながります。

③ 連携が取りやすい

- 様々な教職員が綿密な連携を取ることができます。
- 外部機関との連携も、学校という立場から連携が取りやすい。（日ごろの連携体制づくりが重要）

校内相談体制の構築・整備

いじめをはじめ、児童生徒が安心して相談できる体制を整えておくことは大切です。教職員による相談体制はもとより、カウンセラーや相談機関をいつでも安心して利用できる環境を整えることも必要です。もちろん保護者が相談しやすい体制づくりも整えていくことも大切です。

※ いじめの被害に遭った児童生徒のケアはもちろん、加害児童生徒の背景や要因へのアプローチのためにも教育相談体制は重要です。

- 日頃の児童生徒との信頼関係づくり（教育相談の基盤） ※ 保護者、他の職員との関係も大切
- 全教職員が教育相談を実践
- 児童生徒を対象とした定期的な面談や相談週間の実施（無記名アンケートの活用も有効）
- 全教職員による児童生徒に関する情報の共有（含 ケース会議の実施）
- 教育相談室の環境整備・充実
- カウンセラーや相談機関等の活用についての児童生徒・保護者への周知

日常の信頼関係づくり

いじめ問題は発見しにくいケースが少なくありません。教員が児童生徒間で生じているいじめを見落とし、児童生徒が巧妙な「いじめ隠し」を行うために容易に気付くことができないことがあります。そこで、日ごろから児童生徒と様々な場面に関わると、問題発生時に児童生徒の行動の意味を理解しやすくなり、また問題への指導や対応も円滑に行うことができます。つまり「何事も生じていないとき」に児童生徒をよく観察し関わりをもっておくことで、いざというときに、状況の判断と働きかけが適切にできるようになります。また、日常、他の教員や保護者とよい関係を築いておくことで情報連携が可能になり、児童生徒の重要な情報を共有することにつながります。

教育相談の場面

教育相談は、基本的にあらゆる教育活動を通して行われるものです。それぞれの場面を大切に児童生徒理解や助言等を進めてみましょう。

あらゆる場面での教育相談

学校では、各教科、道徳などの授業場面、朝や帰りの学活場面、登下校や休み時間、清掃時、給食時の場面、学校行事の場面、クラブ活動、委員会活動、部活動の場面、その他児童生徒の活動場面、登下校途中など、あらゆる機会を教育相談に活かすことができます。短いやり取りでも、児童生徒の心に深く響くこともあるのです。

ポイント

- 普段から児童生徒に気軽に言葉かけをするように心がける。
- 話しかけるタイミングに心を配る（他の児童生徒が不審に思うような問いかけは控える）。
- 詰問や説教にならないように注意する。
- その場で結論を出そう、納得させよう、約束させよう、としない（あなたのことを心配してくれていると伝わるだけでも十分）。また、投げかけた後のフォローも行う。

定期教育相談

教育相談を年間計画に位置付け、校内の児童生徒全員を対象に定期的にも実施することも大切です。いじめ解決一斉キャンペーンで実施したように無記名アンケート後に気になる児童生徒を発見し、個別に面談を行うことも効果的です。

ポイント

- あらかじめ児童生徒について何に焦点を当てるかを一人ひとり定めておく。
- 成長が見られた点、よくがんばっている点など、プラスの情報を用意しておく。
- 児童生徒が自発的に話す場合にはまずは傾聴し、時々明確化しながら聞く。
- 何を訴えたいのか、本人はどうしたいのか明確にするために質問を挟みながら聞く。
- 自発的な相談や話題が出ない場合は、教員から具体的な出来事やエピソードに基づき話題提供する。
- その児童生徒なりの問題解決力を引き出すように心がける。

校内での情報共有

教育相談の実効を上げるためには、教員が積極的に校内への情報共有を行うことも必要です。



ポイント

- 朝の打合せや放課後、必要によっては休み時間等を使って迅速に情報を共有する。
- 学年会や指導部会、職員会議等を利用して児童生徒の情報を校内で共有できる体制を整備する。
- 場合によっては、児童生徒の家庭環境や入学・進級前の情報などを、学年を超えて収集し、支援検討会（ケース会議）を実施する。
- 他機関との連携から得た情報をまとめ、校内で共通理解を図る。

☆ 何事も生じていないときの働きかけこそが大切です

何事も生じていないときに信頼関係を築いておくことは大切です。「何事も生じていないとき」は、心にゆとりがある時です。多くの場合、問題が生じると当事者は心にゆとりがなくなります。ゆとりがなくなると人間は欠点や弱点が出やすくなってしまいます。このことは、教員と児童生徒、教員と保護者、教員同士や管理職との関係でもいえることです。何事も生じていないときによい関係を築いておくと、いざ何事かが生じたときに、問題解決が円滑にいくものです。

また、教員は、教育相談の中で子どもの小さな変化に気づくことが大切です。学業成績・意欲の変化、言動の急変化、表情の変化、身体に表れる変化、表現物（造形物、作文、答案用紙）の変化、服装の変化、欠席や遅刻の状況などには、児童生徒が言葉で表現できない心が反映されています。

保護者との教育相談

保護者会や学校行事で来校した時、保護者について理解し少しでもよい関係を築く手がかりを得ようというつもりで積極的にかかわることが大切です。教員から進んであいさつし、その児童生徒についてのプラスの情報をまず伝えます。教員が我が子をいつもよく見守り、我が子の「良い面」を積極的に見ていると知ることは、保護者にとって大きな安心です。何事も生じていない時に直接、間接に信頼関係を積み重ねることが問題行動の早期発見・早期対応を可能とするのです。



ポイント

- 何事も生じていない時に保護者とよい関係を構築する
- 連絡の段階から相談は始まる
 - ※ 可能な限り直接会って話し合う。また、電話連絡する場合は時間に余裕をもって行う。（一方的伝達や機械的な連絡は、それだけで保護者に不安や不満を与えます）
- 率直に問題を伝える
 - ※ 率直に問題を伝えます。その際「～で困っています」よりも「～なので心配しています」と、児童生徒の問題解決が目的であることを伝える。
- 労をねぎらう
 - ※ 保護者に対して労をねぎらう言葉があるとよい。
- プラスの情報・具体的な話をつたえる
 - ※ 児童生徒本人のプラスの情報を伝えることは大切である。また、理念ではなく具体的な話をする。
- まずは保護者の話に耳を傾ける
 - ※ 特に自発的に来校した場合には保護者の訴えにじっくり耳を傾ける。また、より正確に問題を把握するために相手の許可を得てノートを取ることもよい。その際、「大事なお話ですから、メモをとらせてください」と断ることも必要である。不明な部分を質問したりしながら積極的に聞く。
- 課題点を指摘するときは、前向きな話になるように心がける
 - ※ 児童生徒や保護者の課題を指摘する時は、学校の方針・方向性や、家庭の希望も加えて、前向きな話になるように心がける。

児童生徒との相談で大切なポイント

はじめの言葉かけ

いきなり本題から始めるのではなく、初めは相談に来た労をねぎらったり、相談に来たことを歓迎する言葉かけ、心をほぐすような言葉かけを行う。

♡「忙しいところ、ありがとう」「よく来てくれたね」「待ってたよ」

ペース合わせ

相手の姿勢や呼吸に合わせてみると、相手がどんな思いでいるのかを受け取ることができる。言葉によらないで共感する方法の一つ。

受容（うなずき・あいずち）

丁寧かつ積極的に相手の話に耳を傾ける。うなずき、あいずちで相手のペースに合わせて聴き、受け止めの言葉を発する。反論や批判をしたくなっても、そうした気持ちを脇において、児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら聴く。

♡「うん」「ふーん」「そうだったんだー」（共感的な声のトーンで）

繰り返し

相手の話のキーワードをその言葉のまま、つぶやくように繰り返す。ただし、問題に目を向けすぎないようにする。言葉が届いている実感を得て、児童生徒は安心感をもつ。

♡「私はいやな気持ちでしたんです」→「いやな気持ちでしたんだね」

感情の明確化

相手が語っている背後にある気持ちを感じとって伝える。不適応に陥る場合、感情をうまく表現できない場合がある。事柄の内容を理解されるよりも、感情・気持ちを理解される方が、分かってもらえた実感が強まる。

♡「大変な思いをしたんだね」「それはうれしかったんだね」

内容の明確化

うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝う。相手の話をこちらがどのように理解したかを確認する。

♡「君としては、こんな風に感じていたんだ」「あなたが言いたいことは、〇〇ということなんだね」

支 持

相手の気づきや洞察を援助し、自信をもたせる。

♡「そのとおりだね」「いいことに気がついたね」

質問（開かれた質問・閉ざされた質問）

話の明確化、意味の確認、話をより積極的に聴いていることの伝達などのために質問する。その際は、相手の考えを深め、その考えが表現しやすいような問いかけ（開かれた質問）をする。相手が何も語ろうとしないときには「はい・いいえ」で答えられるような閉ざされた質問が、有効な場合もある。

間・沈黙

聴き手が矢継ぎ早に話さないことが大事。音声的に沈黙でも、心の中には動きがある場合があるので、話し手に考える余裕をもってもらう時間と考える。「話につまること」と「心の中で考えているから間が空くこと」とは違う。

♡「今言おうかどうしようか迷っているのかな?」「もうこれ以上ここにいたくないって感じかな?」

自己解決を促す

解決志向的なかかわりを通して、本人のもっている可能性を引き出し、なりたいイメージを大切に、解決に向けてできそうな事を一緒に考える。本人の自己解決力を引き出す。

（「どうなっていたいと考えている?」「同じ場面があったとき、今度はどうする?」）

そのためには

- ◆ 少しでもうまくやれていること、いつもよりまじだったこと、一度でもやれたことなどに目を向けられるようにする。（例外探し）
 - ♡「なぜうまくいったのかな」「あなたのどんな力が役に立ったの?」
- ◆ 思いを数量化することで、客観的、具体的に見えてくることもある。（スケーリングクエスチョン）
 - ♡「一番いやだった時を10としたら、今はいくつぐらい?」「うまく行かなかった時を0としたら、今はいくつぐらい?」
- ◆ ある状況や出来事の枠組みを言い換えること。見方が変わると言葉かけも変わる（リフレーミング）

など相手のもっている力を引き出すことが大切です。

連携(地域・関係機関)

いじめの対応で学校の指導等の取組だけでは解決が難しい場合があります。このようなときには、学校だけで抱えることなく地域や関係機関と連携し適切に対応する必要があります。また、いじめの未然防止のために、いじめの起こりにくい学校風土の実現や子どもたちの悩みに丁寧に対応するためには地域や関係機関と連携することは重要です。



地域との連携

- 開かれた学校づくりを推進し、日頃から学校の教育活動や子どもの状況を発信し、保護者や地域社会からの理解や協力を得るよう努める。
- 保護者や地域の学校教育ボランティアによる「校内ふれあい活動」等、子どもの人間関係を支える活動を推進する。
- 子どもの成長や人間関係づくりをテーマとする地域への情報提供や話し合い、児童・生徒会役員と地域の方々との交流や懇談など、地域連携の推進に具体的に取り組む。
- 「子どもたちの豊かな成長を支えるネットワークづくり」という理念が保護者や地域社会に浸透し、子どもたちが地域の行事や活動に参加して、人間関係を豊にできる環境が整備を進める。
- **学校・家庭・地域連携事業実行委員会**の場を活用するなどして、地域全体で取り組む。

関係機関との連携

- 自尊感情が低下する、人に対する強い恐怖感・不信感をもつなど、被害・加害児童生徒の精神的なダメージが大きい状態のときにはカウンセラーや専門相談、医療機関、県警少年相談・保護センター等との連携を進める。
- 被害・加害児童生徒の家庭環境等で改善の必要が見られる場合には、区福祉保健センターや児童相談所等との連携を図る。
※ スクールソーシャルワーカーの活用が必要な場合には学校教育事務所に要請します。
- 暴力行為、金品の要求、性的な嫌がらせ（衣類を脱がす、その様子を撮影するなど）、万引きの強要など犯罪性が強い場合は、警察との連携を行う。
※ **警察との連携を図るために「児童生徒の健全育成を推進する連絡票」の活用も有効です。**
- いじめの状況が複雑で、学校だけでは解決が困難であり多面的な見立てや対応が必要場合には、「学校課題解決支援チーム」の派遣を要請するなど教育委員会との連携を図る。
※ 関係機関との連携には、日頃から関係構築に努めることが大切です。
※ 関係機関との連携の際には、対応チームを立ち上げるとともに支援検討会（ケース会議）等を実施し、情報の共有、対応の調整等を行うことも有効です。

いじめに関する職員研修

いじめの問題は、いつ、どの学校においても起こりうるものとして取り組むべき大きな課題であり、早期発見・早期対応にとどまらず、未然防止の取組が望まれることはこれまでに述べてきたとおりです。いじめの問題に教職員全員、学校全体で取り組むためには、教職員が自ら自身の資質や専門性を高めるとともに、チームとして対応するための一致した方針や実態の認識に立つ必要があります。

いじめ防止対策推進法第十八条においても、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、研修その他資質の向上に必要な措置の計画的な実施について規定しています。

このように、いじめの防止のためには、研修会を通して教職員一人ひとりが、いじめという問題に対する認識や取組姿勢、日ごろの取組について、改めて自己点検を行うとともに、話し合いを行う中で、教職員全員が共通の認識をもつことが重要です。

また、自校の実態を踏まえた話し合いや検討会、具体的な取組計画の策定等を行うことでより効果的な研修にすることが大切です。その場合には、理念のみの話し合いに終わることを避けるためにも、事前に児童生徒に対するアンケートを実施しておき、客観的なデータや資料に基づいた話し合いを行うことが望まれます。

定期的に児童生徒へのアンケート調査を行い、その結果を基に実態に基づいた指導の振り返りや具体的な指導目標の設定と共有を図ることで更なる成果が期待されま

す。
平成25年に発行した『「いじめ」根絶をめざして』（横浜市教育委員会）、『「いじめ」根絶横浜メソッド』を活用するなど、各学校の「いじめ防止対策基本方針」で定めた年間計画に則り、充実した研修を進めてください。



【研修会を始める前に準備すること】

研修の形態や内容は各学校に任せられていますが効果を上げるために次のような工夫が大切です。

- 1 前年の立案段階から、年度当初の実施も含め、年間計画に組み入れる。
- 2 研修目的を、しっかりと確認し、「どの子どもにも起こりうる」という認識をもって取り組む。
- 3 研修会の日程等（講師、時間、場所、必要品等）を早めに教職員に周知し、教職員の意識を高める。

〈国立教育政策研究所 「いじめ防止のための研修」から〉

いじめ防止対策推進法 第十八条

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

学校における具体的ないじめへの対応

～裁判事例から学ぶこと～

(平成 14 年 1 月 31 日「東京高裁損害賠償請求控訴事件」より)

この研修資料は、実際に発生したいじめ・自殺にかかる「東京高等裁判所損害賠償請求控訴事件」の判決文から作成したものです。以下の 12 項目は、学校がいじめについて、対応しておくべき事項を、東京高裁の判決文の中からまとめたものです。自分の指導やかかわり方、学校の対応体制の再点検と改善に向けた研修資料として活用してください。

学校の安全配慮義務についての具体的なチェック項目

日常からの取組

- ① 日常の学校生活においてクラスの児童生徒らの生活状況を把握するために休み時間等における見回りを実施する。
- ② 担任教諭、他の教職員に対して、児童生徒が気軽に相談できる機会や窓口を設ける。

指導体制

- ③ 個々のトラブルについて、学年主任、副校長、校長らに報告し、指示を仰いだり、複数の教諭と情報交換をしつつ協同で指導するなどの対応策を学年会等で検討する。

いじめを否定する児童生徒間の世論づくり

- ④ いじめ発生の事実について、個々の児童生徒らに対する指導や学年集会、クラスにおける学級活動等を通じて全校児童生徒に周知徹底するとともに、いじめを否定する世論づくりを行う。
- ⑤ これまでいじめの被害を受けていた児童生徒に対してのちょっかい等が、いたずらやトラブルを招来し得ることを理解させるために継続的に面談の機会をもつ。

具体的な指導

- ⑥ 個々のトラブルの解決のみならず、被害児童生徒と相手側の児童生徒との間の交友関係の修復に配慮しつつ事情聴取等を充分に行う。
- ⑦ 教職員の目を避けて発生するトラブルに対処するために、個別的なトラブルに関与していない児童生徒からも事情を聞くなどしてトラブルの実態を的確に把握する。
- ⑧ 加害児童生徒らに対し、被害児童生徒に対するいじめ行為は、いたずらやちょっかい、悪ふざけ等に名を借りた悪質で見過ごしがたいいじめ行為であり、時として重大な結果が生じる恐れがあることを認識、理解させ、直ちにやめるように継続的に厳重に注意する。
- ⑨ 被害児童生徒及びトラブルを起こした加害児童生徒のその後の様子及び指導の効果が現れているかについて注意深く観察する。

保護者との連携

- ⑩ トラブルが継続している場合には、加害児童生徒の保護者とともに面談するなどして問題点を指摘し、学校側が厳重に指導する方針であることを伝えとともに、家庭においても指導するよう申し入れる。
- ⑪ 被害児童生徒の保護者に対しても、当該児童生徒の学校における様子や改善すべき点について率直に伝え、家庭における当該児童生徒の言動の観察を依頼するなど、より強力な指導監督を継続的、組織的に講じる。
- ⑫ 被害児童生徒の保護者に家庭における当該児童生徒の言動等の観察を依頼するなどより強力な指導監督を継続的、組織的に講じる。

子どもチェックシート (いじめのサインを見逃していませんか?)



◎ シートを活用して、早期発見・早期対応につとめましょう。

観 点	サ イ ン
身 体	<input type="checkbox"/> 顔や身体に傷やあざができています
	<input type="checkbox"/> 身体の不調を訴える・保健室やトイレに行くことが多い
	<input type="checkbox"/> 表情が沈んで暗くなる
表情や態度	<input type="checkbox"/> 話したがない
	<input type="checkbox"/> わざとはしゃぐ(急に落ち込む)
	<input type="checkbox"/> ぼんやりした状態にいる
	<input type="checkbox"/> 視線を合わせない・うつむいている
	<input type="checkbox"/> 笑顔が少なくなり、沈んでいる時間が多い
行 動	<input type="checkbox"/> 登校時刻が始業ギリギリである
	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える(理由を言いたがらない)
	<input type="checkbox"/> 教室に入りたがらない・授業に遅れる
	<input type="checkbox"/> 急に学習への意欲を失う・成績が低下する
	<input type="checkbox"/> 忘れ物や期限遅れの提出が多くなる
	<input type="checkbox"/> 当番活動や休み時間に、ぼつんと一人でいる場面が多い
	<input type="checkbox"/> 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる
	<input type="checkbox"/> 特定のグループと行動するようになる
	<input type="checkbox"/> 使い走りをさせられる
	<input type="checkbox"/> 食事を残すこと、食べないことが多い
	<input type="checkbox"/> からかわれるが多くなる
	<input type="checkbox"/> 無視されたり、遊びの仲間に入れない
	<input type="checkbox"/> 技をしかけられることがある
	<input type="checkbox"/> 発言に爆笑される
	<input type="checkbox"/> 仕事を押しつけられる
	<input type="checkbox"/> 食べものにいたずらをされる
	<input type="checkbox"/> 席を離される・席替えや集団行動で避けられる
	<input type="checkbox"/> 同じ役目ばかりさせられる
	<input type="checkbox"/> 学級の仕事や部活などを突然やめるなどと言い出す
	<input type="checkbox"/> 学習道具を出さない(出せない状況にある)
	<input type="checkbox"/> つかいっぱしりにされる
	<input type="checkbox"/> 遊んでいる中で特定の子どもに不利な役ばかりが回る
	<input type="checkbox"/> ゲーム等のとき、特定の子どもの失敗に避難が激しくなる
	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い
	<input type="checkbox"/> 集中して攻撃される
	<input type="checkbox"/> 1人だけからかわれている、何かさせられる
	<input type="checkbox"/> 発言に対して冷やかしかやヤジを飛ばされる、無視される、周囲がざわつく
<input type="checkbox"/> 発言を強要される	
<input type="checkbox"/> いつまでも残っている、あわてて帰る	
持 ち 物	<input type="checkbox"/> 紛失物が多くなる
	<input type="checkbox"/> 持ち物が隠される
	<input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える
	<input type="checkbox"/> 必要以上のお金をもっている
	<input type="checkbox"/> 名前やあだ名の落書きが多くなる
服 装	<input type="checkbox"/> 服が汚れたり破れたりしている
	<input type="checkbox"/> ボタンが取れている
	<input type="checkbox"/> 服に靴の踏みあとがついている

※ 項目は、例を示しています。各学校で工夫してご活用ください。

教員の自己チェックシート



○ 日々の指導を振り返る

あいさつ・健康観察

- どの子にも同じように明るいあいさつをしていますか。
- あいさつをする子どもの声の調子や表情の変化に注意を払っていますか。
- 不調を訴える子どもの声をきちんと受け止めていますか。

授業中

- 子どもを否定するような言動、態度で授業に臨んではいませんか。
- 威圧的で乱暴な言葉遣いをしていませんか。感情的に子どもを叱っていませんか。
- どの子どもにも発表の機会を与えていますか。
- できる子、できない子という先入観をもって接していませんか。
- 一人の子どもを大勢の前で叱っていませんか。
- 間違いや失敗を嘲笑する子どもや、学級の雰囲気そのままにしていませんか。

休み時間

- 子どもの表情や活動の様子から、友だち関係を把握しようとしていますか。
- どの子にも同じ言葉遣いで接していますか。特定の子と遊んだり、話したりしていませんか。
- 子ども同士のトラブルを見て見ぬふりをしていませんか。
- 「これは遊びだ」という子どもの言葉を鵜呑みにしていませんか。

給食・弁当、清掃

- 給食・掃除当番等の公平な役割分担ができていますか。押しつけられている子どもはいませんか。
- 意図的・計画的にグループに入り、会食をしていますか。
- 清掃区域を必ず見回っていますか。

部活動

- 上下関係や実力主義の中で、理不尽な支配関係ができていませんか。
- トラブルの解決をすべて子ども任せにしていませんか。

その他

- 子どもたちを認め、褒め、励ましていますか。
- 良いことは良い、悪いことは悪いと、毅然とした姿勢で指導に臨んでいますか。
- 真面目に頑張る子どもが、生き生きと活動できる教室にしていますか。
- 教室が潤いのある学習環境になるよう気を配っていますか。
- 子どもの作品・掲示物・机等に落書きや破損が見られませんか。
- 上履きなど、物が無くなったり、隠されたりすることはありますか。
- いじめる子、いじめられる子を決めつけて見てはいませんか。

○ 学校組織を振り返る

- 教職員によって、いじめに対する評価や対応が異なっていませんか。
- 多くの教職員が、話しやすく気軽に相談しやすい職場の雰囲気はできていますか。
- 一人ひとりの子どもが安心して生活するために統一したルールがつくられ、徹底するよう組織的に取り組んでいますか。
- 早期解決を急ぐばかり、いじめへの対応が原因や背景を探ることなく、表面的な指導や謝罪で終わっていませんか。
- 子どもへの定期的なアンケートや、教職員の研修を計画的に実施していますか。
- 挨拶する子どもの声の調子や表情の変化に注意を払っていますか。
- 不調を訴える子どもの声をきちんと受け止めていますか。

保護者チェックシート



✚ 私たち大人が子どもたちの小さな変化に早く気づいてあげましょう。

子どもの様子	✓
<input type="radio"/> 朝なかなか起きてこない、登校を渋る、遅刻が多くなる	
<input type="radio"/> 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく	
<input type="radio"/> 口数が少なくなる、学校や友だちの話を避けるようになる	
<input type="radio"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる	
<input type="radio"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている	
<input type="radio"/> 学習意欲が低下する	
<input type="radio"/> 「クラスをかわりたい」、「転校したい」「部活動を辞めたい」などこぼす	
<input type="radio"/> おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる	
<input type="radio"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする	
<input type="radio"/> 友だち関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が頻繁になる	
<input type="radio"/> 服装が破れていたり、汚れたりしている（その理由を言いたがらない等）	
<input type="radio"/> あざやかすり傷がある（聞くと「転んだ」などと説明する等）	
<input type="radio"/> 持ち物等に落書きや汚れ、破損等が見られる	
<input type="radio"/> お金を持ち出したり、頻繁に要求したりするようになる	
<input type="radio"/> 見た覚えのない品物をもっている、大切にしていたものがなくなる	
<input type="radio"/> 刃物などを持ち歩くようになった	
<input type="radio"/> 「自分はダメだ」「死にたい」など話すことがある	
<input type="radio"/> 携帯電話やスマートフォンに連絡が頻繁に入るが出ない	
<input type="radio"/> 携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する、不安な顔をする	

✚ いじめている側にも変化があります。

子どもの様子	✓
<input type="radio"/> 暴力的な言動が目立つ	
<input type="radio"/> 金銭の使い方が派手になる	
<input type="radio"/> 時間にルーズになる	
<input type="radio"/> 普段もっていないものをもっている	
<input type="radio"/> 友だちを中傷する言動が目立つ	



いじめを見ている側の子どもたちの何気ない会話などいじめを発見するための情報は私たちの周りにはたくさんあります。「あれ?」「おかしい」と感じたらすぐに学校や相談機関に相談しましょう。

いじめに関する相談窓口一覧

相談窓口名称 (運営主体)		電話番号	開設時間	備 考
いじめ110番 (横浜市教育委員会)		0120-671-388 フリーダイヤル	24時間 (年中無休)	
一般電話相談 (横浜市教育委員会)		671-3726	月～金 9:00～17:00 (年末年始を除く平日)	子どもの不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、いっしょに考えます。
横浜市青少年相談センター (横浜市子ども青少年局)		260-6615	月～金 8:45～17:15 (年末年始を除く平日)	おおむね 15 歳から 40 歳代の青少年に関する総合的な相談並びに青少年の自立、及び社会参加の支援を行っています。
子どもの人権110番 (法務省・法務局)		0120-007-110 フリーダイヤル	月～金 8:30～17:15 (年末年始を除く平日)	いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談を受けています。
		インターネット 「人権相談窓口」で検索	24時間 (年中無休)	住所氏名等を入力すると、後日、最寄りの法務局から連絡があります。
児童相談所	中央児童相談所	260-6510	月～金 8:45～17:15 (年末年始を除く平日)	(神奈川・鶴見・中・西・南)
	西部児童相談所	331-5471		(旭・泉・瀬谷・保土ヶ谷)
	南部児童相談所	831-4735		(磯子・金沢・港南・栄・戸塚)
	北部児童相談所	948-2441		(青葉・港北・都筑・緑)
いのちの電話 (日本いのちの電話連名)		0120-738-556 フリーダイヤル	8:00～翌朝 8:00 (毎月10日)	
横浜いのちの電話 (社会福祉法人)		335-4343	24時間 (年中無休)	
ユーステレホンコーナー (神奈川県警少年保護センター)		0120-45-7867 フリーダイヤル	月～金 8:30～17:15 (年末年始を除く平日)	
子どもの人権相談 (横浜弁護士会)		予約電話は 211-7700	毎週火曜日 13:15～16:15 (予約制)	予約受付時間 月～金 9:00～17:00 深刻ないじめ不登校などの相談(電話相談も可)

1 「体罰」再発防止の「出発点」として

～ 小学校個別支援学級体罰事案(平成16年度,中区)から学ぶこと～

(1) 体罰事案の概要

本件は、平成14年度から15年度にかけて、3名の教諭による児童4人に対する体罰事案でした。

体罰の状況について事例を一部次にあげます。

- 教室内で児童に対し、教諭が机の上の道具箱を床に落とし、その児童に床を這う姿勢で約1時間かけて拾い集めさせた。
- 教諭により児童の臀部及び頭部をプラスチック製のバット等で数回叩いたり、雑巾がけをしている児童の臀部を蹴ったりする行為が継続的に行われた。
- 教諭により児童に段ボール箱を10分から20分程度かぶせ、閉じ込めるなどの行為を継続的に行った。
- 教諭により児童の頬を引っ張る、腕を掴んで揺するなどして、腕や頬にあざを負わせたりする行為があった。

これらの行為は、個々の児童に対する障害の状況や心情などへの理解が浅く、個々の児童の立場に立った教育目標が立てられず、教員の一方的な価値基準によって強圧的に指導がなされる状況で発生しました。

また、当該校では2年間にわたる体罰や不適切な指導状況を十分に把握していなかったほか、一部の体罰については他の教諭から報告を受けたにもかかわらず、事実確認が行われませんでした。更に保護者からの訴えで事実が明らかになっても市教委には報告がなされず、状況の改善につながるような適切な対応が遅れてしまいました。

(2) 本件体罰のとらえ方～再発防止の出発点として～

自分の不利な状況を言葉に出して言うことのできない障害のある児童に対して、指導の名を借りた教師による虐待ともとられる体罰行為が継続した事態を、横浜市立学校のすべての教職員は、子どもの健やかな成長を思う良心にかけて、極めて深刻にとらえる必要があります。

この状況を生んでしまったことにより、横浜市の学校教育全体に対する市民の信頼が揺らぎ、そのあり方が問い直されている現実をすべての学校長と教職員は認識する必要

があり、それぞれが責任をもつ各学校において、あらゆる体罰や人権侵害の芽を根こそぎ絶たなくてはなりません。

また、体罰はたとえ指導意図があったとしても、暴行・傷害行為であり、刑法に触れる犯罪行為であることは明白です。したがって、被害者が告訴することは当然の事態であり、過去、本市においても刑事告訴がなされた事例もあります。

さらに、本件体罰については、

- ・ 本件は体罰なのか、明らかに教師による「虐待」ではないのか
- ・ なぜ、こうした行為が学校内で起きるのか
- ・ なぜ、多くの教職員がいるのに事態が継続したのか
- ・ なぜ、報告の義務が果たされなかったのか
- ・ 一体、学校の中はどういう仕組みになっているのかなど

様々な疑問が多くの市民の皆様から寄せられていました。こうした学校の内部に対する疑問や不信感に対して、当該校の問題として切り離すのではなく、本件からとらえることのできる原因や背景、課題などについて、各学校の実情を踏まえて明確に説明を行い、再発防止に向けた対策を講じて、すべての学校が安心できる場であることを市民に対して示していく必要があります。

※ なお、現在も、当該校においては本件の反省をもとに教職員が一丸となって研修を積み、保護者と協働した新たな学校づくりに取り組んでいることを付記しておきます。

(3) 学校としてとらえるべき7つの課題

課題① 本件では、校長や教職員は、児童たちの成長を阻害し続けていた2年にもわたる体罰や暴言などの状況を十分に把握できていませんでした。

課題② 本件では、児童にかぶせた段ボール箱は教室に常置されていました。関係教諭の指導姿勢に疑問を感じていた教職員もいました。しかしながら、体罰の未然防止に繋がる行動は何も起こされませんでした。

課題③ 本件では、他の教諭が体罰を目撃し、その行為について校長に相談したこともありました。

課題④ 本件では、体罰事実が校長に伝えられても、調査活動や事実確認、さらには教育委員会への報告などが行われていませんでした。

課題⑤ 本件では、一部の教諭の「専門性や指導力」が高く評価されるなか、その教諭に任せておけば大丈夫だという依存的な雰囲気が見られたり、疑問を感じさせる指導が行われても、それについて指摘がされないなどの状況がありました。

こうしたことから児童のために全職員で相互にかかわろうとする姿勢が弱くなり、問題の見過ごしにつながりました。

課題⑥ 本件では、個別支援学級の指導が閉鎖的で、密室で行われている状況が見られ、多くの教師や保護者の意見や感覚が自由に述べられることのない風通しの悪い指導体制や教職員の関係が事態の深刻化を生んだと考えられます。

課題⑦ 本件では、個々の児童のあり方を尊重し、児童の自ら成長する力を信じて個に応じた教育活動を行おうとする姿勢が弱く、教師が偏狭な価値基準に陥り、一方的な教育目標を立てて、その目標に向かって強圧的に威圧的に児童を指導しようとする傾向が顕著でした。

(各学校が)本件の課題から、とらえるべき「研修の視点」

研修の視点①・・・「体罰に対する学校体制は？」

あなたの学校では、校長・教職員の認識や学校体制のあり方は、体罰に毅然とした姿勢で臨み、児童生徒の被害を防ぐために十分な対応力を有していると言えますか。

研修の視点②・・・「体罰を指摘し合う職員間の関係は？」

あなたの学校では、他の教師の行う指導についての疑問や非違行為の可能性のある行動について、校長を含めた教職員集団の中で報告したり、指摘し合ったりする職員間の関係はできていますか。お互いの遠慮や保身、人間関係の気まずさなどの理由から、大事な問題から目を背ける傾向はありませんか。

研修の視点③・・・「発生した体罰行為の報告は？」

あなたの学校では、校内で体罰行為が発生した場合、教職員は体罰を行う教師の行動を制止し、事実を速やかに校長に報告する行動がとれる状況になっていますか。

研修の視点④・・・「まずは第一報、そして公平な事実把握は？」

あなたの学校では、体罰が発生した場合、校長がリーダーシップを発揮して調査し、事実を明らかにして教育委員会に報告する学校体制がつけられていますか。また、教職員はそれを支える意識と行動力をもっていますか。

研修の視点⑤・・・「一部の教諭の指導力？に頼りすぎていませんか？」

あなたの学校では、一部の教諭の指導力に頼り過ぎたり、また、指導方法に疑問があっても批判しにくい雰囲気が見られたりすることなど、全教職員でかかわろうとする体制ができていないという状況はありませんか。

研修の視点⑥・・・「地域、保護者等と協働した学校づくりへの取り組みは？」

あなたの学校では、児童生徒の指導に関する情報を全教職員で共有し、個に応じた指導について意見交換が活発に行われる状況にありますか。保護者とも密接に連携して共にかかわる体制はできていますか。また、地域社会や保護者等に対して必要な情報発信がなされ、説明責任を果たしながら、協働して学校づくりに取り組む体制づくりはできていますか。

研修の視点⑦・・・「児童理解、生徒理解に基づく指導の展開は？」

あなたの学校では、全教職員が個々の児童生徒について児童生徒理解を深める機会が頻繁にもたれ、それぞれの児童生徒の個に応じた指導目標が立てられて、個々の児童生徒の成長する力を信じたカウンセリングマインドに基づく児童生徒指導が行われていますか。

2 体罰根絶をすべての学校の課題として

平成21～25年度体罰報告書の分析から学ぶこと

体罰のとらえ方～再発防止の視点から～

心身共に成長途上にある児童生徒に対して、指導の名を借りた教師による体罰行為が断続的に発生しています。平成16年度に市立学校で発生した個別支援学級での体罰事案を受けて、すべての教職員の課題として体罰根絶に向けた取組を継続しているところですが、未だに体罰が根絶されない状況は極めて深刻にとらえる必要があります。

本市の学校教育全体に対する市民の信頼を回復し、子どもの健やかな成長を願う立場から、すべての学校で、あらゆる体罰や人権侵害の芽を根こそぎ絶たなくてはなりません。

また、体罰はたとえ指導意図があったとしても、明らかな非違行為であり、刑法に触れる犯罪行為にあたります。したがって、被害者が告訴することは当然考えられる事態であり、本市においても刑事告訴がなされた事例もあります。

そこで、教育長通知で示された次の5つ視点から体罰根絶に向けた取組を点検するとともに、過去5年間、本市で発生した事案を分析を参考にして、校内の児童・生徒指導体制を再点検し、体罰の発生を未然に防止できる教職員の人権感覚の醸成と組織的風土の改善を図って下さい。

(1) 人権尊重の精神を基盤とする教育の推進

全教職員が個々の児童生徒に対して共感的な理解をもってかかわり、組織的に個に応じた指導や支援を行い、人権尊重の精神を基盤とする教育を積極的に展開する。

(2) 校内指導体制の確立

校長をはじめ教職員間で日常的に指導体制のあり方について点検するとともに、相互の指導方法や児童生徒へのかかわり方について忌憚ない意見交換や相談ができる教職員組織を構築する。

(3) 市民から信頼される教職員集団づくり

校長は体罰等教職員の非違行為に対して、管理職として公正な立場に立ち、その責任において厳正にこれに対処するとともに、教職員間においても、非違行為はもちろん、児童生徒に対する不適切な指導や対応を許さない毅然とした職務姿勢を確立して、体罰等非違行為の根絶に努める。

(4) 公正で明るい学校づくり

保護者や地域関係者に必要な情報を提供して連携強化を図るなど、「開かれた学校づくり」に協働して取り組み、体罰のない、公正で明るい学校づくりを積極的に展開する。

(5) 体罰根絶を目指した校内研修の充実

教職員は児童生徒にかかわる自らの在り方について、常に謙虚な姿勢で見直しと研さんを行う必要がある。各学校においては、共感的な児童生徒理解やコミュニケーション能力の向上を図る研修、体罰の根絶に向けた研修を積極的に行う。

体罰の根絶をめざした取組の徹底について(通知)より
教小中第627号平成20年5月27日教育長

3 「体罰」とは・ ・ ・ 体罰の定義と法規・法令

学校教育法第11条、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とし、これを受けて同法施行規則第26条では、「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」と定めています

1 体罰のもたらす児童生徒等への影響

体罰の発生に伴う問題点は少なくなく、体罰行為を受けた児童生徒だけでなく、周囲にいた子どもたちをはじめ、保護者や地域関係者等にも大きな影響を与えます。

(1) 児童生徒への影響

体罰は肉体的、精神的な苦痛を与えるだけでなく、心の傷として長く残りまた心の成長を阻害する要因となります。また、体罰によって児童生徒の学校生活や家庭生活において、学習意欲や集中力の低下を引き起こすなど、学習活動への影響も懸念されます。さらには、周囲の子どもたちの心にも影響を与えるだけでなく、力で解決する風潮を生じさせるなど児童生徒の人間関係に歪みを発生させる原因ともなります。そして、子どもたちの教師観を変化させるなど、児童生徒と教職員の人間関係にも多大な影響を与えることは避けられません。

(2) 保護者や地域への影響

学校への信頼関係は、教職員の子どもたちへの積極的な関わりや、保護者・地域との密接な連携など、地道な取り組みを継続させることによって構築されます。しかし、体罰の発生は、瞬時にこれらの関係を破壊すると同時に、教職員全体に対して不信感を生じさせます。そのために体罰以後の学校教育活動に支障をきたすことが予想されます。また、地域社会においてもたらされた体罰についての風評が、学校への不満や不信感を生みだし、学校のよさやそれまでの実践に伴う評価等が打ち消されてしまうおそれがあります。さらには先に記載した小学校個別支援学級体罰事案のように、当該校のみならず市の学校教育に対する市民の期待を損なうことにもなりかねません。

参考

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について

(18文科初第1019号平成19年2月5日付)

(別紙) 学校教育法第11条に規定する児童・生徒の懲戒・体罰に関する考え方

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間が過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは、体罰に当たる。)
 - 授業中、教室内に起立させる
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

(6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰に該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上も責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

(1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない

(2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるものであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。

(3) また、児童生徒が学習を怠り、喧嘩その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。

(4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

4 法令等における「体罰」の取り扱い

「体罰」が学校教育法第11条により禁止されていることについてはすでに触れました。従って、体罰を行った教職員は、行政上、刑事上、民事上の個人責任を負う可能性があります。いずれにせよ、いかなる理由があろうとも公教育に関わる教職員として体罰はあってはならない行為です。

(1) 行政上の責任

地方公務員法第29条の職務義務違反として、免職、停職、減給、戒告の懲戒処分があります。

(2) 刑事上の責任

体罰を行ったことにより、暴行罪、傷害罪、監禁罪等の刑事上の責任を問われる場合があります。

刑法

(傷害罪)

第204条

人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(暴行罪)

第208条

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(逮捕及び監禁罪)

第220条

不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

※ 禁錮以上の刑（禁錮、懲役、死刑）に処せられた場合、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき職を失い、また教育職員免許法第10条第1項の規定に基づき免許状は効力を失う。

(3) 民事上の責任

不法行為による賠償責任があり、障害に対する治療費や慰謝料などの損害賠償責任を負うことがあります。また国家賠償法による求償もあり得ます。

民法第709条

故意又は過失にて因りて他人の権利を侵害したる者は之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず

国家賠償法第1条

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。

②前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

(4) 体罰に関する判例

学校教育法の禁止する体罰とは、懲戒権の行使として相当と認められる範囲を越えて有形力を行使して生徒の身体を侵害し、あるいは生徒に対して肉体的苦痛を与えることをいう（水戸五中体罰事件）。（昭和56年4月1日東京高裁）

中学校でいじめをする生徒を授業中に職員室に呼び出した教師が、この生徒を正座させ、顔面を平手で殴打するなどして、眼球打撲などの軽い負傷をさせたのは、法律で禁止された体罰にあたり、体罰にあたらなくても、生徒の授業を受ける機会を奪うことは、懲戒権として許された範囲をこえる違法な行為である。（昭和63年2月4日静岡地裁）

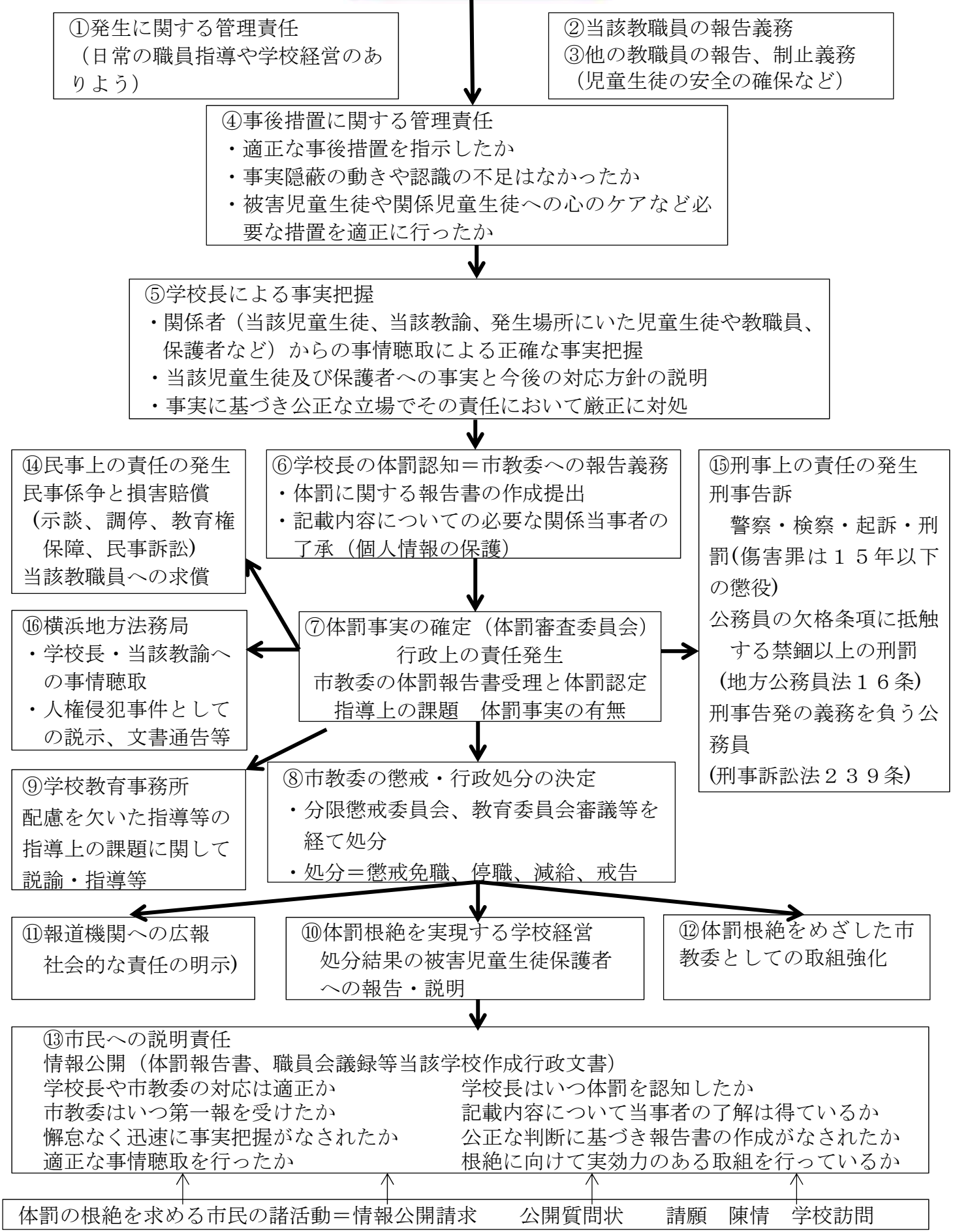
学級日誌の記載をめぐるトラブルで生徒の顔をなぐり軽いきずを負わせたのは体罰にあたる。教師が教育の現場で生徒に対して暴行することがやむを得ないと評価されるには、その生徒が人の生命・身体に現に危害を及ぼしているか、またはその可能性が具体的である場合に限られ、そうでない以上は教諭の生徒に対する暴行は違法である。（平成元年4月24日東京地裁）

法はもとより当時の校長も体罰を禁止していたが、被告は「建前に過ぎない」と考えて安易に力に頼る指導をしていた。動機は、被害者の態度に誘発された私的で短絡的な怒りの感情で、われを忘れ手加減を加えなかった。しかし、熱心な教師として被告を慕う卒業生もあり、酌むべき事情もある。（平成7年12月25日福岡地裁、同旨平成8年6月25日福岡高裁）

教師の行う体罰は、極めて軽微な場合を除き違法と解するのが相当であり、砂埋めの生徒に対する屈辱感などの精神的苦痛は相当なものであった。教諭らは、生徒指導で体罰が必要な場合もあると考えているふしもあり、教育観の再検討を促すことを含めて深刻な反省を求める（砂埋め体罰訴訟）。（平成8年3月19日福岡地裁）

5 体罰の発生に伴って生じる対応と責任について

体 罰 の 発 生



6 体罰に関わる懲戒処分の標準例・処分量定

横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針（抜粋）

指針の目的

教育公務員の職務は、児童・生徒及び保護者等との信頼関係によって成り立つものであり、公務員の中でも一段と高いモラルが求められ、社会からより厳しい目で見られている。そのため、児童・生徒及び保護者等との信頼関係を一層深めるためには、公教育に携わる教育公務員の使命と役割についての自覚を高めるとともに、服務規律等の遵守を徹底していく必要がある。

本指針は、こうした認識のもと、懲戒処分を行うに際しての基本的な考え方を定めるものである。

基本事項

(1) 基本事項

具体的な処分等の量定にあたっては、

- ① 当該行為の動機、態様、結果等
- ② 故意又は過失の度合い
- ③ 当該行為を行った教育公務員の職責
- ④ 司法判断
- ⑤ 児童・生徒、保護者、地域、社会及び教育公務員に与える影響等
- ⑥ 過去における不適切行為若しくは違法な行為又は処分等の有無

を総合的に考慮の上、判断するものとする。

また、教育公務員が行った一連の行為が、複数の非違行為に該当する場合は、標準例で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができる。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものとし、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断する。

(2) 処分等の量定の加重について

次のいずれかの事由があるときは、処分等の量定を加重することができる。

- ① 児童・生徒の良好な教育環境や市民・保護者の信頼を著しく損なう事態を招いたとき
- ② 教育公務員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき
- ③ 教育公務員が違法行為を継続した期間が長期に渡るとき
- ④ 教育公務員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が高いとき
- ⑤ 教育公務員が過去に処分等を受けたことがあるとき
- ⑥ 自らの不適切若しくは違法な行為を隠ぺいしたとき

(3) 処分等の量定の軽減について

次のいずれかの事由があるときは、処分等の量定を軽減すること又は処分等を行わないことができる。

- ① 教育公務員の日頃の勤務態度又は教育実践が極めて良好であるとき
- ② 教育公務員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出るなど、非違行為に対する深い反省が顕著に見られるとき
- ③ 教育公務員が行った行為の非違の程度が軽微である等特別な事情があるとき

適用

指針における「教育公務員」とは、小学校・中学校・特別支援学校の校長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び実習助手並びに、高等学校の校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師及び実習助手をいう。

● 体罰等

ア 児童・生徒に体罰を行い負傷させた（精神的な後遺症を与えた場合も含む）職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において過去に処分歴が有る職員は、免職又は停職とする。

イ 児童・生徒に体罰を行った（精神的な苦痛を与えた場合も含む）職員は、減給又は戒告とする。この場合において過去に処分歴が有る職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 児童・生徒に対して、悪質又は常習的な体罰を行った職員は、免又は停職とする。

※ 処分歴には、文書訓戒・厳重注意も含む。

※ 傷害度、苦痛度、手段、指導経過、事後処理、司法の措置等の内容によっては、量定を加重及び軽減する。

※ 侮辱的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な行為については、この体罰の量定に準じて扱う。

懲戒処分標準例・処分量定一覧（横浜市教育委員会）より

事由		戒告	減給	停職	免職
体罰等	ア 児童・生徒に体罰を行い負傷させた（精神的な後遺症を与えた場合も含む）				
	処分歴有り				
	イ 児童・生徒に体罰を行ったが負傷には至っていない（精神的な苦痛を与えた場合も含む）				
	処分歴有り				
ウ 児童・生徒に対し、悪質又は常習的な体罰を行った					
※処分歴には、文書訓戒・厳重注意を含む。 ※傷害度、苦痛度、手段、指導経過、事後処理、司法の措置等の内容によっては、量定を加重及び軽減する。 ※侮辱的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な行為については、この体罰の量定に準じて扱う。					

7 体罰防止チェックシート

子どもが安心して豊かに
生活できる学校をつくるために

学校は、児童生徒と教職員が信頼関係を築き、その上にたつて豊かな人間性を育むところ。その学校における体罰の発生は、児童生徒の心を深く傷つけ、お互いの信頼関係を覆し、学校教育の信頼を著しく失墜させることとなります。

年度により発生に増減はありますが、依然として体罰は根絶されていない状況にあります。

そこで、このチェックシートの活用を通して、ご自身はもちろん学校全体の指導についてもう一度、振り返ってみましょう。

シートによる自己点検は、ご自身のこれからの指導や学校の指導体制に役立つはず。自己研修や校内研修を深めるためにも、ぜひ、ご活用ください。

チェックシートで振り返ってみましょう。

START

※ の中に当てはまる項目が1つでもあれば右の内容について、研修を深めてください。内容にあった研修資料番号を提示しました。

- 子どもや保護者との信頼関係があれば体罰は許されると思う
- 児童・生徒指導の問題は、一部の職員に任せてしまう
- 「指導が甘い」と職員個人や学年、部活などを非難する（場面を見聞きする）ことがある
- 教職員の体罰や暴力、暴言を傍観したり見すごしたりしたことがある

あなたの学校の風土は

体罰を肯定する考え方、一部の教員にたよりすぎる体制、指導法の話がしにくい雰囲気職場にありませんか。体罰は、重大な人権侵害行為であり、子どもが学校、教職員に不信感をもつだけでなく、暴力での問題解決を正当化する考え方につながります。教職員の人権感覚を豊かにするとともに学校の風土の改善をはかって組織的な指導体制を確立してください。

資料番号

3
8
9
13
15
20
21

YES

No

- 子どもは、教師の言うことを素直に聞くのが当たり前だと思う
- 子どもの問題行動が起こったとき、恥をかかされた感覚をもつことがある
- 子どもを指導する場面で「裏切られた」「子どものために指導しているのに…」という意識になることがある

Next Check

教職員の意識を

自分の考えを子どもに押しつけるなど独りよがりの指導をしていませんか。子どもたちの考え方、感じ方、表現のし方は一人ひとりちがいます。この基本的なことをもう一度意識してみましょう。日ごろ、教職員一人ひとりがさまざまな視点から個々の児童・生徒について理解していねいに支援することを心がけることが大切です。

資料番号

1
3
10
12
13
16
19
23

YES

No

- 子どもの言動についカッとなってしまう
- 自分の指導がなかなか理解されないと、いらいらしたり、威圧的な物言いになってしまう
- きちんとさせなければいけないといった指導へのあせりからつい感情的になってしまう

Next Check

自身のセルフコントロールを

「カッとなって叩いてしまった」「思わず手が出た」など子どもの発言や態度に対する一時的な感情の高ぶりが体罰につながる場合があります。冷静でないときに子どもの心に響く指導はむずかしいはずですが、自分の高ぶる感情を自分自身でしずめる「セルフコントロール」の方法を普段から身につけておきましょう。
※ 裏面に参考資料を掲載しています。

資料番号

1
2
4
5
14
22
25

YES

No

Next Che

体罰根絶には、職員一人ひとりが人権意識を高め、子ども一人ひとりに対して保護者や地域と連携し、チームでねばり強くていねいに指導していくことが大切です。

No

- ※ 部活動・クラブ活動など
- 勝つことや優勝することが活動の目的になっている
- 個人の技術やチームの力の向上を性急に求めてしまう
- 部員（子ども）を一方向的に自分の方針に従わせようとしている
- 面倒を見てやっているという意識をもって指導している

YES

部活・行事の指導が目指すものは

過度の期待からの叱責やプロセスをぬきにした結果だけの評価をしていませんか。
部活動は教育活動の一環でよりよい人間形成や健全育成を目的としています。
クラブ活動も、望ましい人間関係、所属感や連帯感の深化、自主的な態度の育成を目指しています。
活動の目的や意義をふまえて子どもたちが充実感や達成感をえられるような指導に努めてください。

資料番号

7
10
11
17
18
26

No

- きびしく指導するためには子どもの内面に対する共感的な態度は必要ない
- 子どもの特性を理解した上での指導は甘いと思う
- 子どもの問題は家庭に原因があり、保護者の代わりにきびしく指導する必要がある
- 子どもの言動や態度の背景は指導の上でさほど問題ではない

Next Check

YES

背景や要因をとらえて

子どもの問題行動を現象面だけでとらえていませんか。
子どもの問題行動には、学習、人間関係、家庭環境などに起因する悩みや不安、発達障害などの子どもの特性への理解不足に起因する2次的な障害など、さまざまな背景や要因が考えられます。
子ども一人ひとりの理解を深め、保護者と連携しながらねばり強くていねいに指導していくことが大切です。

資料番号

4
6
8
10
12
13
16
20
21

No

- 子どもの言い分や思いを聞くことなく頭ごなしにしかってしまう、威圧的な態度をとってしまう
- 日ごろ、先入観や思い込み、憶測、決めつけで指導することがある
- 子どもに対して指導する場所やタイミングを考えずに指導することがある

Next Check

YES

カウンセリングマインドで

忙しさからくる余裕のなさや自分の指導力不足、未熟さから、ていねいさを欠いた指導になることはありませんか。
カウンセリングマインドにもとづいて子どもの話をていねいに聞きとることや、客観的な事実をもとに組織的に指導することを心がけましょう。
また、自分の指導についての点検や研修をとおして指導力の向上に努めましょう。

資料番号

1
2
5
6
14
19
23

ck

8 怒りに対するセルフコントロールについて

カッとなる



怒りやストレスに上手に対応しましょう!

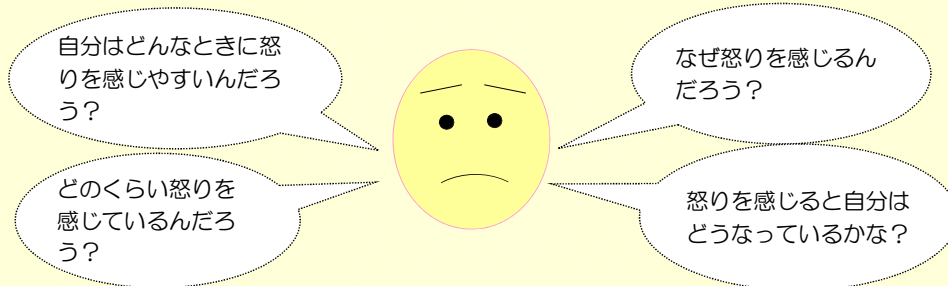
～ 怒りに対するセルフコントロールをトレーニング ～

ムツとする

日常生活の中で怒りの感情がわくことは自然なことです。しかし、これまでの本市における体罰事案をみると、職員が怒りをコントロールできずに児童生徒への厳しい叱責や体罰につながったケースが多くありました。児童生徒への指導を適切に行うためには怒りの感情を理解して、コントロールすることも大切です。

◇ 怒りの感情を理解しましょう。

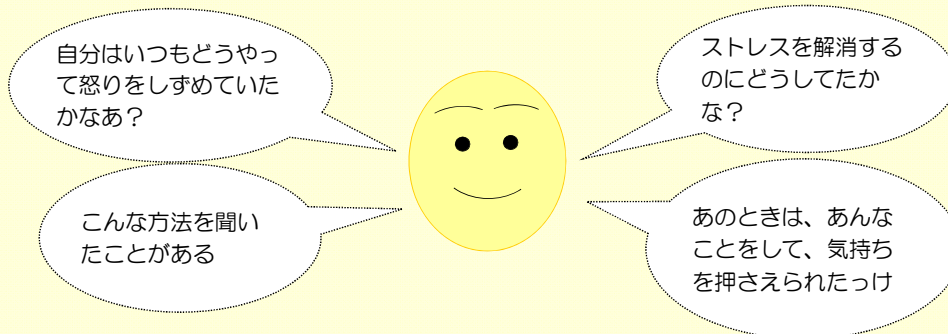
■ 怒りの感情を冷静に受止めることは大切です。自分自身を振り返ってみましょう。



※ 怒りの感情は、誰でももつものです。もってはいけないことはありません。
※ 怒りを我慢するとストレスになり、さらに高い怒りにつながることもあります。

◇ 怒りの感情をコントロールしてみましょう。

■ 怒りの感情をどのようにコントロールしているのでしょうか。普段の自分を振り返ってみましょう。



◇ このような方法も紹介されています。

- 深呼吸する : ゆっくり呼吸をしましょう。
- 数を数える : 心の中でゆっくり数を数えてみましょう。
- 自分に語りかける : 「落ち着け」「怒っちゃいけない」「待て待て」「自分はまだ冷静だぞ」など自分が落ち着けそうなせりふを自分自身に語りかけてみましょう。
- リフレーミング : 直面している状況の見方や考え方を変えてみましょう。「怒らせようと思ってやったわけではない」「不安だからこんな言い方をしたんだな」など…。

※ グループワーク形式の職員研修を行い、他の人との意見交換することはとても有効です。

ムツとする 怒りやストレスに上手に対応しましょう！

～ 怒りに関するセルフコントロール研修例 ～

カットとなる

日常生活の中で怒りの感情がわくことは自然なことです。しかし、怒りをコントロールできないと児童生徒への厳しい叱責や体罰につながってしまうことがあります。児童生徒への指導を適切に行うためには怒りの感情を理解して、コントロールすることが大切です。

準備

- 職員を5人前後のグループに分けます。
- 進行・記録を決めます。
- 課題になる2点についてのワークシートを用意します。

研修の流れ

1 研修のねらいと流れ

Time 5m

◇ 研修のねらいと流れについて説明します

- 怒りの感情を理解して冷静に客観的に受止められるようにする
- 怒りの感情に対する対処の方法を知る
- 他の人が持つ怒りの感情を理解する

Time 20m

2 怒りの感情を理解しましょう。

◇ ワークシートに、書き出してみましよう

- 自分はどんなときに怒りを感じやすいのか
- なぜ怒りを感じてしまうのか
- どのくらい怒りを感じているのか
- 怒りを感じると自分はどうなるか

◇ グループで話し合いましよう

◇ グループごとに発表してみましよう

- ※ 怒りの感情は、誰でも持つものです。持つてはいけないことではありません。
- ※ 怒りを我慢するとストレスになり、さらに高い怒りにつながることもあります。

3 怒りの感情をコントロールしてみましよう。

Time 20m

◇ ワークシートに、書き出してみましよう

怒りを感じたとき、どのように解消しているか
高ぶった気持ちを落ち着かせるためにどうしているか
有効だった方法や上手い経験があるか

◇ グループで話し合いましよう

◇ グループごとに発表してみましよう

4 このような方法も紹介されています。

Time 15m

◇ セルフコントロールの方法を全体に紹介する

◇ ロールプレイで実際に体験してみましよう(グループごと、または代表で)

- 深呼吸する : ゆっくり呼吸をしましよう。
- 数を数える : 心の中でゆっくり数を数えてみましよう。
- 自分に語りかける : 「落ち着け」「怒っちゃいけない」「待て待て」「自分はまだ冷静だぞ」など自分が落ち着けそうなせりふを自分自身に語りかけてみましよう。
- リフレーミング : 直面している状況の見方や考え方をえてみましよう。「怒らせようと思ってやったわけではない」「不安だからこんな言い方をしたんだな」など…。

5 まとめ

Time 5m

◇ 研修のまとめをします

9 体罰防止研修の実施例

【体罰防止研修について】

体罰の根絶を目指し、学校長のリーダーシップのもと、研修資料や学校で作成した資料等を活用して、校内研修会や自己研修に取り組んでください。実施にあたっては、教職員一人ひとりが自らの問題として深く受け止められるよう、工夫に満ちた計画的・組織的な研修になるよう配慮してください。

【研修会を始める前に準備すること】

体罰防止研修は9月までに毎年2回以上を行うことになっています。研修の形態や内容は各学校の裁量となっていますが効果を上げるための工夫が大切です。

- 1 前年の立案段階から、年度当初の実施も含め、年間計画に入れることが大切です。
- 2 研修目的を、管理職や研修担当者がしっかりと確認してください。体罰は「人権侵害」であるという認識は欠かせません。
- 3 研修会の日程等（講師、時間、場所、必要品、等）を早めに教職員に周知することは、職員の意識を高める意味でも大切です。研修は研修資料(別添)や学校独自に用意した資料等を活用してください。

～ 研 修 例 ～

準 備

- 職員を5人前後のグループに分けます。
- 進行・記録を決めます。

研修の流れ

1 研修のねらいと流れ

Time 5m

- ◇ 校長あいさつ

2 チェックシートの実施

Time 10m

- ◇ チェックシートによる自己点検を行います

3 小グループの話し合い(研修資料を使用)

Time 30~40m

- ◇ 各自で研修資料を読みます
- ◇ ワークシートに、書き出してみましよう

4 全体会

Time 15m

- ◇ グループごとに話し合った内容を発表し全体で共有しましょう

5. 振り返り

Time 5m

- ◇ 振り返りシート(研修会アンケート)に記入しましょう

6. まとめ

Time 5m

- ◇ 講師(校長、外部講師等)のお話

「体罰問題」を考える…… 演習課題

○体罰根絶に向けて、この資料をもとに考えてみましょう

<資料21>

小学3年生のA君は、日頃、授業中の立ち歩きや他の児童に話しかけるなど日頃から落ち着きがありませんでした。また、ときどき他の児童を叩いたり蹴ったりすることがありました。学校の様子は、B教諭から保護者に伝えており、保護者は、たいへん心配していました。

ある日の休み時間、A君は廊下で通りかかった3年女児の頭を理由もなく叩きました。その場で目撃した担任のB教諭はそのことについて謝罪するように指導しましたが、A君は、従わず職員室前に逃げてしまいました。B教諭は追いかけていき、廊下の突き当たりで追いつきました。B教諭が、丁寧に指導をしていると6年担当のC教諭が通りかかりました。

C教諭はB教諭がA君の指導している姿を度々見ている、その都度、B教諭に代わって厳しい指導をしていました。

B教諭の指導に対してA君がなかなか素直になれない様子を見て、C教諭はB教諭から事情を聞き、「叩かれるとこれくらい痛いんだ」と言ってA君の頭を叩きました。A君が泣き出し逃げようとしたのでC教諭はA君の腕を引き自分の前に立たせ「叩くことはいけないことなんだ」と強い口調で言いながら頬を叩きました。「わかったか」といいB教諭に指導を任せてその場を立ち去りました。

【ワークシート項目例】

- 1 A君の行動についての背景や要因を考えて見ましょう。
- 2 A君の気持ちを考えてみましょう。
- 3 C教諭の対応で課題や問題となる点をあげてみましょう。また、学校の指導体制に問題はないのでしょうか。
- 4 あなたがB教諭だったらどのような対応をしますか。
- 5 今回のような体罰を防ぐには学校としてどのようなことが必要だと思いますか。

「体罰問題」を考える…… 演習課題

○体罰根絶に向けて、この資料をもとに考えてみましょう

<資料9>

A先生は、生徒達から「怖い」と恐れられている先生です。そのため生徒達は、A先生の前では「きちんと、素早く」行動していました。他の先生方も、A先生が指導すると、集団の秩序が保たれるように感じ、A先生の指導力に一目置いていました。

ある日の放課後、B先生は、トイレの中で誰かが大声で怒鳴っているのを聞きつけました。慌ててかけつけてみると、A先生の前で、B先生のクラスのC君が泣きながら謝っていました。うっすらと、鼻血も出ています。何があったかは明らかです。B先生は、頭の中が真っ白になり、どうして良いか分かりませんでした。A先生は、「この生徒が、部活動の最中に、買い出しに行っていたので厳しく叱っておきました。後はよろしくお願ひします」といって、立ち去りました。

【ワークシート項目例】

- 1 体罰をされたC君の気持ちを考えてみましょう。
- 2 A先生の対応で課題や問題となる点をあげてみましょう。
- 3 あなたがB先生の立場だったら、この後、どのような行動をとるべきだと思いますか。
- 4 A先生の対応で課題や問題となる点をあげてみましょう。また、学校の指導体制の問題点や課題をあげてみましょう。
- 5 今回のような体罰を防ぐには、学校としてどのようなことが必要だと思いますか。

「体罰問題」を考える…… 演習課題

○体罰根絶に向けて、この資料をもとに考えてみましょう

<資料20>

個別支援学級担任のA教諭は、中学1年生のB君が日頃、なかなか学習に集中できずに落ち着かない状況に課題を感じており、厳しい指導が必要だと思っていました。

ある日、3校時は計算練習のプリントに取り組む計画で、A教諭がB君を、他の生徒はC教諭が指導することになっていました。授業が始まり、しばらくたって、B君は2枚目のプリントをはじめましたが、途中で鉛筆を置いてしまいました。A教諭が何度もプリント学習を進めるように指導しましたが、机の上を消しゴムでこするなど計算練習をしようとはしませんでした。A教諭はB君に「廊下に出て立ってなさい」といい、B君を廊下に出しました。3校時が終わってもB君は廊下に出ていました。4校時が始まるとB君は「先生、中に入れてください」とA教諭に言いましたが「まだ、だめです」と言ってしばらく廊下に出したままでした。

C教諭は、A教諭の指導に疑問を感じていましたが、個別支援学級での指導の経験が少なく、どうしても言い出せませんでした。

【ワークシート項目例】

- 1 B君の気持ち、B君の保護者の思いを考えてみましょう。
- 2 A教諭の対応で課題や問題となる点をあげてみましょう。
- 3 あなたがC教諭だったらどのように対応しますか。
- 4 あなたがA教諭だったらどのような対応をしますか。
- 5 今回のような体罰を防ぐには学校としてどのようなことが必要だと思いますか。

ワークシート例

資料を読んで、まずご自身で考えてください。そしてグループで話し合ってみましょう。

5年生を担当するC教諭は秋に行われる学校行事のチーフです。1週間後に控えた行事に向けて今日も打合せの会議が放課後にあり、その準備に朝から忙しくしていました。

下校時、廊下で友達と話をしていた小学校6年D君に、追いかけてっこをして遊んでいた5年E君がぶつかりました。D君は憤慨し「何するんだ」と言うとE君は「そこにいるのが悪いんだ」と言い、お互いに服をつかみ、怒鳴りあう状態になりました。

このトラブルに気づいたC教諭は、2人を空いていた教室に連れて行き、立たせたまま、お互いの言い分を聞きました。C教諭が、E君に事情を矢継ぎ早に聞きますが、なかなか要領を得ません。C教諭が苛立っていると、D君は「ぼくの話は聴かないのか」「ぼくは何も悪くない」と言ってイスを蹴りました。この態度に腹を立てたC教諭はD君の胸ぐらをつかみ「ちょっと待ってろ」と言いました。D君が、ふてくされた態度をとって黙って教室を出て行こうとしたので、C教諭はD君の腕を後ろから掴んで、正対させて、D君の頬を数回叩きました。C教諭は泣いているD君を元の場所に戻し、お互いに謝罪させて、下校させました。

その後、C教諭は、行事の打合せのため、慌てて会議室に向かいました。打合せが終わったのが6時過ぎで、D君の担任と一緒に指導したE君の担任は帰宅していたので、C教諭は、2人の職員に指導について報告をしませんでした。

翌日、D君は学校を休みました。D君の保護者は担任に欠席理由を体調不良と伝えていました。C教諭は、昼食指導後、D君の担任に簡単に前日の指導について説明をして出張に出かけました。放課後、昨日の指導について、D君の保護者から副校長にC教諭の指導に対する抗議の連絡がありました。

1 D君の気持ちの変化を考えてみましょう。

2 体罰をうけたD君やそれを見ていたE君の気持ちを考えてみましょう。

3 C教諭の対応で課題や問題となる点をあげてみましょう。

4 あなたがC教諭だったらどのような対応をしますか。

5 今回のような体罰を防ぐには学校としてどのようなことが必要だと思いますか。

振り返りシート例

研修を振り返って

本日の研修、お疲れ様でした。研修の振り返りをしていただきたいと思います。
お書きいただいたシートにつきましては今後の学校運営や研修に役立てていきたいと思
います。

- 1 体罰について、研修を通じて感じたことをお書きください。

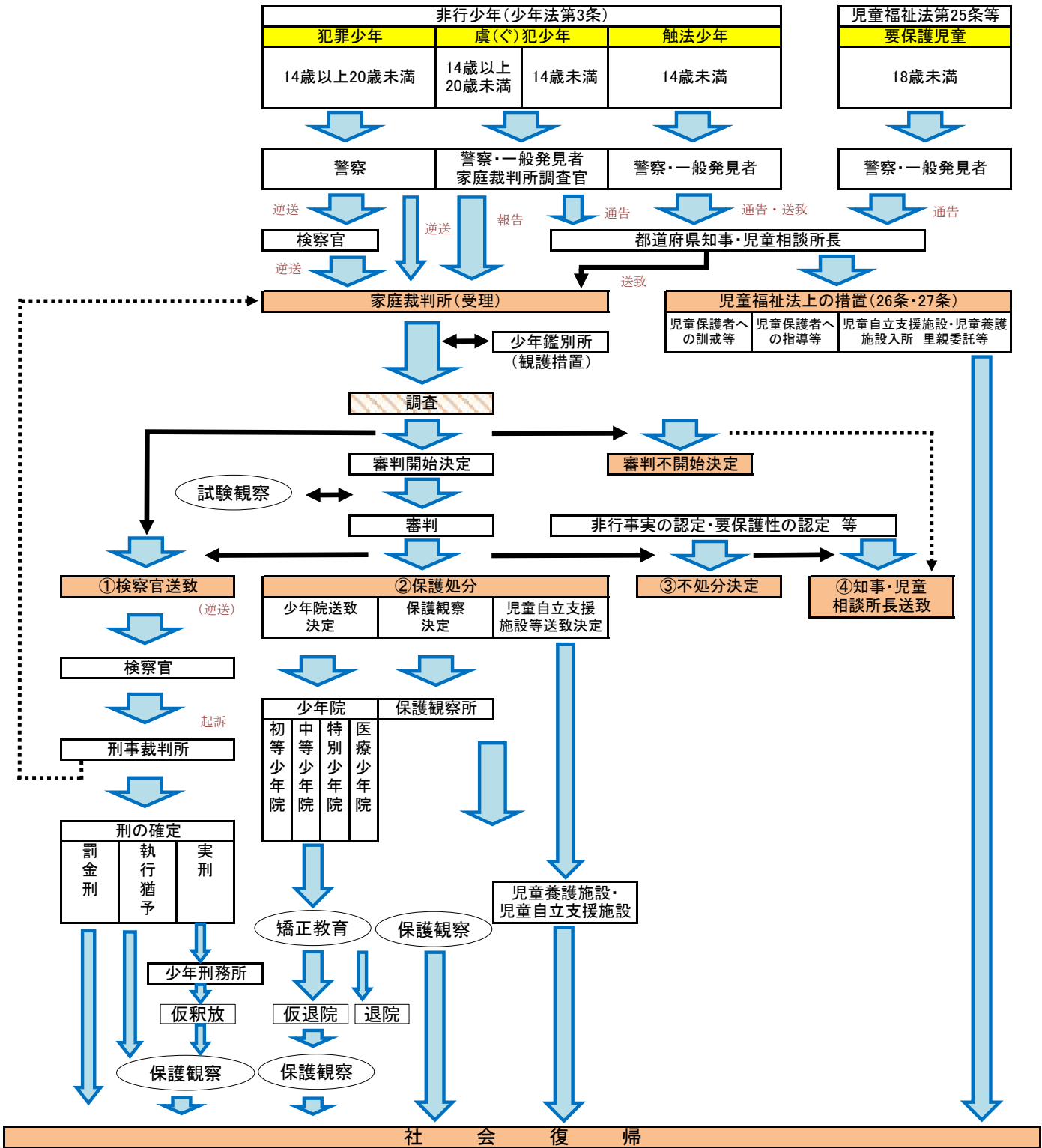
- 2 今後、どのように子どもと関わり、指導していこうと感じましたか。お書きください。

- 3 学年や学校全体の指導体制でこれから改善すべき点がありますか。お書きください。

- 4 その他、お感じになったことをお書きください。

ご協力ありがとうございました。

少年事件の手続きの流れ(概略)



参考:平成26年版子ども・若者白書 少年事件手続概略図

犯罪少年: 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
 触法少年: 14歳に満たない刑罰法令に触れる行為をした少年
 ぐ犯少年: 次に掲げる事由があって、その生活又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法に触れるおそれのある少年
 ○保護者の正当な監督に服しない ○正当な理由なく家庭に寄りつかない 等
 非行少年: 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年

各種照会への回答、通告及び連絡票等への取り扱いについて

照会・連絡票等	提出先機関	市教委 連絡窓口	留意事項	根拠法令等	手引き 掲載ページ
家庭裁判所の学校 照会への回答	家庭裁判所	連絡等必要なし (相談は学校教育事務所)		少年法 16条の2	P 11
捜査関係事項照会書 への回答	警察署	学校教育事務所	学校教育事務所を通 じて、市民情報室との合 議が必要	刑事起訴法 197条	P 10、11 P 153、154
触法関係事項照会書 への回答	警察署	学校教育事務所	学校教育事務所を通 じて、市民情報室との合 議が必要	少年法 6条の4	
ぐ犯調査関係事項依 頼書への回答	警察署	学校教育事務所	学校教育事務所を通 じて、市民情報室との合 議が必要	少年法 6条の2	
児童に関する調査へ の回答	児童相談所	学校教育事務所	学校教育事務所を通 じて、市民情報室との合 議が必要	児童福祉法 11条 同25条の6	P 10 〔個人情報 保護条例〕
指導の経過の調査へ の回答	児童相談所	学校教育事務所	学校教育事務所を通 じて、市民情報室との合 議が必要	児童虐待防止法 13条の3	
児童通告 (虐待等要保護)	・児童相談所 ・区福祉保健 センター	事前連絡の必要なし (相談は学校教育事務所) 「児童虐待(防止)連 絡票」で通告(または 報告)した場合、学校 教育事務所に連絡	児童虐待の場合は、 「 疑い 」で 通行する義務 がある 通告は「児童虐待(防 止)連絡票」 で行う	児童福祉法25条 児童虐待防止法 6条 (通告義務)	P 151、152
児童・生徒の健全育成 を推進する連絡票	警察署	学校教育事務所 人権教育・児童生徒課	連絡票の発信 ①学校教育事務所に連絡 ②人権教育・児童生徒課と 記載内容の確認・調整 発信及び受信した 連絡票について 連絡票の写しを 人権教育・児童生徒課に親 展にて送付	県警察本部と市 教育委員会との 協定	P 11、145、 146、147、 148、149、 150
上申書	警察署、裁 判所等	連絡等必要なし (相談は学校教育 事務所)	★ 記載内容について、本 人または保護者の同意 が必要	なし(任意)	P 11

教育総合相談センターで実施している教育相談事業の概要

区 分	事 業 の 概 要																																										
一般教育相談	<p>◎教育に関する相談を受け付けています。 （不登校、友人関係、学習、進路、海外転出入など）</p> <p>●電話相談 月～金曜（祝日・振替休日を除く） 9:00～17:00 671-3726～8</p>																																										
いじめ110番	<p>◎困っていることや悩み、「いじめ」等に関する相談を受け付けています。</p> <p>●電話相談 365日24時間体制 0120-671-388（フリーダイヤル）携帯電話からも可</p>																																										
専 門 相 談	<p>◎教育に関する心理・医療等の専門相談を受け付けています。 相談内容に応じて面談を行います（電話で予約してください。）。</p> <p>●心理相談 月～金曜（祝日・振替休日を除く） 9:00～17:00</p> <p>●医療相談 各週1回程度（週によって曜日が変わります。） 14:00～17:00 *心理相談、医療相談の予約は、663-0137です。</p> <p>●幼児相談 電話相談 月・火・水・金（祝日・振替休日を除く） 9:00～17:00 671-3796</p>																																										
区 教 育 相 談	<p>◎乳幼児期から学童期・思春期までを対象とした総合的な相談に応じます。 子どもや家庭の問題に関する専門機関など、必要な情報を提供します。 教育相談員・学校カウンセラーが学校を訪問して相談に応じます。</p> <p>子ども家庭支援相談</p> <p>●相談方法 電話及び面談による相談を行います。</p> <p>●相談日時 月～金曜（祝日・振替休日を除く。） 8:45～17:15（昼休みを除く。）</p> <p>●相談員 専門相談員が対応します。 学校カウンセラー・教育相談員・保健師・保育士</p> <p style="text-align: center;">子ども家庭支援相談の電話番号（各区福祉保健センター サービス課）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>電話番号</th> <th>区</th> <th>電話番号</th> <th>区</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴見</td> <td>510-1840</td> <td>保土ヶ谷</td> <td>334-6396</td> <td>青葉</td> <td>978-2460</td> </tr> <tr> <td>神奈川</td> <td>411-7173</td> <td>旭</td> <td>954-6160</td> <td>都筑</td> <td>948-2349</td> </tr> <tr> <td>西</td> <td>320-8470</td> <td>磯子</td> <td>750-2525</td> <td>戸塚</td> <td>866-8472</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>224-8345</td> <td>金沢</td> <td>788-7728</td> <td>栄</td> <td>894-3790</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>743-8266</td> <td>港北</td> <td>540-2388</td> <td>泉</td> <td>800-2465</td> </tr> <tr> <td>港南</td> <td>847-8439</td> <td>緑</td> <td>930-2356</td> <td>瀬谷</td> <td>367-5747</td> </tr> </tbody> </table> <p>学校訪問相談</p> <p>●教育相談員 主として教職員の相談に応じます。</p> <p>●学校カウンセラー 主として児童生徒・保護者及び教員の相談に応じます。 学校を定期的に訪問し、滞在型の教育相談を行います。 （中学校は週一回一日 小学校は半日単位で週一回程度）</p>	区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号	鶴見	510-1840	保土ヶ谷	334-6396	青葉	978-2460	神奈川	411-7173	旭	954-6160	都筑	948-2349	西	320-8470	磯子	750-2525	戸塚	866-8472	中	224-8345	金沢	788-7728	栄	894-3790	南	743-8266	港北	540-2388	泉	800-2465	港南	847-8439	緑	930-2356	瀬谷	367-5747
区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号																																						
鶴見	510-1840	保土ヶ谷	334-6396	青葉	978-2460																																						
神奈川	411-7173	旭	954-6160	都筑	948-2349																																						
西	320-8470	磯子	750-2525	戸塚	866-8472																																						
中	224-8345	金沢	788-7728	栄	894-3790																																						
南	743-8266	港北	540-2388	泉	800-2465																																						
港南	847-8439	緑	930-2356	瀬谷	367-5747																																						
スクールカウンセラーによる 学校での相談	<p>◎「心の専門家」である臨床心理士等を学校に派遣し、暴力行為や不登校、いじめ等について、子どもや保護者、教職員の相談にあたります。</p> <p>●配置校 市立中学校147校（小中一貫型配置を推進中）</p> <p>●配置 各学校に1人（中学校は週一回一日 小学校は半日単位で週一回程度）</p> <p>●時間 週1回8時間あるいは週2回4時間ずつ</p>																																										

教育総合相談センター事務室（人権教育・児童生徒課内）
関内駅前第一ビル（中区真砂町2-12） 045-671-3724

横浜市内の主な公的相談機関等

相談内容や対象など	相談機関名	所在地・電話
障害のある幼児・児童生徒のための教育全般にかかわる問題	横浜市特別支援教育総合センター	保土ヶ谷区仏向町845-2 (336)6020
いじめ、不登校、ひきこもり、思春期の悩みなど	横浜市青少年相談センター	南区浦舟町3-44-2 (260)6615
不登校、ひきこもり、非行の悩みなど	神奈川県立青少年センター 青少年サポートプラザ	西区紅葉ヶ丘9-1 (242)8201
18歳未満の子どもの養育、虐待や不登校、いじめなど	鶴見・神奈川・西・中・南区内に在住の方	横浜市中心児童相談所 (260)6510
	保土ヶ谷・旭・泉・瀬谷区内に在住の方	横浜市西部児童相談所 (331)5471
	港南・磯子・金沢・戸塚・栄区内に在住の方	横浜市南部児童相談所 (831)4735
	港北・緑・青葉・都筑区内に在住の方	横浜市北部児童相談所 (948)2441
0歳児から小学生までの障害のある子どもの療育にかかわる相談、診療、指導など	鶴見・神奈川区内に在住の方	横浜市東部地域療育センター (441)7711
	西・中・南区内に在住の方	横浜市中部地域療育センター (253)0358
	保土ヶ谷・旭・瀬谷区内に在住の方	横浜市西部地域療育センター (353)6933
	磯子・金沢区内に在住の方	横浜市南部地域療育センター (774)3831
	緑・都筑区内に在住の方	横浜市北部地域療育センター (942)3451
	戸塚・泉区内に在住の方	横浜市戸塚地域療育センター (825)1181
	港南・栄区内に在住の方	よこはま港南地域療育センター (882)1210
	青葉区内に在住の方	地域療育センターあおば (978)5112
	港北区内に在住の方	横浜市総合リハビリテーションセンター (473)0666
心身の発達上の諸症状にかかわる診療	横浜市立大学医学部附属病院	金沢区福浦3-9 (787)2800
心身の発達上の諸症状にかかわる診療	横浜市立大学医学部附属 市民総合医療センター (市大センター病院)精神医療センター	南区浦舟町4-57 (261)5656
心身の発達上の諸症状にかかわる相談 (主治医の紹介が必要)	神奈川県立 こども医療センター精神科	南区六ッ川2-138-4 (711)2351
いじめ、体罰などの子どもの人権にかかわる問題	横浜地方法務局 人権擁護課 子どもの人権110番	中区北仲通5-57 ☎(641)7926 ☎0120-007-110
非行問題や犯罪の被害、いじめ、虐待にかかわる問題	神奈川県警察 ユーステレホンコーナー	中区海岸通2-4 (641)0045 (0120)457-867 FAX(641)1975

横浜市内の「いじめ」にかかわる民間の電話相談窓口

相談内容や対象など	相談窓口	所在地・電話
困難や危機にあった時、誰にも相談できず、苦しんでいる人が対象。FAX相談も可能。	横浜いのちの電話	☎(335)4343 FAX(332)5673
18歳までの子どもが、話を聞いてもらいたいときにかける電話相談	よこはまチャイルドライン	☎0120-7-26266 月・木曜日 午後4時から9時

参考資料・文献等

- 藤森和美編著 「学校トラウマと子どもの心のケア」 (誠信書房 2005年)
- 下村哲夫著 「Q&A 生徒指導の法律知識」 (文教書院 1989年)
- 山口県教育委員会 「問題行動等対応マニュアル」 (2007年)
- 神奈川県警察ホームページ
 - ・「非行少年ワースト3罪種」保護者の皆さんへ
 - ・「STOP! THE 少年非行」平成25年中の少年非行の概要について
 - ・あぶない! インターネットの出会い
 - ・「薬物の根絶を目指して」
- 警察庁「平成25年 少年からのシグナル」(2013年)
- 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレット(2009年)
- 文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(2010年)
- 文部科学省「子供に伝えたい自殺予防～学校における自殺予防教育導入の手引」(2014年)
- 文部科学省 「生徒指導提要」(2010年)
- 文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導センター 「生徒指導リーフ」シリーズ(2012年～)
- 文部科学省 「平成25年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(2014年)
- 文部科学省 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)」(2008年)
- 厚生労働省 「子ども虐待防止の手引き」(2009年)
- 横浜市子ども青少年局 「平成25年度 横浜市児童相談所の児童虐待新規把握件数」(記者発表資料)(2014年)
- 横浜市教育委員会 「学習支援充実のためのマニュアル」(2012年)
- 横浜市教育委員会 「学校の防犯マニュアル」(2005年)
- 横浜市教育委員会 「自閉症にやさしいまち、横浜自閉症教育の手引き ～認めよう、見つめよう、育もう 2～」(2014年)
- 横浜市教育委員会 「スタディ&ソーシャルスキル集～一人ひとりを大事にする横浜の教育～」(2011年)
- 横浜市教育委員会 「児童・生徒指導上の諸問題緊急対策 プロジェクト報告書」(2005年)
- 横浜市教育委員会 「子どもの社会的スキル 横浜プログラム(三訂版)」(2012年)
- 横浜市教育委員会 横浜プログラム活用リーフ「授業こそ児童・生徒指導～横浜プログラムの考え方を取り入れた授業のススメ」(2015年)
- 横浜市教育委員会 「学校の防犯マニュアル」(2005年)
- 横浜市教育委員会 「不登校対策アクションプラン(改訂版)一人ひとりがクラスの主役」(2011)
- 横浜市教育委員会 「児童虐待から子どもを守るための学校の役割」(2006年)
- 横浜市教育委員会 「平成26年 教育相談センターごあんない」(2014年)
- 横浜市教育委員会 「A Chance To Change ー見つめ 気づき 変わる ー」(2009年)
- 横浜市教育委員会 「実践・指導事例集～『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして～」(2011年)
- 横浜市教育委員会 「見つめ 気づき 変わる」小学校編、中学校・高等学校、中学部・高等部編(2014年)
- 横浜市教育委員会 「いじめの根絶をめざして～対応・未然防止の手引き～」(2013年)
- 横浜市教育委員会 「～子供の「心」を育てこそ～ 安心・安全なスマホ・ケータイ! 「保護者向けリーフレット」」(2014年)